

平成 25 年 7 月

裁判の迅速化に係る 検証に関する報告書

(概要)

最高裁判所事務総局

1 はじめに（第5回迅速化検証結果の公表に当たって）

裁判の迅速化に関する法律（平成15年法律第107号。以下「迅速化法」という。）が施行されて10年となる。この間、最高裁判所は、同法8条1項に基づき、裁判の迅速化に係る検証（以下「迅速化検証」という。）に関する報告書を4回にわたり公表した。本報告書は、裁判の迅速化に係る第5回の検証結果を公表するものである。

今回の迅速化検証では、まず、事件の概況として、地方裁判所における第一審訴訟事件、家庭裁判所における家事事件、高等裁判所における控訴審訴訟事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件について、審理期間等の状況についての検証を行った。

また、これまでの迅速化検証では、主として司法固有の領域において長期化要因や施策の検討を行ってきたところであるが、真に実効性あるものとして裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するためには、単に裁判手続に内在する要因に即して施策を進めていくだけでなく、社会・経済背景や国民の意識といった裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因（以下「社会的要因」という。）についても考察を及ぼして、その問題の構造を把握し、裁判の合理的な運用に及ぼす影響等を検討する必要があると考えられる。今回の迅速化検証では、このような観点から、社会的要因にまで視野を広げ、紛争自体の総量や動向に影響を与える要因、裁判事件となる紛争や動向に影響を与える要因等の分析・検討を行った。

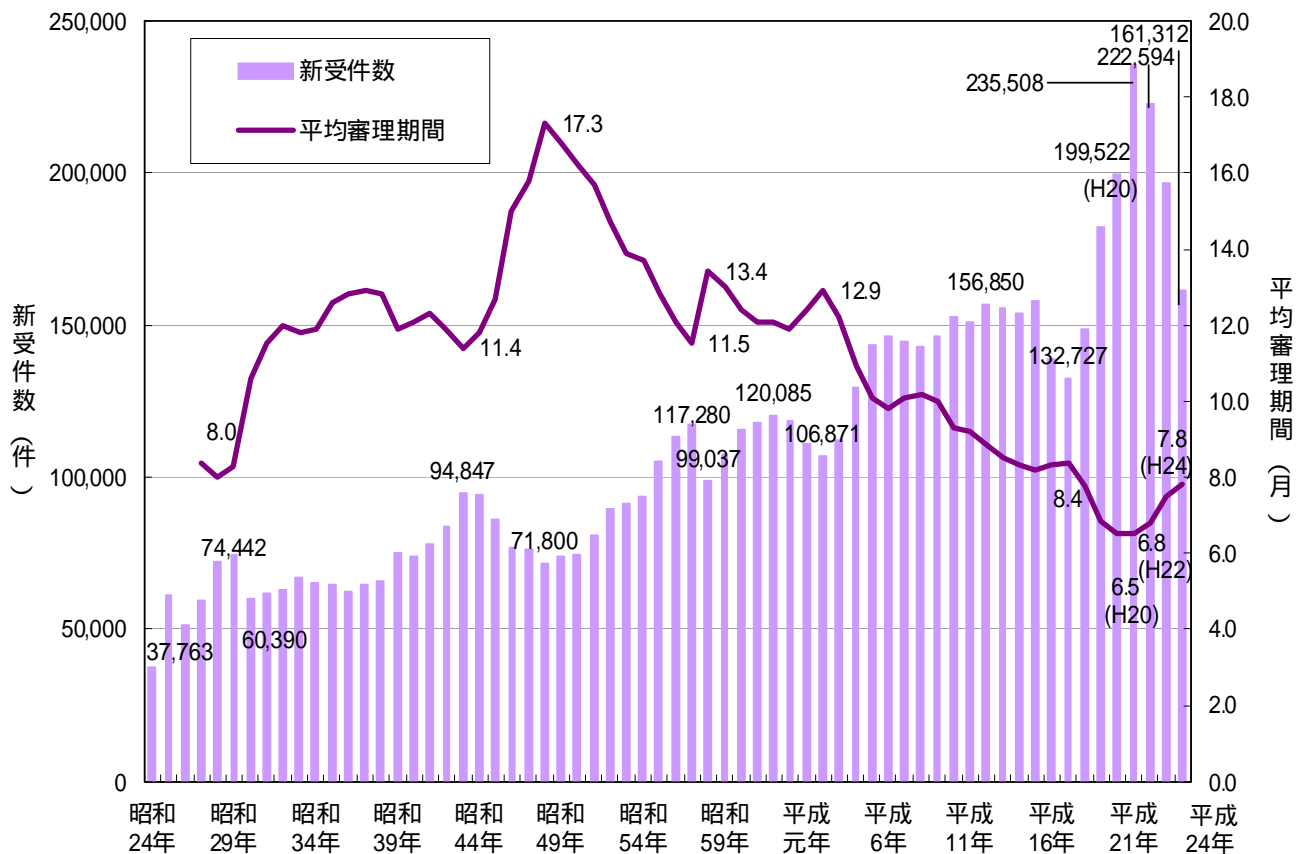
本報告書を含めた5回にわたる迅速化検証は、その都度、最新の統計データを用いながら、検討の角度や対象を変えつつ行われてきたものであって、各回の報告は、一体となって裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証の結果（同法8条1項）を示すものである。そして、迅速化法は、公正かつ適正で充実した裁判手続の実施を確保しつつ、裁判手続全体の一層の迅速化を図り、もって国民の期待にこたえる司法制度の実現に資することを目的とする基盤整備法としての性格を有しているところ、裁判の適正・充実・迅速化は、これまでの迅速化検証の結果を踏まえた施策が実施され、更にその結果が検証されて施策に再反映されるというサイクルを通じて、その推進が図られることが予定されているものと考えられる。本報告書は、迅速化法施行後10年の経過の節目（同法附則3項）に公表されるものであるが、今後の迅速化検証においては、上記のような観点を踏まえ、これまでの検証の結果をフォローアップし、さらなる裁判の適正・充実・迅速化を実現するために必要な検討を行っていく予定である。

2 民事第一審訴訟事件等の概況

2.1 民事第一審訴訟事件の概況

民事第一審訴訟事件¹の新受件数は、平成 18 年以降急増し、平成 21 年にピーク（23 万 5508 件）となったが、その後減少に転じ、平成 24 年は 16 万 1312 件となった。平均審理期間は、平成 18 年以降、顕著に短縮化し、平成 20 年には 6.5 月となったが、平成 22 年からは長期化に転じ、平成 24 年は 7.8 月となった（【図 1】）。

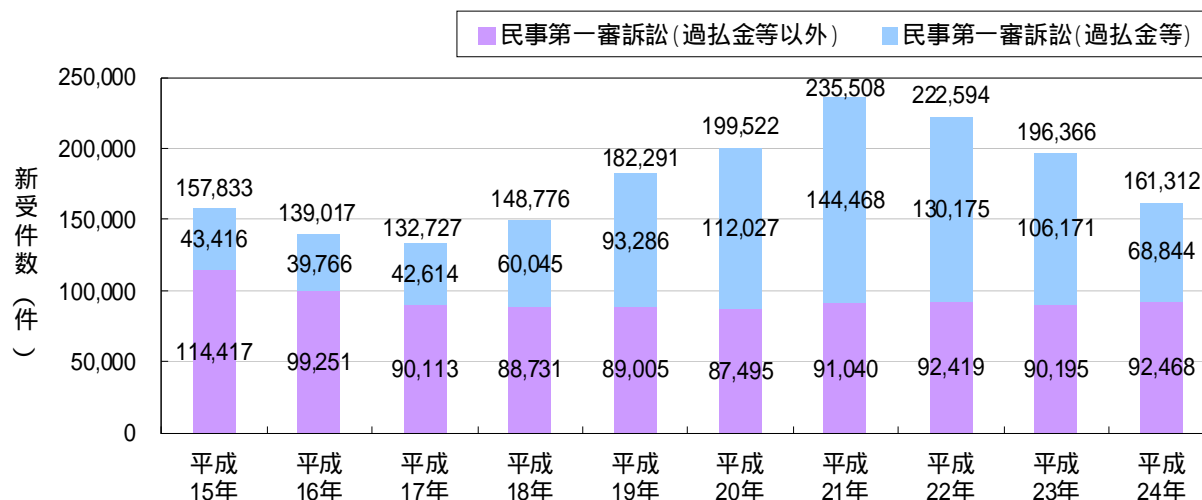
【図 1】 新受件数及び平均審理期間の推移(民事第一審訴訟(全体))



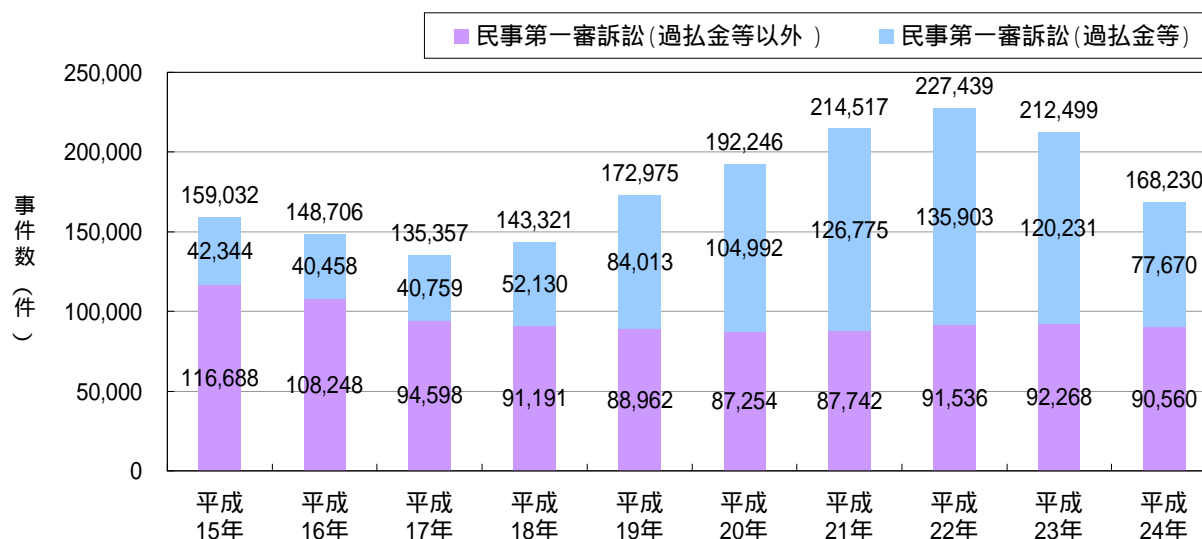
¹ 地方裁判所における通常訴訟事件及び人事訴訟事件を指す。なお、平成 16 年 4 月 1 日以降提起された人事訴訟（人事を目的とする訴え）は、地方裁判所の管轄から家庭裁判所の管轄に移管されており、地方裁判所は、同日以前から継続していた事件及び経過措置により同日以降に提起されたそれに関する反訴事件等のみを審理していたが、平成 22 年までに全て既済となった。

民事第一審訴訟事件のうち、多くの過払金返還請求訴訟が含まれる事件類型を「民事第一審訴訟（過払金等）」という統計データとし²、民事第一審訴訟事件からこれを除外した統計データである「民事第一審訴訟（過払金等以外）」と区別した上で、新受件数及び既済件数の推移をみると、近時の新受件数及び既済件数の急増と急減は、過払金返還請求訴訟の動向の影響を強く受けたものとも考えられる（【図2】、【図3】）。

【図2】 新受件数の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



【図3】 既済件数の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

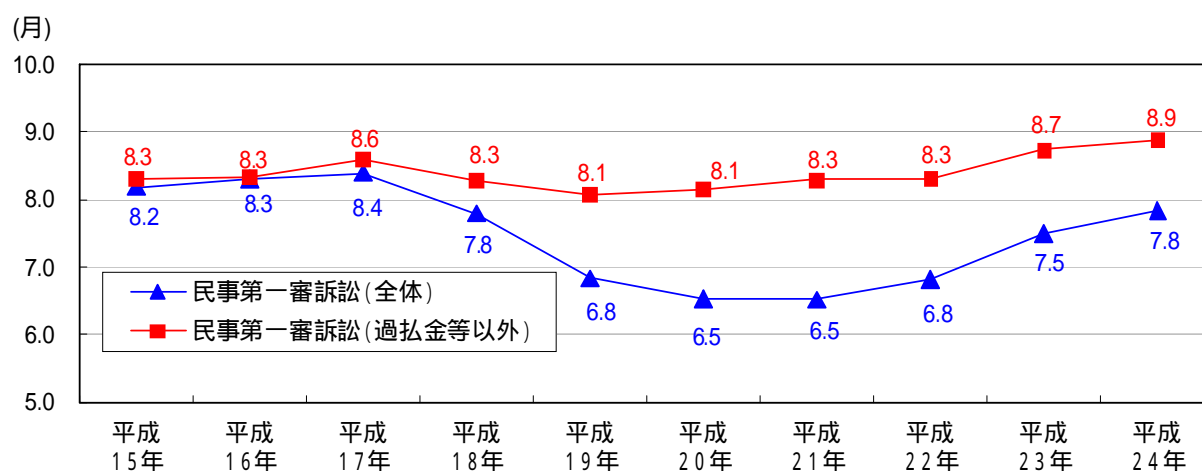


² 詳細については、第3回報告書概況・資料編 25 頁「貸金業者に対する過払金返還請求訴訟による統計データ上の影響を取り除く方法」参照。多くの過払金返還請求訴訟の事件名である「不当利得返還請求事件」や「過払金返還請求事件」が含まれる事件類型である「金銭その他」等を、「民事第一審訴訟（過払金等）」という統計データとして利用し、それを民事第一審訴訟事件全体から除外したものを、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」という統計データとして利用する。そして、以下においては、これらとの対比のため、民事第一審訴訟事件全体についての統計データを、「民事第一審訴訟（全体）」と表記することがある。

過払金返還請求訴訟の動向は、平成 18 年以降の平均審理期間の推移にも影響を及ぼしているものと考えられる³。まず、「民事第一審訴訟（全体）」の平均審理期間についてみると、平成 18 年以降の顕著な短縮化と、平成 22 年以降の長期化は、前述の過払金返還請求事件の事件数の動向による影響を受けていることがわかる（【図 4】）。

また、過払金返還請求訴訟の影響を除外した統計データを見ると、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の平均審理期間は、平成 18 年（8.3 月）以降横ばいで推移していたが、平成 23 年以降、若干長期化し、平成 24 年は 8.9 月となった（【図 4】）。事件の動向に関して、複雑困難事件が増加しているとの指摘がされているところであるが⁴、このほか、新受件数の急激かつ大幅な増加による裁判官の負担増等のため、近時、期日回数が若干多くなった事件が生じたとも考えられ、平均審理期間がその年に既済となった事件に基づき算定されるという性質上、そのような事件の処理を進めたことにより、統計上は平均審理期間が長期化して表れた可能性があるとも考えられる。

【図 4】 平均審理期間の推移（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



以下、平成 24 年における「民事第一審訴訟事件（全体）」の概況（以下、本章においては、かっこ内において「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の統計データを併記する。）をより詳細にみることにする。

まず、審理期間別の事件割合は、6 月以内に審理が終局する事件の割合が 61.7%（56.3%）であ

³ 過払金返還請求訴訟は、審理期間の短い事件が多く、人証調べを行う事件も少ないなど、民事通常事件とは異なる特徴があるといわれている。もっとも、第 4 回報告書における実情調査では、裁判官等から、過払金返還請求訴訟についても、業者の経営状態の悪化で、和解の調整に時間を要したり判決に至ったりする事件が増加している上、当事者が多数に上る事件も少なくないため、判決起案も負担になっている旨の意見があった。

⁴ 第 4 回報告書における実情調査では、裁判官と弁護士から、複雑困難な事件が増加しているとの指摘があり、第 5 回の公表に向けた検証検討会においても、委員から同様の指摘があった。

り、2年を超える事件の割合が4.9%（6.6%）である（【表5】）。

終局区分別の事件割合は、判決で終局した事件の割合が41.5%（51.0%）、和解で終局した事件の割合が34.1%（34.3%）、取下げで終局した事件の割合が21.5%（11.6%）である。なお、判決で終局した事件のうち、対席事件の割合は67.8%（63.8%）である（【表6】）。

【表5】 審理期間別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

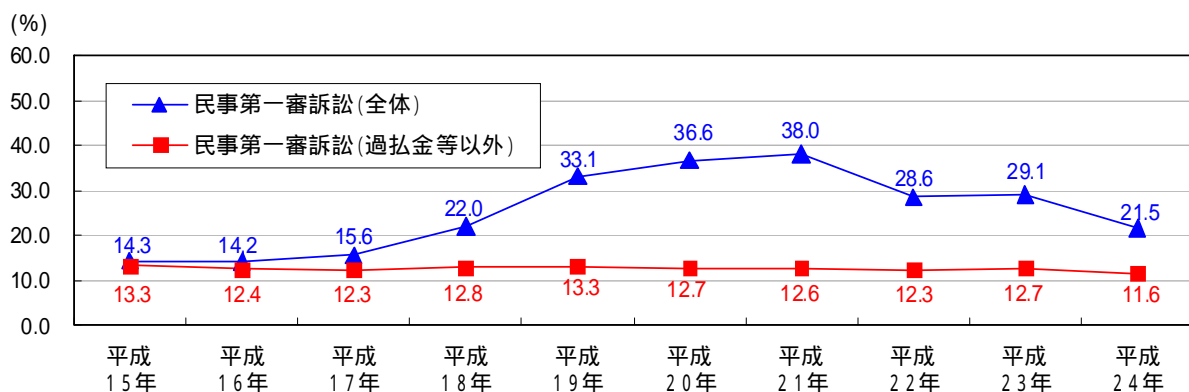
事件の種類	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
事件数	168,230	90,560
6月以内	103,815 61.7%	50,971 56.3%
6月超1年以内	32,613 19.4%	17,148 18.9%
1年超2年以内	23,611 14.0%	16,470 18.2%
2年超3年以内	5,927 3.5%	4,263 4.7%
3年超5年以内	1,997 1.2%	1,508 1.7%
5年を超える	267 0.2%	200 0.2%

【表6】 終局区分別の事件数及び事件割合（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））

終局区分	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	69,750 41.5%	46,155 51.0%
うち対席 （%は判決に対する割合）	47,308 67.8%	29,436 63.8%
和解	57,368 34.1%	31,049 34.3%
取下げ	36,234 21.5%	10,526 11.6%
それ以外	4,878 2.9%	2,830 3.1%

このうち、取下げで終局した事件の割合について経年推移をみると、平成18年には22.0%（12.8%）であったが、以後急増して、平成21年にピークである38.0%（12.6%）に達した後に急減し、平成24年は21.5%（11.6%）となった（【図7】）。

【図7】 終局事由別の事件割合（取下げ）（民事第一審訴訟（全体）及び民事第一審訴訟（過払金等以外））



平成 18 年以降取下げで終局した事件の割合が増加した原因としては、過払金返還請求訴訟において、取下げで終局する事件が多いことが影響していたものと推測される。そして、平成 22 年以降に同割合が大幅に減少したのは、過払金返還請求訴訟の中に、当事者間では話し合いがまとまらず、裁判所がこれまで以上に関与をしないと終局に至らない事件が増加していることを示しているものと考えられる。

なお、上訴率⁵は 19.9% (18.7%)，上訴事件割合⁶は 8.3% (9.5%) である (【表 8】)。

訴訟代理人の選任状況をみると、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合は、37.6% (45.2%) である (【表 9】)。

【表 8】 上訴率及び上訴事件割合 (民事第一審訴訟 (全体) 及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
上訴率	19.9%	18.7%
上訴事件割合	8.3%	9.5%

【表 9】 訴訟代理人の選任状況 (民事第一審訴訟 (全体) 及び民事第一審訴訟 (過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
双方に 訴訟代理人	63,302 37.6%	40,894 45.2%
原告側のみ 訴訟代理人	65,078 38.7%	30,579 33.8%
被告側のみ 訴訟代理人	7,382 4.4%	3,604 4.0%
本人による	32,468 19.3%	15,483 17.1%

⁵ 上訴率とは、判決で終局した事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

⁶ 上訴事件割合とは、全既済事件のうち上訴がされた事件の割合をいう。

審理の状況をみると、平均期日回数は4.2回(4.9回)、平均口頭弁論期日回数は2.2回(2.3回)、平均期日間隔は1.8月(1.8月)であり、争点整理実施率は33.9%(40.4%)、平均争点整理期日回数は2.1回(2.6回)である(【表10】)。また、人証調べ実施率は13.8%(19.2%)であり、人証調べ実施事件における平均人証数は2.8人(2.8人)である(【表11】)。

【表10】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
平均期日回数	4.2	4.9
平均口頭弁論 期日回数	2.2	2.3
平均争点整理 期日回数	2.1	2.6
平均期日間隔(月)	1.8	1.8
争点整理実施率	33.9%	40.4%

【表11】 平均人証数(民事第一審訴訟(全体)及び民事第一審訴訟(過払金等以外))

事件の種類		民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
人証調べ実施率		13.8%	19.2%
平均人証数		0.4	0.5
うち平均証人数		0.1	0.2
うち平均本人数		0.2	0.3
人証調べ 実施 事件	平均人証数	2.8	2.8
	うち平均証人数	1.0	1.0
	うち平均本人数	1.7	1.8

以上のとおり、民事第一審訴訟事件の審理は、過払金返還請求訴訟の急激かつ大幅な増加とその後の減少に影響を受けてきたことがうかがわれるが、近時は、その影響を脱しつつあるものと考えられるところであり、今後の事件動向を注視する必要がある。

2.2 個別の事件類型の概況

2.2.1 医事関係訴訟の概況

平成24年における医事関係訴訟の平均審理期間は25.1月であり、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」のそれ（8.9月）の約3倍である（【図12】）。平均審理期間は、平成5年の42.3月をピークとしておおむね短縮化傾向にあったが、平成18年以後は25月前後のほぼ横ばいで推移している。

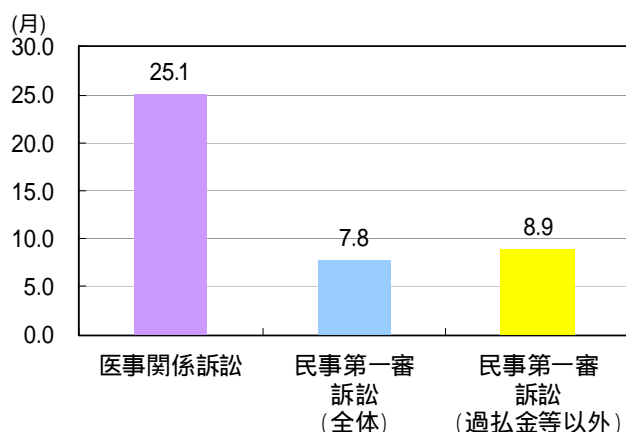
以下、概況を「民事第一審訴訟（過払金等以外）」と比較しつつみると（カッコ内は「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の数値である。）、審理期間別の事件割合は、6月以内に審理が終局する事件の割合が13.6%（56.3%）と低いのにに対し、2年を超える事件の割合は43.2%（6.6%）と高い（【表13】）。

終局区分別の事件割合は、和解で終局した事件の割合が52.1%（34.3%）と高く、判決で終局した事件は38.2%（51.0%）であるが、対席事件の割合が判決終局事件の98.4%（63.8%）と高い（【表14】）。なお、上訴率も52.5%（18.7%）と高い（【表15】）。

【表13】 審理期間別の事件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
6月以内	112 13.6%	103,815 61.7%	50,971 56.3%
6月超1年以内	110 13.4%	32,613 19.4%	17,148 18.9%
1年超2年以内	244 29.7%	23,611 14.0%	16,470 18.2%
2年超3年以内	189 23.0%	5,927 3.5%	4,263 4.7%
3年超5年以内	130 15.8%	1,997 1.2%	1,508 1.7%
5年を超える	36 4.4%	267 0.2%	200 0.2%

【図12】 平均審理期間
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【表14】 終局区分別の事件数及び事件割合
（医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

終局区分	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
判決	314 38.2%	69,750 41.5%	46,155 51.0%
うち対席 (%は判決に対する割合)	309 98.4%	47,308 67.8%	29,436 63.8%
和解	428 52.1%	57,368 34.1%	31,049 34.3%
取下げ	31 3.8%	36,234 21.5%	10,526 11.6%
それ以外	48 5.8%	4,878 2.9%	2,830 3.1%

訴訟代理人の選任状況は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が84.3% (45.2%)と顕著に高い(【表16】)。

【表15】 上訴率及び上訴事件割合
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 以外)
上訴率	52.5%	19.9%	18.7%
上訴事件割合	20.1%	8.3%	9.5%

【表16】 訴訟代理人の選任状況
(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
双方に 訴訟代理人	692 84.3%	63,302 37.6%	40,894 45.2%
原告側のみ 訴訟代理人	43 5.2%	65,078 38.7%	30,579 33.8%
被告側のみ 訴訟代理人	71 8.6%	7,382 4.4%	3,604 4.0%
本人による	15 1.8%	32,468 19.3%	15,483 17.1%

審理の状況は、平均期日回数が12.0回(4.9回)と多く、中でも平均争点整理期日回数が9.3回(2.6回)と顕著に多い。また、平均期日間隔も2.1月(1.8月)と若干長い(【表17】)。さらに、争点整理実施率は83.7%(40.4%)、人証調べ実施率は51.8%(19.2%)と、いずれも高く、鑑定実施率も12.9%(0.9%)と顕著に高い(【表18】)。

【表17】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
平均期日回数	12.0	4.2	4.9
平均口頭弁論 期日回数	2.6	2.2	2.3
平均争点整理 期日回数	9.3	2.1	2.6
平均期日間隔(月)	2.1	1.8	1.8
争点整理実施率	83.7%	33.9%	40.4%

【表18】 人証調べ実施率、平均人証数及び鑑定実施率(医事関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	医事関係 訴訟	民事第一審 訴訟 (全体)	民事第一審 訴訟 (過払金 等以外)
人証調べ実施率	51.8%	13.8%	19.2%
平均人証数	1.6	0.4	0.5
平均人証数 (人証調べ実施事件)	3.1	2.8	2.8
鑑定実施率	12.9%	0.6%	0.9%

2.2.2 建築関係訴訟の概況

平成24年における建築関係訴訟の平均審理期間は16.6月である。建築関係訴訟の中でも、特に専門的知見を要する類型である瑕疵主張のある建築関係訴訟⁷の平均審理期間は24.9月であり、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」のそれ（8.9月）の約3倍である（【図19】）。

以下、瑕疵主張のある建築関係訴訟の概況を、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」と比較し

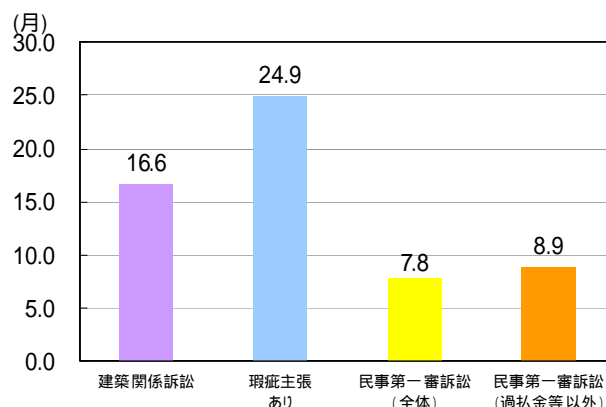
つつみると（カッコ内は「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の数値である。）、審理期間別の事件割合は、6月以内に審理が終局する事件の割合が11.2%（56.3%）と低いのに対し、2年を超える事件の割合は41.1%（6.6%）と高い（【表20】）。

終局区分別の事件割合は、和解で終局した事件の割合が40.6%（34.3%）、取下げで終局した事件の割合が27.6%（11.6%）と、いずれも高い。判決で終局した事件の割合は28.2%（51.0%）と低い。なお、対席判決の割合が判決終局事件の96.2%（63.8%）と高い（【表21】）。なお、上訴率も53.2%（18.7%）と高い（【表22】）。

【表20】 審理期間別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
6月以内	104 11.2%	103,815 61.7%	50,971 56.3%
6月超1年以内	138 14.8%	32,613 19.4%	17,148 18.9%
1年超2年以内	307 32.9%	23,611 14.0%	16,470 18.2%
2年超3年以内	204 21.9%	5,927 3.5%	4,263 4.7%
3年超5年以内	141 15.1%	1,997 1.2%	1,508 1.7%
5年を超える	38 4.1%	267 0.2%	200 0.2%

【図19】 平均審理期間（建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



【表21】 終局区分別の事件数及び事件割合（瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

終局区分	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟（全体）	民事第一審訴訟（過払金等以外）
判決	263 28.2%	69,750 41.5%	46,155 51.0%
うち対席 (%は判決に対する割合)	253 96.2%	47,308 67.8%	29,436 63.8%
和解	378 40.6%	57,368 34.1%	31,049 34.3%
取下げ	257 27.6%	36,234 21.5%	10,526 11.6%
それ以外	34 3.6%	4,878 2.9%	2,830 3.1%

⁷ 建築関係訴訟には、建築瑕疵損害賠償事件（建物建築に関する設計、監理、施工等につき瑕疵があったと主張し、その瑕疵に基づく損害賠償を求める事件）と建築請負代金事件（建物建築に関する請負代金、工事代金、設計料、報酬金等を請求する事件）があり、建築請負代金事件には、建物の不具合（瑕疵）を巡る主張のあるものとそうでないものがある。本報告書では、第1回報告書にならい、建築瑕疵損害賠償事件と瑕疵主張のある建築請負代金事件を「瑕疵主張のある建築関係訴訟」と、瑕疵主張のない建築請負代金事件を「瑕疵主張のない建築関係訴訟」と分類する（第1回報告書 83 頁参照）。

訴訟代理人の選任状況は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が82.3% (45.2%)と顕著に高い(【表23】)。

【表22】 上訴率及び上訴事件割合(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金以外)
上訴率	53.2%	19.9%	18.7%
上訴事件割合	15.0%	8.3%	9.5%

【表23】 訴訟代理人の選任状況(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	767 82.3%	63,302 37.6%	40,894 45.2%
原告側のみ訴訟代理人	92 9.9%	65,078 38.7%	30,579 33.8%
被告側のみ訴訟代理人	47 5.0%	7,382 4.4%	3,604 4.0%
本人による	26 2.8%	32,468 19.3%	15,483 17.1%

審理の状況⁸は、平均期日回数が12.1回(4.9回)と多く、中でも平均争点整理期日回数が8.8回(2.6回)と顕著に多い。また、平均期日間隔は1.8月(1.8月)と同程度である(【表24】)。さらに、争点整理実施率は87.2%(40.4%)、人証調べ実施率は35.4%(19.2%)と、いずれも高く、鑑定実施率も5.3%(0.9%)と顕著に高い(【表25】)。

【表24】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	12.1	4.2	4.9
平均口頭弁論期日回数	3.2	2.2	2.3
平均争点整理期日回数	8.8	2.1	2.6
平均期日間隔(月)	1.8	1.8	1.8
争点整理実施率	87.2%	33.9%	40.4%

【表25】 人証調べ実施率、平均人証数及び鑑定実施率(瑕疵主張のある建築関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	瑕疵主張のある建築関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	35.4%	13.8%	19.2%
平均人証数	1.3	0.4	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.7	2.8	2.8
鑑定実施率	5.3%	0.6%	0.9%

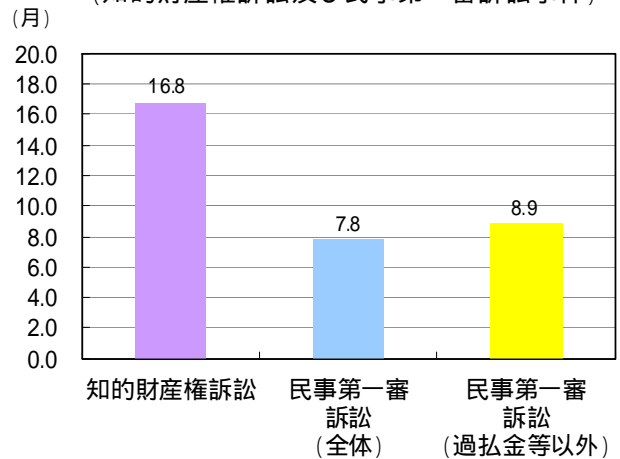
⁸ 調停に付された事件に関しては、調停で争点整理が行われることが多い分、争点整理期日回数は減ることが考えられるが、他方で、期日間隔が長くなることもある。そこで、建築関係訴訟に関する統計データのうち、平均期日回数(平均口頭弁論期日回数・平均争点整理期日回数)及び平均期日間隔については、調停に付された事件を除いて算出した。

2.2.3 知的財産権訴訟の概況

平成24年における知的財産権訴訟の平均審理期間は16.8月であり、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」のそれ（8.9月）の約1.9倍である（【図26】）。審理期間が2年を超える事件の割合は23.4%である（【表27】）。

平均審理期間は、平成5年には31.9月、平成10年には25.7月であったが、その後、短縮化されてきたところ、平成24年には上記期間となっている。

【図26】 平均審理期間
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)



以下、概況を「民事第一審訴訟（過払金等以外）」と比較しつつみると（カッコ内は「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の数値である。）、終局区分別の事件割合は、判決で終局した事件の割合は44.9%（51.0%）であるが、対席事件の割合が判決終局事件の92.2%（63.8%）と高い（【表28】）。なお、上訴率も40.2%（18.7%）と高い（【表29】）。

【表27】 審理期間別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
6月以内	102 22.5%	103,815 61.7%	50,971 56.3%
6月超1年以内	91 20.0%	32,613 19.4%	17,148 18.9%
1年超2年以内	155 34.1%	23,611 14.0%	16,470 18.2%
2年超3年以内	77 17.0%	5,927 3.5%	4,263 4.7%
3年超5年以内	29 6.4%	1,997 1.2%	1,508 1.7%
5年を超える	0 0.0%	267 0.2%	200 0.2%

【表28】 終局区分別の事件数及び事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	204 44.9%	69,750 41.5%	46,155 51.0%
うち対席 (%は判決に対する割合)	188 92.2%	47,308 67.8%	29,436 63.8%
和解	168 37.0%	57,368 34.1%	31,049 34.3%
取下げ	54 11.9%	36,234 21.5%	10,526 11.6%
それ以外	28 6.2%	4,878 2.9%	2,830 3.1%

訴訟代理人の選任状況は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が79.7% (45.2%)と顕著に高い(【表30】)。

【表29】 上訴率及び上訴事件割合
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金以外)
上訴率	40.2%	19.9%	18.7%
上訴事件割合	18.1%	8.3%	9.5%

【表30】 訴訟代理人の選任状況
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	362 79.7%	63,302 37.6%	40,894 45.2%
原告側のみ訴訟代理人	44 9.7%	65,078 38.7%	30,579 33.8%
被告側のみ訴訟代理人	26 5.7%	7,382 4.4%	3,604 4.0%
本人による	22 4.8%	32,468 19.3%	15,483 17.1%

審理の状況は、平均期日回数が9.3回(4.9回)と多く、平均争点整理期日回数も7.5回(2.6回)と多くなっており、平均期日間隔は1.8月(1.8月)と同程度である(【表31】)。争点整理実施率は78.9%(40.4%)と高いが、人証調べ実施率は18.9%(19.2%)と、わずかに低い(【表32】)。

【表31】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	9.3	4.2	4.9
平均口頭弁論期日回数	1.8	2.2	2.3
平均争点整理期日回数	7.5	2.1	2.6
平均期日間隔(月)	1.8	1.8	1.8
争点整理実施率	78.9%	33.9%	40.4%

【表32】 人証調べ実施率及び平均人証数
(知的財産権訴訟及び民事第一審訴訟事件)

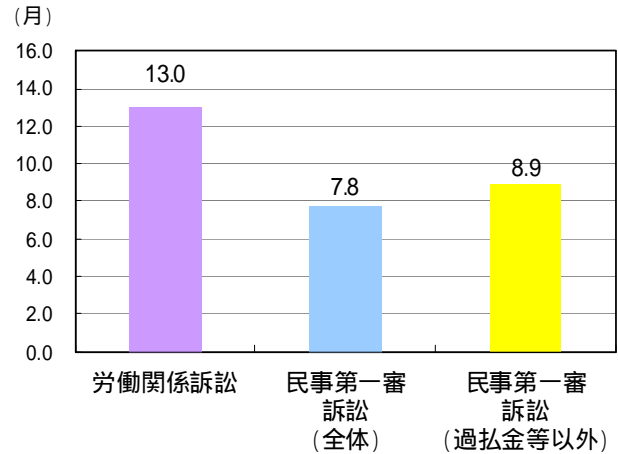
事件の種類	知的財産権訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	18.9%	13.8%	19.2%
平均人証数	0.5	0.4	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	2.8	2.8	2.8

2.2.4 労働関係訴訟の概況

平成24年における労働関係訴訟の平均審理期間は13.0月であり、「民事第一審訴訟（過払金等以外）」のそれ（8.9月）の約1.5倍である（【図33】）。審理期間が2年を超える事件の割合は10.9%である（【表34】）。

新受件数が大幅に増加し、とりわけ平成21年以降は高い水準で推移しているところ、平均審理期間は、平成4年の18.5月からおおむね短縮化し、平成21年には11.4月となったものの、平成22年以降は若干長期化する傾向が見られる。

【図33】 平均審理期間
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）



以下、概況を「民事第一審訴訟（過払金等以外）」と比較しつつみると（カッコ内は「民事第一審訴訟（過払金等以外）」の数値である。）、終局区分別の事件割合は、和解で終局した事件の割合が54.8%（34.3%）と高く、判決で終局した事件の割合は31.3%（51.0%）と低いが、対席事件の割合が判決終局事件の92.0%（63.8%）と高い（【表35】）。なお、上訴率も51.0%（18.7%）と高い（【表36】）。

【表34】 審理期間別の事件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
6月以内	865 28.0%	103,815 61.7%	50,971 56.3%
6月超1年以内	862 27.9%	32,613 19.4%	17,148 18.9%
1年超2年以内	1,029 33.3%	23,611 14.0%	16,470 18.2%
2年超3年以内	281 9.1%	5,927 3.5%	4,263 4.7%
3年超5年以内	49 1.6%	1,997 1.2%	1,508 1.7%
5年を超える	6 0.2%	267 0.2%	200 0.2%

【表35】 終局区分別の事件数及び事件割合
（労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件）

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟 (全体)	民事第一審訴訟 (過払金等以外)
判決	969 31.3%	69,750 41.5%	46,155 51.0%
うち対席 (%は判決に対する割合)	891 92.0%	47,308 67.8%	29,436 63.8%
和解	1,694 54.8%	57,368 34.1%	31,049 34.3%
取下げ	301 9.7%	36,234 21.5%	10,526 11.6%
それ以外	128 4.1%	4,878 2.9%	2,830 3.1%

訴訟代理人の選任状況は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が77.0% (45.2%)と顕著に高い(【表37】)。

【表36】 上訴率及び上訴事件割合
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
上訴率	51.0%	19.9%	18.7%
上訴事件割合	16.0%	8.3%	9.5%

【表37】 訴訟代理人の選任状況
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
双方に訴訟代理人	2,380 77.0%	63,302 37.6%	40,894 45.2%
原告側のみ訴訟代理人	340 11.0%	65,078 38.7%	30,579 33.8%
被告側のみ訴訟代理人	208 6.7%	7,382 4.4%	3,604 4.0%
本人による	164 5.3%	32,468 19.3%	15,483 17.1%

審理の状況は、平均期日回数が7.5回(4.9回)と多く、平均争点整理期日回数も4.7回(2.6回)と多いが、平均期日間隔は1.7月(1.8月)と若干短い(【表38】)。また、争点整理実施率は72.9%(40.4%)、人証調べ実施率は35.4%(19.2%)と、いずれも高い(【表39】)。

【表38】 平均期日回数、平均期日間隔及び争点整理実施率(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	7.5	4.2	4.9
平均口頭弁論期日回数	2.8	2.2	2.3
平均争点整理期日回数	4.7	2.1	2.6
平均期日間隔(月)	1.7	1.8	1.8
争点整理実施率	72.9%	33.9%	40.4%

【表39】 人証調べ実施率及び平均人証数
(労働関係訴訟及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	労働関係訴訟	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
人証調べ実施率	35.4%	13.8%	19.2%
平均人証数	1.2	0.4	0.5
平均人証数(人証調べ実施事件)	3.4	2.8	2.8

3 刑事第一審訴訟事件の概況

3.1 刑事通常第一審事件の概況

平成24年における刑事通常第一審事件の新受人員（延べ人員）⁹は7万6589人、終局人員（実人員）¹⁰は5万6734人である。平均審理期間¹¹は3.0月であり、その内訳は、受理から第1回公判期日までの期間¹²が1.6月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である（【表1】）。

審理の状況をみると、平均開廷回数¹³は2.7回、平均開廷間隔¹⁴（受理から終局まで）は1.1月である。平均取調べ証人数は0.8人、否認率は8.8%、弁護士選任率は99.4%、通訳人を付した事件の割合は4.2%であり、平均証人尋問公判回数は1.2回、平均被告人質問公判回数は1.1回である（【表1】）。

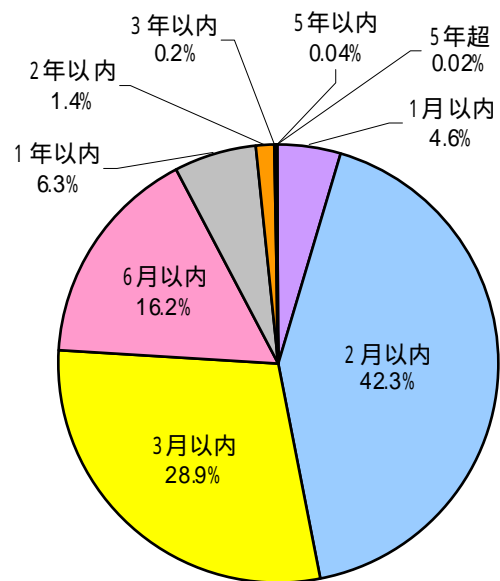
審理期間の分布をみると、全体の75.9%の事件は3月以内に終局しており、審理期間が1年を超えるものは1.6%（921人）、2年を超えるものは0.2%（141人）である（【図2】）。

【表1】 刑事通常第一審事件の概況

	通常第一審全体
新受人員(延べ人員)	76,589
終局人員(実人員)	56,734
平均審理期間(月)	3.0
受理から第1回	1.6
第1回から終局	1.4
平均開廷回数(回)	2.7
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)	1.1
平均取調べ証人数(人)	0.8
否認率(%)	8.8
弁護士選任率(%)	99.4
外国人(要通訳)率(%)	4.2
平均証人尋問公判回数(回)	1.2
平均被告人質問公判回数(回)	1.1

- 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。
- 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した。

【図2】 審理期間の分布



⁹ 刑事通常第一審事件とは、通常の公判手続による訴訟事件をいい、略式事件を含まない。また、新受人員は延べ人員であり、延べ人員とは、同一被告人につき、複数の起訴があったときは、その都度1人として累積計上した員数をいう。

¹⁰ 終局人員は実人員であり、実人員とは、同一被告人につき、複数の起訴があっても審理が併合されている限り1人として計上（審理が分離されて終局した場合には累積計上）した員数をいう。以下、単に終局人員と表記する。

¹¹ 審理期間とは、事件の受理の日から終局の日までの期間（併合事件がある場合は最初の事件を受理した日から終局までの期間）をいう。多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。

¹² 受理から第1回公判期日までの平均期間は、受理から終局までの平均審理期間から、第1回公判期日から終局までの平均期間を控除して算出している。

¹³ 開廷回数とは、実質審理（冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続）を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した。

¹⁴ 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。

3.2 否認事件の審理期間等の概況

平成24年における否認事件の平均審理期間は8.5月であり、自白事件の平均審理期間（2.5月）の3倍以上である。

否認事件の平均開廷回数は6.2回、平均開廷間隔は1.4月である。また、その平均取調べ証人数は2.7人、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数は2.2回であり、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数は1.7回である（【表3】）。

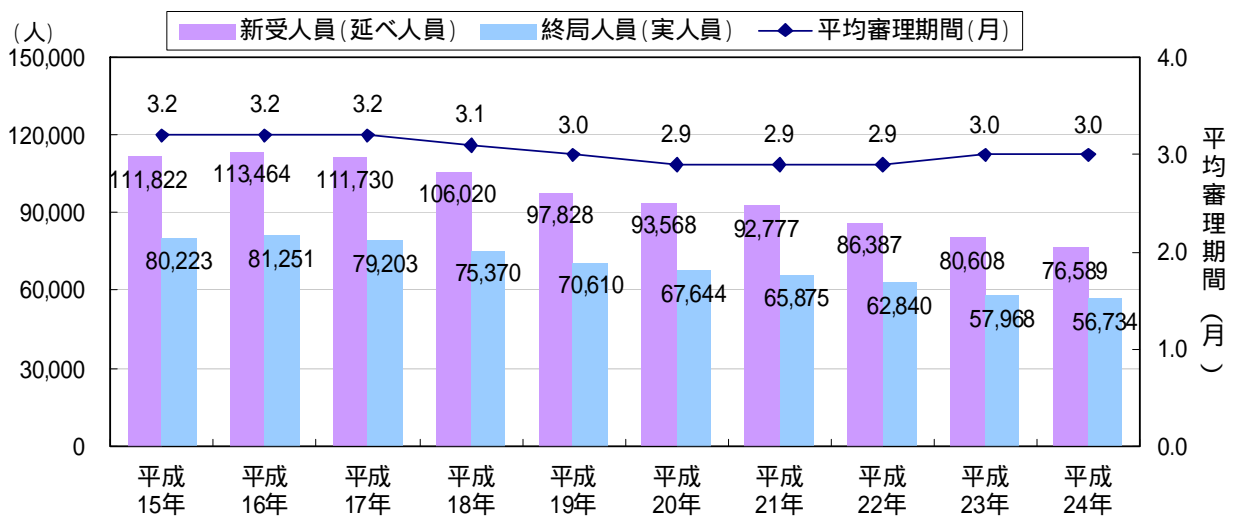
【表3】 自白・否認別の審理の概況

	通常第一審全体	自白	否認
平均審理期間(月)	3.0	2.5	8.5
平均開廷回数(回)	2.7	2.3	6.2
平均開廷間隔(月)	1.1	1.1	1.4
平均取調べ証人数(人)	0.8	0.6	2.7
平均証人尋問公判回数(回)	1.2	1.0	2.2
平均被告人質問公判回数(回)	1.1	1.1	1.7

3.3 経年推移

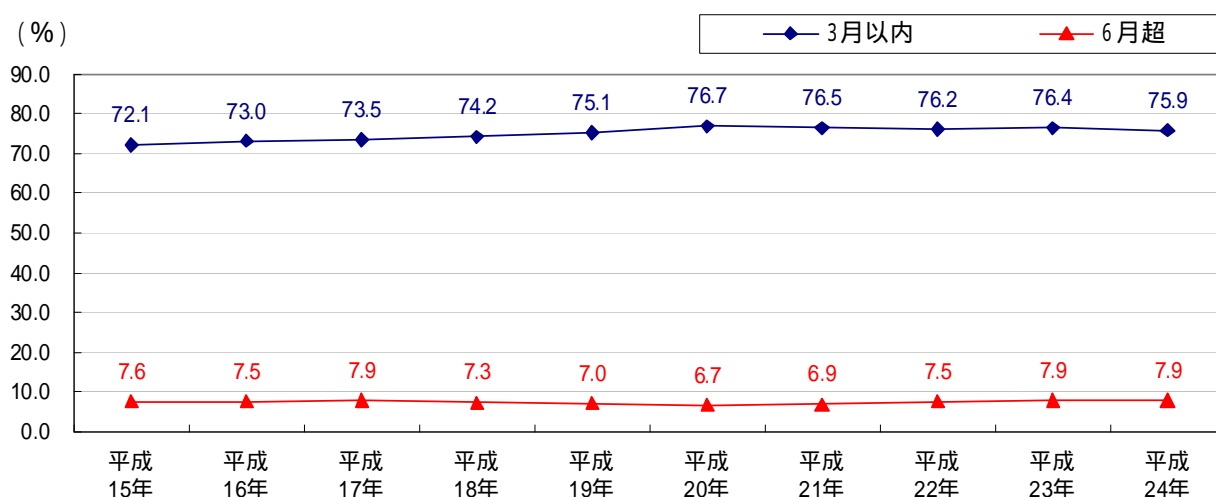
新受人員（延べ人員）及び終局人員（実人員）は、平成16年をピークとして、増加から減少に転じている。平均審理期間は3.0月前後とほぼ横ばいで推移しており、新受人員数及び終局人員数の増減による影響はみられない（【図4】）。

【図4】 新受人員及び終局人員並びに平均審理期間の推移



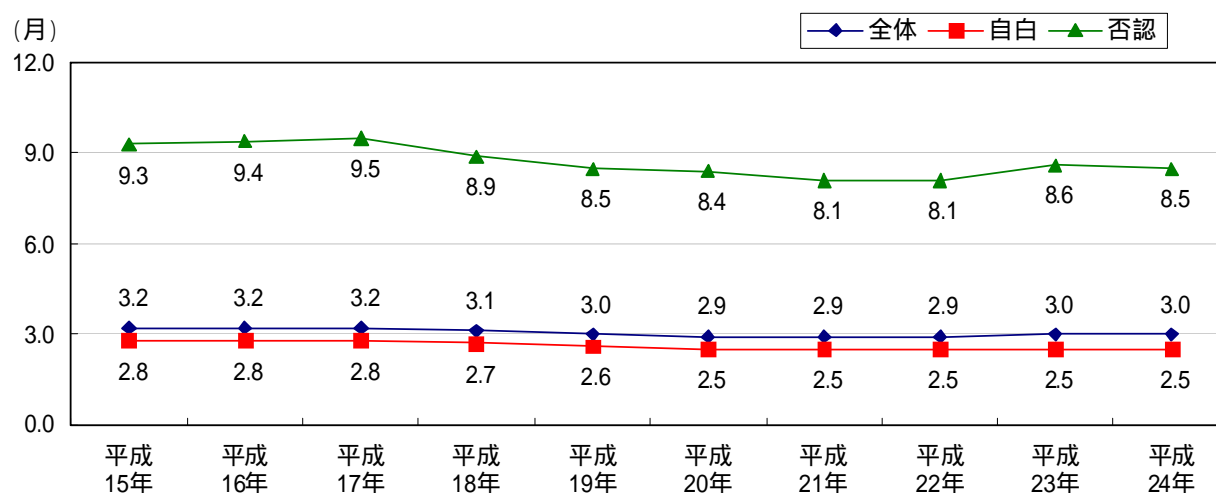
また、3月以内に審理が終局した事件の割合は70%台で推移しており、審理期間が6月を超えた事件の割合は7%前後で推移している（【図5】）。

【図5】 審理期間別事件割合の推移(3月以内及び6月超)

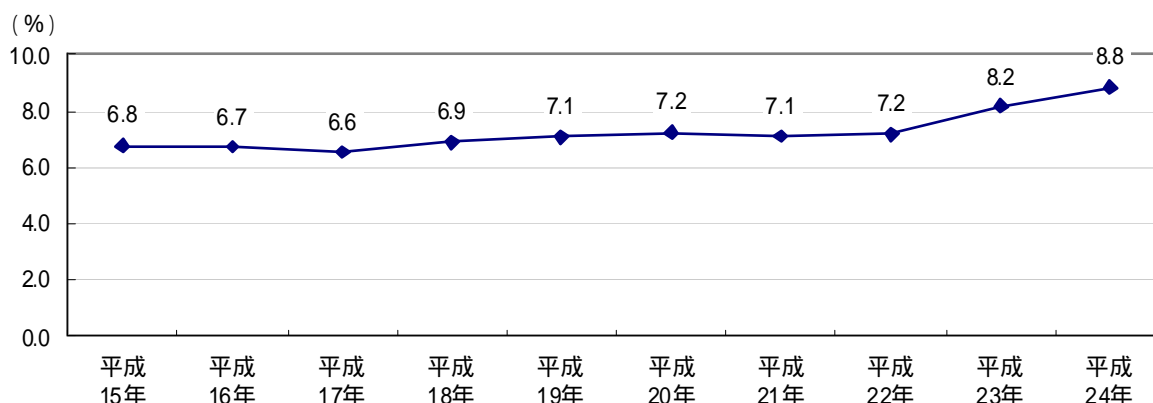


自白事件の平均審理期間は、わずかずつではあるが短縮化する傾向にあり、平成24年は2.5月となった。一方、否認事件の平均審理期間は、平成17年の9.5月から短縮化して、平成22年には8.1月まで短縮化した。その後、平成24年には8.5月となっている（【図6】）。なお、否認率は全体の1割未満であるものの、平成18年以降は増加傾向にあり、平成24年は8.8%となった（【図7】）。

【図6】 平均審理期間の推移(全体、自白、否認)

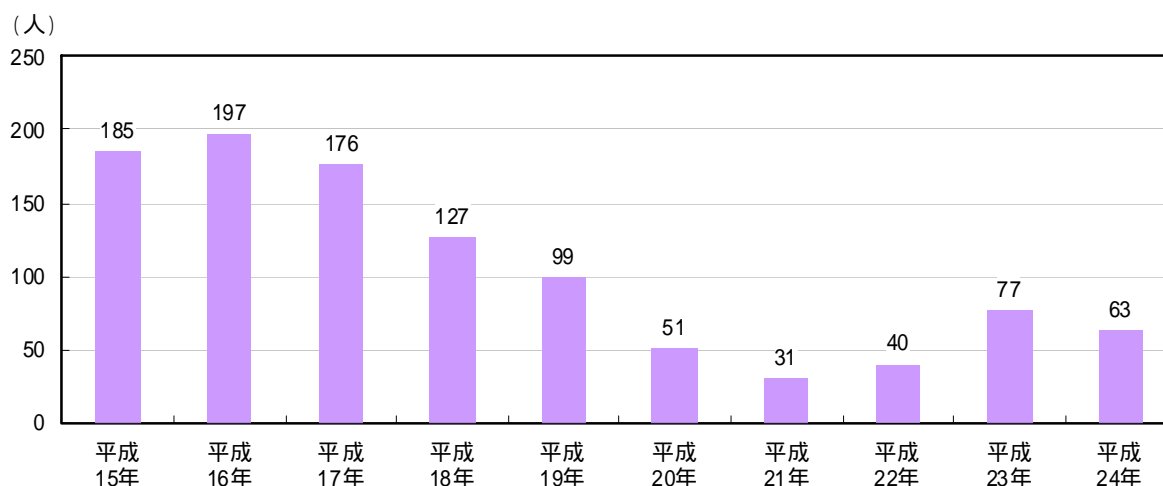


【図7】否認率の推移



事案複雑等を事由とする長期係属実人員（係属2年を超える事件）は、平成21年には31人まで減少したが、下げ止まりが見られ、平成24年は63人となった。もっとも、期間中のピーク人数（197人）と比べると大幅に減少している（【図8】）。

【図8】事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



3.4 公判前整理手続の概況

平成24年における公判前整理手続に付された人員は、終局人員数5万6734人中1745人であり、同手続の実施率は3.1%である。

自白事件における実施率は1.6%であり、否認事件における実施率は17.9%である。

公判前整理手続に付された終局人員についての平均審理期間は10.0月であり、自白事件では7.2月、否認事件では12.6月である（【表9】）。

【表9】 公判前整理手続の有無別の終局人員及び平均審理期間

	総数	公判前整理手続に付されなかった人員			公判前整理手続に付された人員				
		自白	否認	その他	自白	否認	その他		
終局人員	56,734	54,989	50,056	4,117	816	(3.1) 1,745	(1.6) 834	(17.9) 895	(1.9) 16
平均審理期間(月)	3.0	2.8	2.4	7.7	1.5	10.0	7.2	12.6	8.4

()内は公判前整理手続実施率(%)である。

終局人員には被告事件についての陳述に入らずに終局した人員を含む。

「公判前整理手続に付された人員」欄の「その他」の16人は公判前整理手続に付されたが、公判が一度も開かれずに公訴棄却、移送等で終局した人員である。

公判前整理手続に付され、かつ、期日間整理手続にも付された人員が71人ある。

3.5 裁判員裁判の審理の状況

最高裁判所事務総局においては、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」¹⁵を作成し、平成24年12月に公表した。この報告書は、制度施行当初から平成24年5月31日までの3年余りの期間を対象とした統計データに基づいて作成しており、その間の経年変化を踏まえた制度の実施状況を示したもので、審理期間や公判前整理手続期間の長期化の実情とその要因等、迅速化検証の観点からも検討を行っている。そこで、本報告書においては、公判前整理手続を含めた裁判員裁判の実施状況に関し、迅速化検証の観点からも有益といえる部分について、「裁判員裁判実施状況の検証報告書」を引用することによって、その検証結果を示した。

それによれば、上記期間における裁判員裁判対象事件¹⁶の判決人員は3801人であり、総数の平均審理期間は8.5月、自白事件の平均審理期間は7.2月、否認事件の平均審理期間は10.4月である。

裁判員裁判の公判前整理手続の状況をみると、審理期間のうち、公判前整理手続に付する旨の決定までの期間はごく限られており、公判前整理手続終了から第1回公判までの期間も事件によってさほど変動するものではない。また、いったん公判が開始されると、ごく一部の事件を除いて連続して法廷が開かれ、評議判決までの期間も限られている。したがって、審理期間の長さを決定するのは、もっぱら公判前整理手続期間ということになるが、自白事件においても、否認事件においても長期化する傾向にあり、それが事件全体の審理期間を裁判官による裁判に比して長期のものとしている。すなわち、自白事件の公判前整理手続期間は、制度施行直後は2.8月であっ

¹⁵ 「裁判員裁判実施状況の検証報告書」については、裁判員制度ウェブサイト http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/09_12_05-10jissi_jyoukyou.html 参照。なお、後掲の【表10】、【表11】は、同報告書の【図表18】、【図表29】をそれぞれ引用したものである。

¹⁶ 裁判員裁判対象事件とは、平成21年5月21日の裁判員制度施行後に起訴された裁判員法2条1項各号に該当する事件及び同法5条本文に該当する事件をいう。

たが、平成22年は4.6月、23年、24年にはいずれも5.0月と長期化している。また、否認事件についても平成21年の3.1月から、22年には6.8月、23年には8.3月、24年には8.6月とかなり大幅に長期化している。

さらに、裁判員裁判の公判についてみると、その平均実審理期間（第1回公判から判決までの期間）は、自白事件、否認事件とも年々長期化する傾向にあり、この3年間で自白事件は3.5日から4.7日（1.3倍）、否認事件では4.7日から9.9日（2.1倍）に増加した。もっとも、1期日の審理時間は短縮化している¹⁷ことからすると、平均実審理期間の増加が、直ちに審理時間がそれだけ増大していることを意味するものではない。

以上のように、公判前整理手続期間が長期化傾向にあり、短縮化の努力を続けていくことが必要である。公判前整理手続期間の推移については、今後もその動向を注視していく必要がある。

【表10】 平均審理期間及び平均公判前整理手続期間の比較（自白否認別）

		裁判官裁判 (平成18年 ～ 平成20年)	裁判員裁判				
			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	3,080	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	6.6	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.9	5.9	2.8	5.4	6.4	6.6
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	3.7	2.6	2.2	2.9	2.5	2.2
自白	判決人員	1,783	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	5.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	2.4	4.7	2.8	4.6	5.0	5.0
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	2.9	2.5	2.0	2.8	2.4	2.1
否認	判決人員	1,297	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	8.3	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	うち公判前整理手続期間の平均(月)	3.7	7.7	3.1	6.8	8.3	8.6
	うち公判前整理手続以外に要した期間の平均(月)	4.6	2.7	2.5	3.0	2.6	2.3

審理期間とは、起訴から終局までの期間であり、公判準備期間を含む。

裁判官裁判は、公判前整理手続に付された裁判員裁判対象罪名の事件のうち、有罪（一部無罪を含む。）及び無罪人員を基に算出した。

¹⁷ 1開廷当たりの平均開廷時間は229.1分(平成21年)から198.6分(平成24年5月末)に短縮している。

【表11】 平均審理期間，平均実審理期間，平均開廷回数及び平均開廷間隔の比較
(自白否認別)

		裁判官裁判 (平成15年 ～ 平成17年)	裁判員裁判				
			累計	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年 (5月末)
総数	判決人員	9,199	3,801	142	1,506	1,525	628
	平均審理期間(月)	8.4	8.5	5.0	8.3	8.9	8.8
	平均実審理期間 (月)	6.5	0.2 (5.7)	0.1 (3.7)	0.2 (4.9)	0.2 (6.2)	0.2 (7.1)
	平均開廷回数(回)	5.9	4.0	3.3	3.8	4.1	4.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					
自白	判決人員	6,132	2,310	114	970	885	341
	平均審理期間(月)	6.3	7.2	4.8	7.4	7.4	7.1
	平均実審理期間 (月)	4.3	0.1 (4.3)	0.1 (3.5)	0.1 (4.0)	0.2 (4.5)	0.2 (4.7)
	平均開廷回数(回)	4.1	3.5	3.2	3.5	3.6	3.6
	平均開廷間隔(月)	1.4					
否認	判決人員	3,067	1,491	28	536	640	287
	平均審理期間(月)	12.8	10.4	5.6	9.8	10.9	10.9
	平均実審理期間 (月)	10.8	0.3 (8.0)	0.2 (4.7)	0.2 (6.6)	0.3 (8.5)	0.3 (9.9)
	平均開廷回数(回)	9.4	4.9	3.7	4.4	4.9	5.5
	平均開廷間隔(月)	1.3					

審理期間とは，起訴から終局までの期間であり，公判準備期間を含む。

実審理期間とは，第1回公判期日から終局までの期間であり，公判準備期間を含まない。

最長のものは95日であり，最短のものは2日である。

裁判員裁判の平均実審理期間の()は，日数の平均である。

裁判官裁判は，裁判員裁判対象罪名の事件のうち，有罪(一部無罪を含む。)及び無罪人員を基に算出した。

平成17年に終局した裁判員裁判対象罪名の事件のうち，公判前整理手続に付されたものはない。

4 家事事件の概況

4.1 家事事件の概況

18

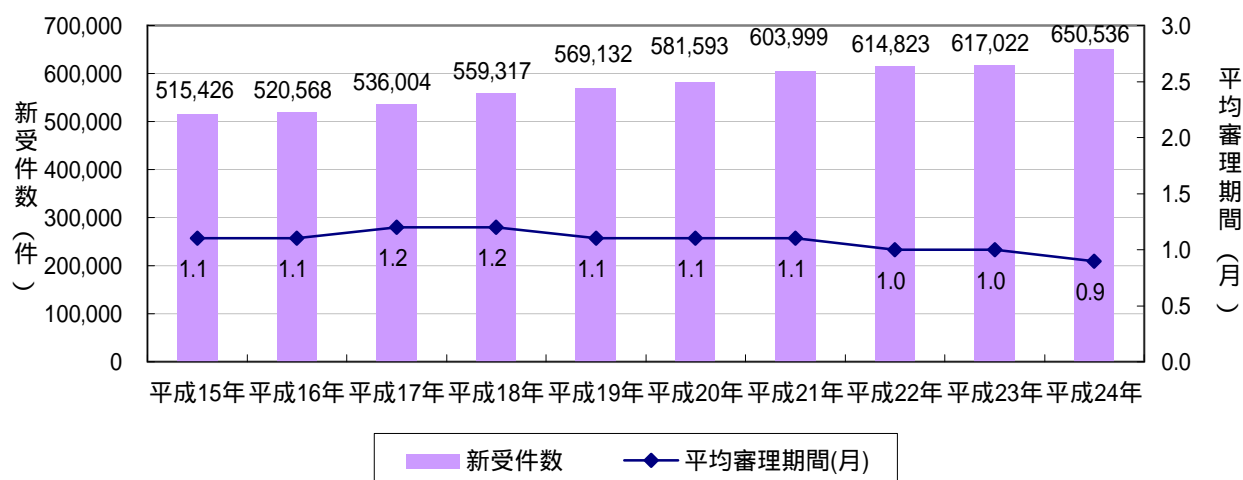
平成 24 年における家事事件の平均審理期間は、甲類審判事件が 0.9 月、乙類審判事件が 4.9 月、乙類調停事件が 5.2 月、乙類以外の調停事件が 4.5 月である(【表 1】)。

【表 1】 家事事件の事件数及び平均審理期間

事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
事件数	649,199	21,385	71,352	68,452
平均審理期間(月)	0.9	4.9	5.2	4.5

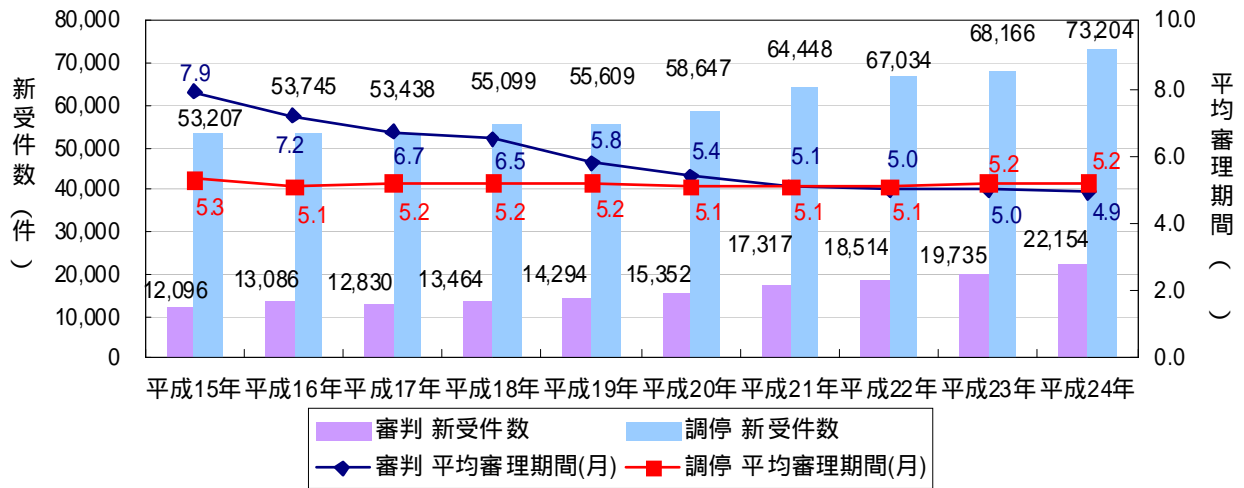
また、新受件数の推移をみると、審判事件(甲類審判事件及び乙類審判事件の合計)は一貫して増加しており、調停事件(乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計)も高い水準で推移している。こうした中、平均審理期間の推移をみると、甲類審判事件は、0.9 月から 1.2 月という短いものとなっており、乙類審判事件は短縮化し、乙類調停事件はおおむね横ばいであり、乙類以外の調停事件は、おおむね横ばいで推移して平成 22 年には 4.3 月であったが、平成 24 年には 4.5 月となっている(【図 2】から【図 4】)。

【図 2】 新受件数及び平均審理期間の推移(甲類審判事件)

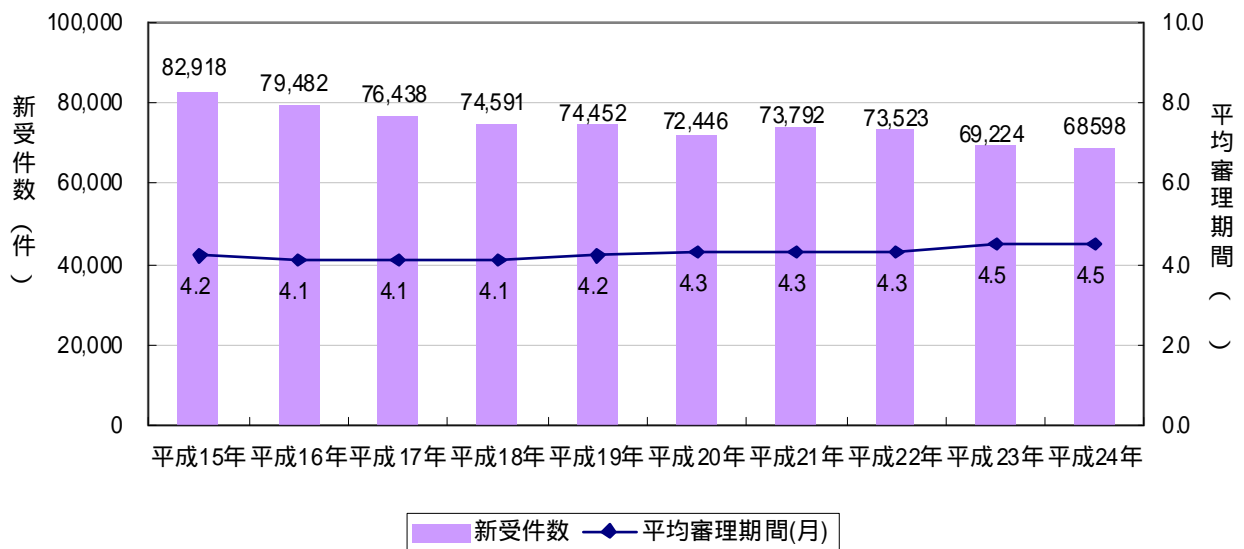


¹⁸ 家事事件の審判・調停手続については、平成 25 年 1 月 1 日、家事事件手続法(平成 23 年法律第 52 号)が施行され、家事審判法(昭和 22 年法律第 152 号)は廃止された。本報告書で分析する統計データは平成 24 年 12 月 31 日までのものであり、全て家事審判法下でのものであることから、家事事件の種類については、これまでの報告書と同様、「甲類審判事件」、「乙類審判事件」、「乙類調停事件」、「乙類以外の調停事件」と表記する。

【図3】 新受件数及び平均審理期間の推移(乙類事件)



【図4】 新受件数及び平均審理期間の推移(乙類以外の調停事件)



平均審理期間が他の類型と比較すると長い乙類事件においても，74%以上の事件が受理から6月以内に終局している。また，受理から終局までの期間が2年を超える家事事件は，その割合が最も高い乙類審判事件においても1.9%にとどまる（【表5】）。

【表5】 家事事件の審理期間別の事件数及び事件割合

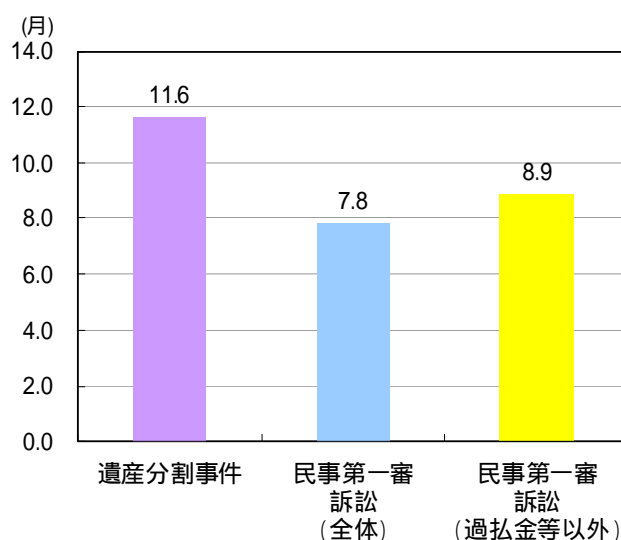
事件の種類	甲類審判事件	乙類審判事件	乙類調停事件	乙類以外の調停事件
事件数	649,199	21,385	71,352	68,452
6月以内	642,237 98.9%	16,331 76.4%	52,782 74.0%	54,297 79.3%
6月超 1年以内	5,503 0.8%	3,331 15.6%	13,395 18.8%	11,864 17.3%
1年超 2年以内	1,283 0.2%	1,311 6.1%	4,394 6.2%	2,136 3.1%
2年超	176 0.03%	412 1.9%	781 1.1%	155 0.2%

4.2 遺産分割事件の概況

平成24年における平均審理期間は11.6月であり，民事第一審訴訟（過払金等以外）のそれ（8.9月）の約1.3倍である（【図6】）。

平成24年の新受件数²⁰は，平成4年（9762件）の約1.6倍（1万5286件）と大きく増加しているが，平均審理期間は平成5年（18.7月）をピークとして，平成24年には上記11.6月まで短縮化しており，同年には全体の3分の2の事件が受理から1年以内に終局している。なお，終局まで2年を超える事件の割合は平成24年では1割弱にすぎない（【表7】）。

【図6】 平均審理期間
（遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件）



¹⁹ 既済事件の事件数は，審判，調停の両手続を経た事件についても，これらを通じて1件として計上した数値であり，平均審理期間，平均期日回数及び平均期日間隔等の既済事件に関する統計データは，すべてこの計上方法に基づき計算している。

²⁰ 新受件数は，審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり，調停不成立により審判事件として係属した事件や，審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

終局区分別の事件割合をみると、6割以上の事件が調停成立で終局しており、審判に至るものは1割程度である（【表8】）。また、調停期日と審判期日を合わせた平均期日回数は5.9回、平均期日間隔は2.0月である（【表9】）。

【表7】 審理期間別の事件数及び事件割合
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
事件数	11,737	168,230	90,560
6月以内	4,603 39.2%	103,815 61.7%	50,971 56.3%
6月超 1年以内	3,610 30.8%	32,613 19.4%	17,148 18.9%
1年超 2年以内	2,457 20.9%	23,611 14.0%	16,470 18.2%
2年超 3年以内	688 5.9%	5,927 3.5%	4,263 4.7%
3年超	379 3.2%	2,264 1.3%	1,708 1.9%

【表8】 終局区分別の事件数及び事件割合
(遺産分割事件)

調停成立	7,397 63.0%
調停をしない	49 0.4%
取下げ	2,803 23.9%
当然終了	35 0.3%
認容	1,394 11.9%
却下	47 0.4%
分割禁止	12 0.1%

【表9】 平均期日回数及び平均期日間隔
(遺産分割事件及び民事第一審訴訟事件)

事件の種類	遺産分割事件	民事第一審訴訟(全体)	民事第一審訴訟(過払金等以外)
平均期日回数	5.9	4.2	4.9
平均調停期日回数	5.2		
平均審判期日回数	0.6		
平均期日間隔(月)	2.0	1.8	1.8

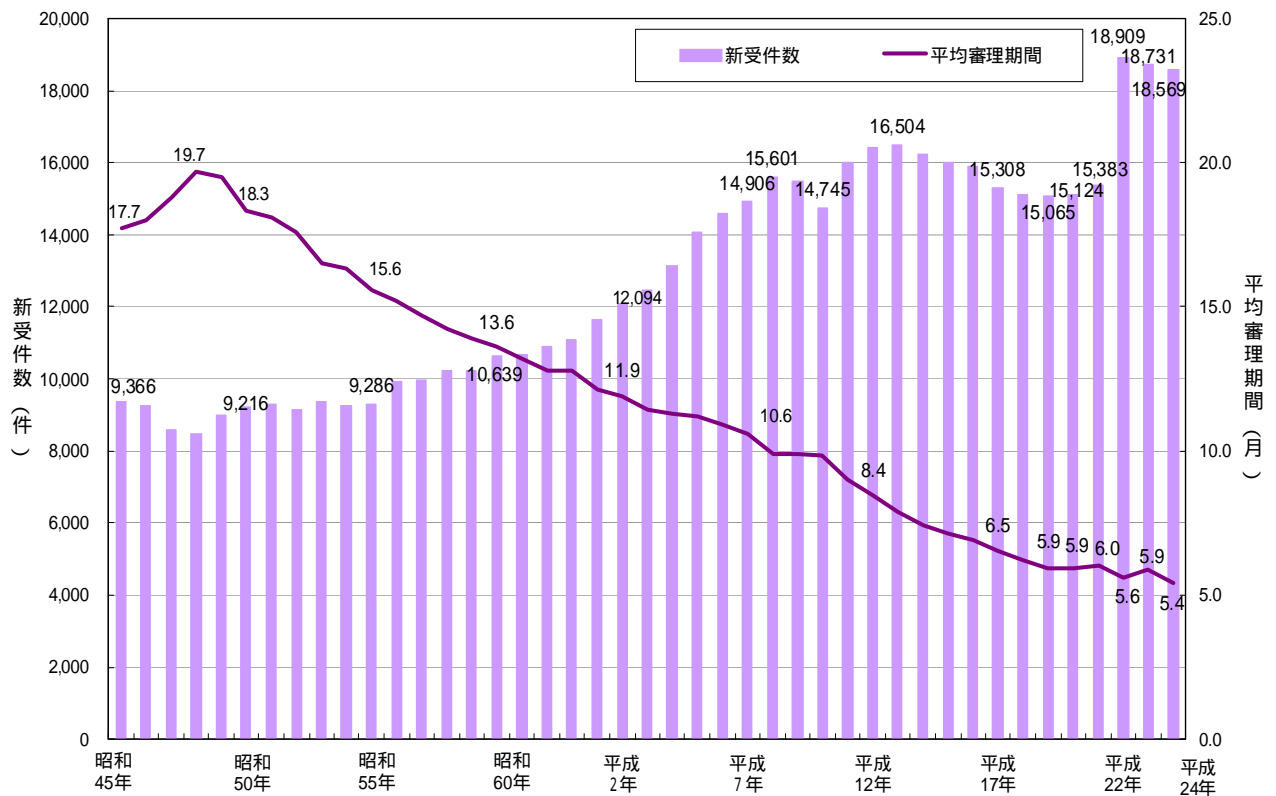
5 上訴審における訴訟事件の概況

5.1 高等裁判所における控訴審訴訟事件の概況

5.1.1 民事訴訟事件の概況

新受件数は、平成18年以降ほぼ横ばいの状態が続いていたが、過払金返還請求訴訟の影響により、平成22年は、前年（1万5383件）から急増して1万8千件台となり、以後、同程度の高い水準で推移している。このような中、平均審理期間は、平成19年（5.9月）まで一貫して短縮化を続け、同年以降は横ばいで推移していたところ、平成22年に更に短縮化し、平成24年には5.4月となった（【図1】）。

【図1】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事控訴審訴訟事件）



概況をみると、審理期間別の事件割合は、3月以内に審理が終局する事件の割合が24.6%、3月から6月以内に審理が終局する事件の割合が54.7%であり、2年を超える事件の割合は0.8%である（【表2】）。

終局区分別の事件割合は、判決で終局した事件の割合が60.2%、和解で終局した事件の割合が28.4%である（【表3】）。なお、判決で終局した民事控訴審訴訟事件のうち、上告がされた事件の割合は24.0%、上告受理の申立てがされた事件の割合は28.0%である（【表4】）。

【表2】 審理期間別の事件数及び事件割合
(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審 訴訟事件
事件数	18,986
3月以内	4,672 24.6%
3月超6月以内	10,377 54.7%
6月超1年以内	2,960 15.6%
1年超2年以内	820 4.3%
2年超を超える	157 0.8%

【表3】 終局区分別の事件数及び事件割合
(民事控訴審訴訟事件)

終局区分	民事控訴審 訴訟事件
判決	11,429 60.2%
うち控訴棄却 (%は判決に対する割合)	8,839 77.3%
うち原判決取消し (%は判決に対する割合)	2,493 21.8%
和解	5,387 28.4%
訴え取下げ	303 1.6%
控訴取下げ	1,442 7.6%
それ以外	425 2.2%

【表4】 最高裁判所への上訴率及び上訴事件割合(民事控訴審訴訟事件)

	上告事件	上告受理 事件
上訴率	24.0%	28.0%
上訴事件割合	14.4%	16.8%

この表における上訴率及び上訴事件割合は、いずれも推計的な算定方法による数値である。
上訴率は、平成24年1月1日から同年12月31日までの「高等裁判所において受理した上告事件及び上告受理申立事件の新受件数」を同期間における「高等裁判所における判決で終局した事件数」で除した割合、上訴事件割合は、同新受件数を同期間における「全終局事件数」で除した割合である。
このデータには、高等裁判所が第二審とした終局判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

訴訟代理人の選任状況は、当事者双方に訴訟代理人が選任された事件の割合が68.2%である（【表5】）。また、審理の状況は、平均期日回数が1.8回、平均期日間隔が3.1月、争点整理実施率が12.7%である（【表6】）。また、人証調べ実施率は1.7%であり、人証調べ実施事件における平均人証数は1.8人である（【表7】）。

【表5】 訴訟代理人の選任状況
(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審 訴訟事件
双方に 訴訟代理人	12,942 68.2%
控訴人側のみ 訴訟代理人	1,462 7.7%
被控訴人側のみ 訴訟代理人	3,267 17.2%
本人による	1,315 6.9%

【表6】 平均期日回数,平均期日
間隔及び争点整理実施率
(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審 訴訟事件
平均期日回数	1.8
平均口頭弁論 期日回数	1.2
平均争点整理 期日回数	0.5
平均期日間隔(月)	3.1
争点整理実施率	12.7%

【表7】 人証調べ実施率及び平均人
証数(民事控訴審訴訟事件)

事件の種類	民事控訴審 訴訟事件
人証調べ実施率	1.7%
平均人証数	0.03
平均人証数 (人証調べ実施事件)	1.8

5.1.2 刑事訴訟事件の概況

平成 24 年における新受人員（延べ人員）は 6555 人，終局人員（実人員）は 6618 人である。審理の状況をみると，平均審理期間は 3.1 月，平均開廷回数は 2.0 回，平均開廷間隔は 1.5 月であり，平均取調べ証人数は 0.1 人，弁護士選任率は 96.1% である。また，事実取調べを実施した事件の割合は 55.4% である（【表 8】）。

【表 8】 刑事控訴審訴訟事件の概況

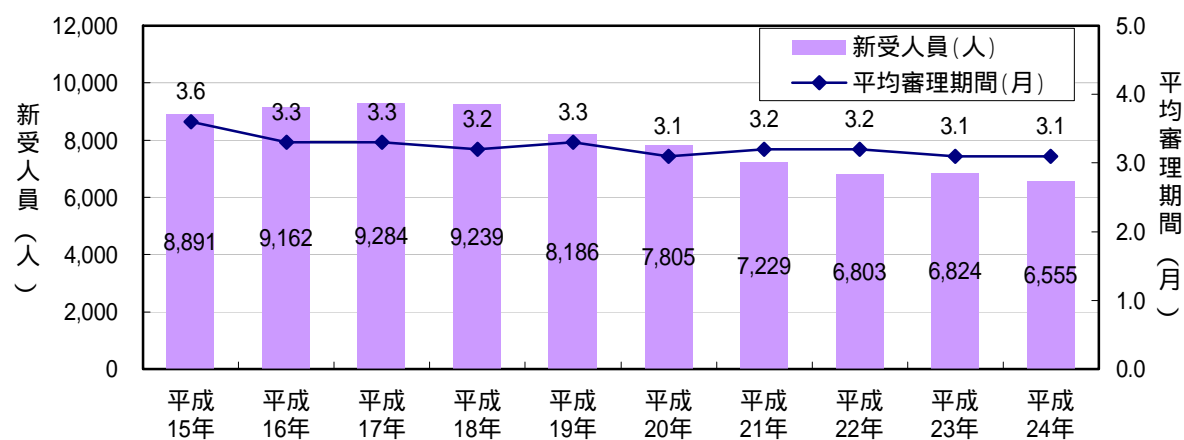
新受人員(延べ人員)	6,555
終局人員(実人員)	6,618
平均審理期間(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	3.1
平均開廷回数(回)(公判が開かれずに終局した事件を除外)	2.0
平均開廷間隔(月)(控訴審記録受理から控訴審終局)	1.5
平均取調べ証人数(人)	0.1
弁護士選任率(%)	96.1
事実の取調べの実施割合(%)	55.4

平均開廷回数は，被告人 1 人当たりのものである。

平均開廷間隔とは，控訴審で記録を受理したときから終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう。この場合の平均開廷回数については，公判が開かれずに終局した事件は算出の対象から除外している。

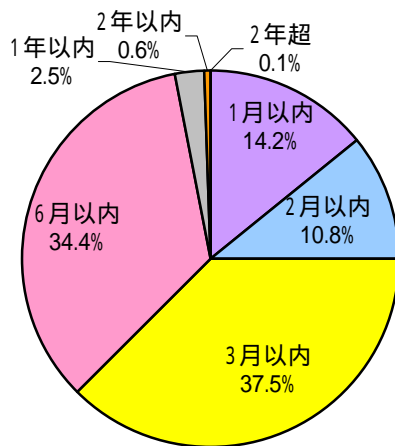
新受人員は，平成 17 年をピークとしておおむね減少傾向にある。平均審理期間は，平成 15 年の 3.6 月をピークとしておおむね短縮化傾向にあり，平成 24 年は 3.1 月となった（【図 9】）。

【図 9】 新受人員及び平均審理期間の推移(刑事控訴審訴訟事件)



審理期間の分布をみると、3月以内に審理が終局する事件の割合は62.5%であり、6月以内に審理が終局する事件の割合は96.8%である(【図10】)。

【図10】 審理期間の分布(刑事控訴審訴訟事件)



終局結果の分布をみると、控訴棄却が71.7%、破棄自判が8.6%、破棄差戻・移送が0.2%、公訴棄却が0.6%、控訴取下げが18.9%である。また、終局結果別の平均審理期間をみると、控訴棄却により終局した事件は3.5月、破棄自判により終局した事件は4.6月、破棄差戻・移送により終局した事件は6.8月であり、控訴棄却により終局した事件よりも、破棄自判又は破棄差戻・移送により終局した事件の方が審理期間が長くなっている(【表11】)。

【表11】 終局結果の分布及び終局結果別の平均審理期間(刑事控訴審訴訟事件)

	終局結果の分布	終局結果別の平均審理期間(月)
控訴棄却	71.7%	3.5
破棄自判	8.6%	4.6
破棄差戻・移送	0.2%	6.8
公訴棄却	0.6%	2.5
控訴取下げ	18.9%	0.8

5.2 最高裁判所における上告審訴訟事件の概況

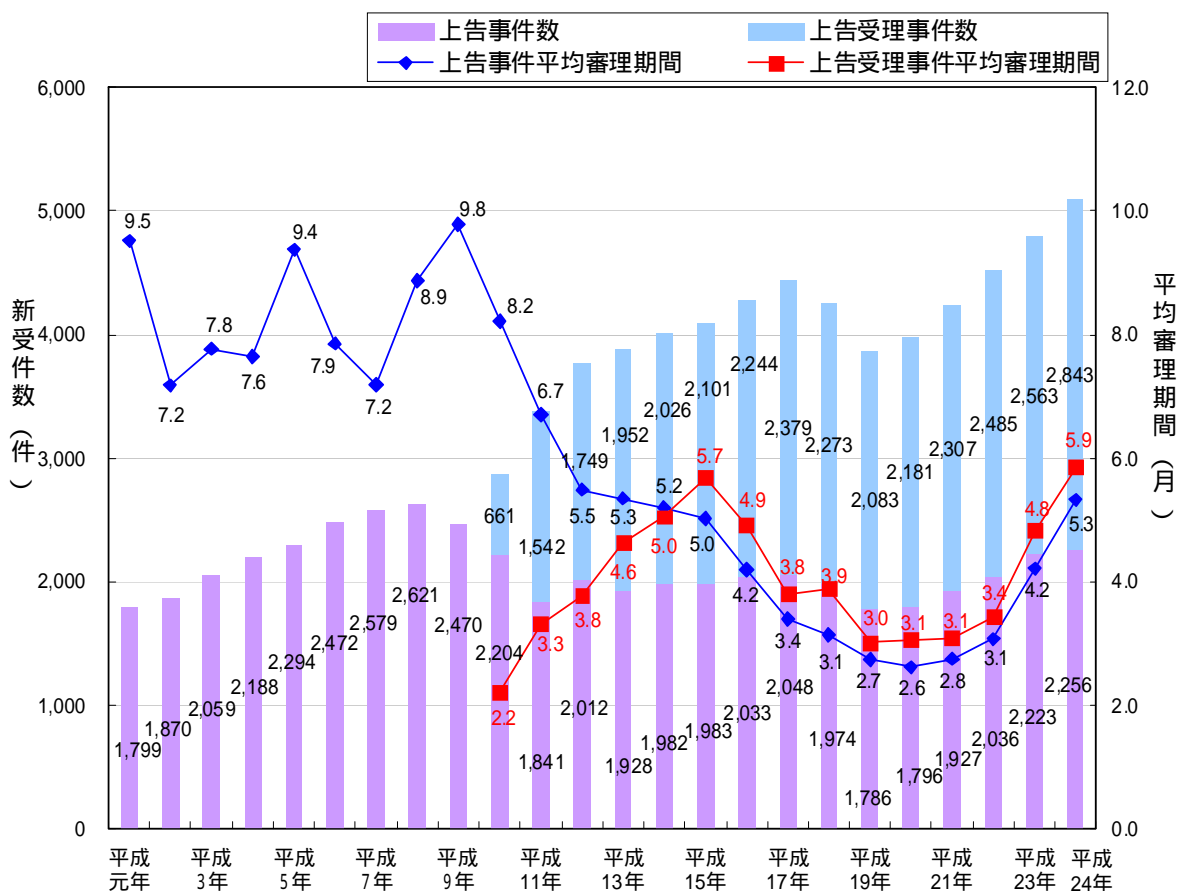
5.2.1 民事・行政訴訟事件の概況

5.2.1.1 民事訴訟事件の概況

平成24年の新受件数は、上告事件が2256件、上告受理事件が2843件であり、その合計数は5099件に上る。新受件数の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも平成20年以降増加がみられ、平成24年の新受件数は、いずれも現行民事訴訟法施行後、最も多くなっており、その合計(5099件)は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数(2470件)の2倍を超える。

平成24年の平均審理期間は、上告事件が5.3月、上告受理事件が5.9月である。平均審理期間の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも下げ止まりをし、近時は長期化する傾向を示しているところ、その要因としては、平成20年以降の新受事件の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が数多く終局したことによる影響等(なお、平均審理期間は、その年に事件処理が終了した事件の審理期間の平均値であり、複雑困難な事件が例年より多く終局した年は期間が長期化することもある。)が考えられる(【図12】)。

【図12】 新受件数及び平均審理期間の推移（民事上告事件及び民事上告受理事件）



上告事件の平均審理期間について、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件数を基に算出しているが、平成6年以前は、このような事件に当たらないもの（高等裁判所を第一審とする人身保護請求事件・飛躍上告事件等。）が統計上区別されていないため、これを含んだ事件数を基に算出している。なお、高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告が提起された事件に当たらないものは、平成18年以降、年間12件から20件程度である。

上告受理事件については、現行法が施行された平成10年以降の統計データを示す（以下同じ。）。新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした終局判決に対して上告提起又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

終局区別の事件数及び事件割合をみると、上告事件は、総数（2263件）のうち98.2%（2223件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局しており、上告受理事件は、総数（2817件）のうち95.6%（2693件）が上告不受理決定で終局している（【表13】）。

【表13】 終局区別の事件数及び事件割合（民事上告事件及び民事上告受理事件）

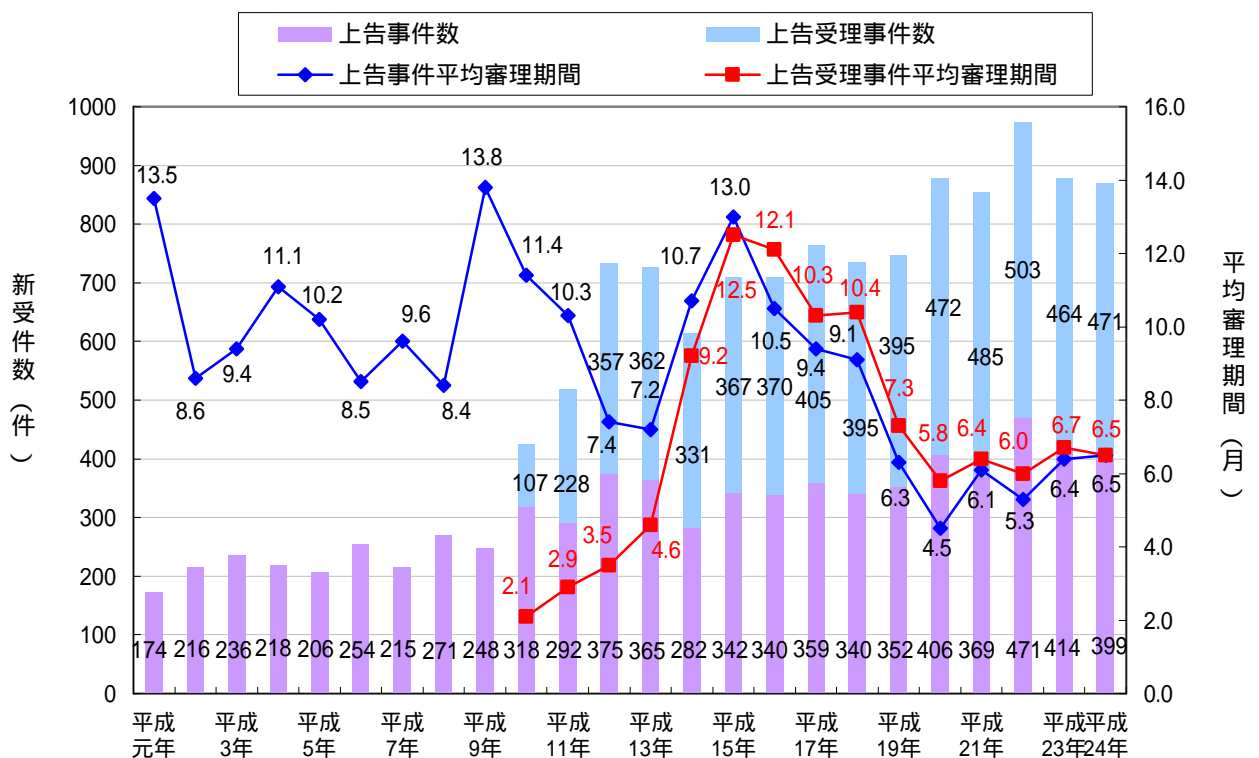
終局区分	民事上告事件	終局区分	民事上告受理事件
総数	2,263	総数	2,817
判決・棄却	-	判決・棄却	15 0.5%
判決・破棄	2 0.1%	判決・破棄	36 1.3%
決定	2,223 98.2%	不受理決定	2,693 95.6%
取下げ	34 1.5%	取下げ	53 1.9%
その他	4 0.2%	その他	20 0.7%

5.2.1.2 行政訴訟事件の概況

平成24年の新受件数は、上告事件が399件、上告受理事件が471件であり、その合計数は870件に上る。新受件数の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも平成20年に急増した後は高水準で推移しており、平成24年の新受件数の合計（870件）は、現行民事訴訟法施行の前年である平成9年の上告事件の新受件数（248件）の3.5倍を超える。

平成24年の平均審理期間は、上告事件が6.5月、上告受理事件が6.5月である（【図14】）。平均審理期間の経年推移をみると、上告事件、上告受理事件とも下げ止まりをし、近時は変動しながらも横ばいであるが、その要因としては、平成20年以降の新受件数の増加による影響や、比較的長期間係属していた事件が平成21年以降に数多く終局したことによる影響等が考えられる。

【図14】 新受件数及び平均審理期間の推移（行政上告事件及び行政上告受理事件）



新受件数については、最高裁判所に直接上告状が提出された直受事件及び高等裁判所が第二審としてした判決に対して上告又は上告受理の申立てがされた事件に当たらないものを含む。

終局区分別の事件数及び事件割合をみると、上告事件は、総数（473件）のうち92.2%（436件）が決定（却下決定又は棄却決定）で終局している。また、上告受理事件は、総数（529件）のうち93.0%（492件）が上告不受理決定で終局している（【表15】）。

【表15】 終局区分別の事件数及び事件割合
（行政上告事件及び行政上告受理事件）

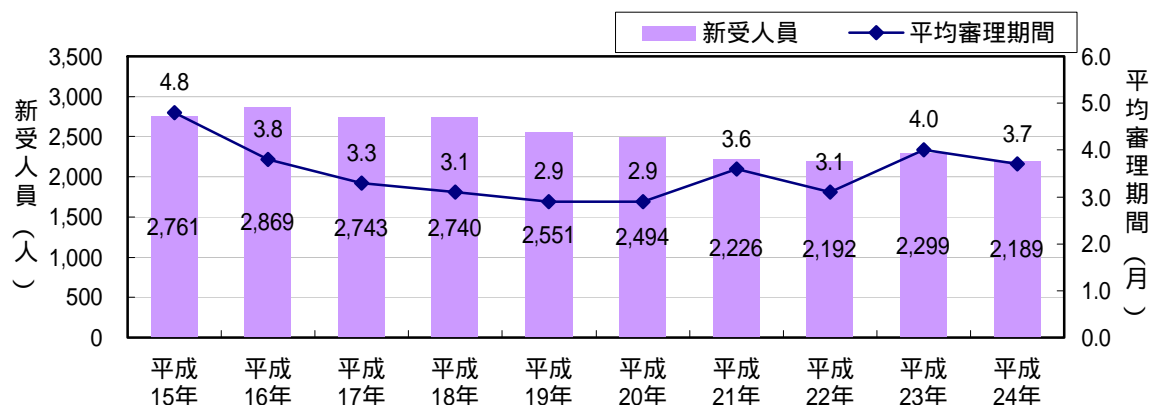
終局区分	行政上告事件	終局区分	行政上告受理事件
総数	473	総数	529
判決・棄却	30 6.3%	判決・棄却	5 0.9%
判決・破棄	4 0.8%	判決・破棄	20 3.8%
決定	436 92.2%	不受理決定	492 93.0%
取下げ	3 0.6%	取下げ	7 1.3%
その他	-	その他	5 0.9%

5.2.2 刑事事件の概況

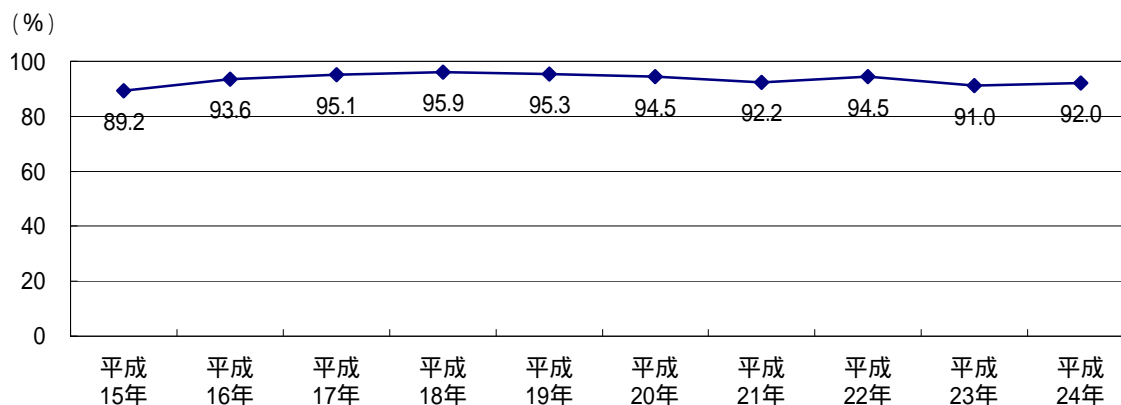
新受人員は、平成16年は2869人であったが、平成17年以降は緩やかな減少傾向にあり、平成22年には2192人となったが、その後は横ばいであり、平成24年は2189人となっている（【図16】）。

平均審理期間をみると、平成15年は4.8月であったが、平成16年以降短縮化し、平成23年を除き2月台後半から3月台後半で推移し、平成24年には3.7月となっている（【図16】）。近年では、事件処理に期間を要する複雑困難な事件の終局件数等に影響を受けて平均審理期間が変動した年もあるが、平成16年以降、終局人員総数の9割以上の事件が6月以内に終局している（【図17】）。

【図16】 新受人員及び平均審理期間の推移（刑事上告事件）



【図17】 6月以内に終局した事件割合の推移(刑事上告事件)



また、取下げにより終局した事件を除く上告事件のほとんどが上告棄却により終局しており、破棄自判及び破棄差戻し・移送により終局した事件の平均審理期間は長期間を要しているが、そうした事件は極めて少数にとどまっている（【表18】）。

【表18】 終局区分別の終局人員及び審理期間の分布状況(刑事上告事件)

終局区分	総数	破棄自判	破棄差戻し・移送	上告棄却	公訴棄却	取下げ
終局人員	2,313	1	2	1,895	6	409
平均審理期間(月)	3.7	9.0	33.0	4.2	8.0	1.1

6 社会的要因の検証

6.1 総論

6.1.1 第4回報告書までの迅速化検証の経過

第1回報告書では、地方裁判所における第一審の民事訴訟事件及び刑事訴訟事件を対象として統計的な分析・評価等を行い、第2回報告書では、地方裁判所における第一審の民事訴訟事件及び刑事訴訟事件のほか、高等裁判所における民事及び刑事の控訴審訴訟事件についても統計的な分析・検討を行うとともに、民事訴訟事件については、審理が長期化する事件類型ごとに、その長期化要因及びその背景事情に関する仮説を整理・検討した。

そして、第3回報告書では、統計的な分析はもとより、民事訴訟事件については、民事訴訟事件一般に共通する長期化要因を分析・整理するとともに、医事関係訴訟等一般に事件が長期化しがちと言われている個別事件類型に特有の長期化要因についての分析を行い、刑事訴訟事件については、公判前整理手続を中心とした審理状況の分析を行うとともに、新たに家事事件を検証の対象に加え、事件概況のほか遺産分割事件の長期化要因の分析を行った。

さらに、第4回報告書では、地方裁判所における民事第一審訴訟事件及び家庭裁判所における家事事件に加え、裁判員法施行下の刑事通常第一審事件及び最高裁判所における上告審訴訟事件について統計的な分析を行なうとともに、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえ（迅速化法1条，2条）、第3回報告書で分析・検討した長期化要因を継続的に検証した上で、実情調査の結果等を活用して、民事訴訟事件・家事事件を中心に、長期化要因を解消し裁判の一層の適正・充実・迅速化を推進するために必要な施策を総合的に検討した。

6.1.2 第5回報告書に向けた検証の基本方針

以上のとおり、第4回報告書までの迅速化検証は、主として司法固有の領域において長期化要因や施策の検討作業がされたものであるが、迅速化法が基盤整備法としての性格を有しており、裁判の迅速化に係る総合的、客観的かつ多角的な検証を行うことを求めていることを踏まえると、真に実効性あるものとして裁判の適正・充実・迅速化を推進するためには、裁判手続に内在する

制度，運用，態勢面における要因に即して施策を進めていくのみならず，社会・経済的背景や国民の意識といった，司法機関においてコントロールすることが困難であるが裁判の在り方に影響を与える裁判手続外の社会的な要因についても考察を及ぼして，その問題の構造を把握し，裁判の合理的な運営に及ぼす影響等を検討しておく必要があると思われる。そこで，第4回報告書では，今後の検証作業において，これらの論点も含めて，更に多角的，総合的に裁判の適正・充実・迅速化の推進に向けた検討を行っていくとの方向性を示したところである（第4回報告書施策編6頁参照）。

これを受けて，第5回の迅速化検証に当たっては，社会的要因を検討対象とすることとし，その検討方針として，どのようなアプローチを取ろうとも必要になるとされる基本的な要因について調査・検討を加えるとともに，特に紛争や裁判に与える影響が大きく具体的イメージが湧きやすいADR（裁判外紛争解決手続）や保険制度を重点的に調査することとした。さらに，社会的要因について，具体的なイメージを共有しつつ中身のある議論をするため，民事紛争については，多様な紛争類型の中でも特に様々な社会的要因の影響を受けやすく，これまでの迅速化検証においても長期化しがちな紛争類型として検証の対象としてきた医事及び建築紛争を素材として取り上げることとし，また，家事紛争については，重要な社会的要因である高齢化等の影響を大きく受けると考えられ，かつ，医事及び建築紛争と同様，これまでの迅速化検証において長期化しがちな紛争類型として検証の対象としてきた遺産分割事件を中心とする遺産紛争を素材として取り上げ，遺産紛争の予防に有効と考えられる遺言等に注目しつつ検討を進めることとした。

6.1.3 検証の手法及び調査結果等の整理の概要

社会的要因を検証するに当たっては，裁判外での紛争処理の実情について多角的な検証を行い，多方面かつ多岐にわたる分野について，諸外国の実情とも比較しつつ評価・分析を進める必要があると考えられる。そこで，検証の手法としては，紛争の予防，発生から解決に至るプロセス全体の実情を把握するため，地域性の異なる複数の地区を訪問し，地方自治体や消費生活センターをはじめとする各種相談機関等における業務の実情等を聴取する国内実情調査，社会的要因の検証に関係する各分野の専門家を講師に招いてのヒアリング調査¹，フランス，ドイツ及びアメリカにおける実情調査²を軸に，適宜，検証検討会事務局において，専門家へのインタビュー調査等を

¹ 法務省や日本弁護士連合会の担当者らを講師に招き，認証ADR，弁護士会のADR，筆界特定制度をテーマとしたADR全般ヒアリング，内閣府担当者や大学教授を講師に招き，社会の高齢化や家族観の多様化等をテーマとした高齢社会等ヒアリング，厚生労働省担当者や医事関係訴訟に従事する弁護士（大学教授）を講師に招き，医事紛争に関する裁判外での各種取組等をテーマとした医事ヒアリング，国道交通省担当者，建築紛争に造詣の深い弁護士や大学教授を講師に招き，建築紛争に関する裁判外での各種取組等をテーマとした建築ヒアリングを実施した。

² ADRや保険制度に関する基礎的な調査（国外基礎調査）及びこれを踏まえ，医事，建築，遺産の各紛争類型に特化した調査（国外紛争類型別調査）を実施した。

中心とする基礎的な調査³や統計データの収集等の補充調査を実施することとし、これらを踏まえて、検証検討会において社会的要因に関する意見交換を行い、分析を深めることとした。

以上の調査結果の整理に当たっては、前記6.1.2において示した基本的な方針に従い、まず「法的紛争一般の動向」として、民事及び家事の分野全般を視野に入れ、紛争自体の総量や動向に影響を与える要因一般に対応する調査結果を整理・検討し、「裁判外での紛争処理の全般的な状況」として、裁判事件となる紛争の量に影響を与える要因の中で特に柱となるADRや保険制度等の一般的な状況について整理・検討し、その上で、「紛争類型別の検討」として、特に検証の素材として取り上げる医事、建築及び遺産の各紛争類型について、裁判外での紛争予防ないし紛争解決に係る状況について整理し、更に掘り下げた検討を行うこととした。

³ 医師賠償責任保険に造詣の深い弁護士や建築瑕疵保険の普及等に取り組む国土交通省の担当者に対するインタビュー調査（保険制度に関する基礎調査）及び遺産紛争に造詣の深い弁護士、公証人、一般社団法人信託協会の担当者らに対するインタビュー調査（遺産紛争に関する基礎調査）を実施した。

6.2

法的紛争一般の動向

国内実情調査では、社会内に多数の潜在的紛争が存在している実情がうかがわれたが、法的紛争一般の動向としては、少子高齢化等の社会の変容、紛争の法的解決に対する意識等の変化、法曹人口の増加等による法的アクセスの容易化といった諸要因の影響により、紛争の量的側面に着目すれば、社会内に潜在化していた紛争が法的紛争として顕在化⁴し、法的紛争が増加することが見込まれ、紛争の質的側面に着目すれば、法的紛争がより複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化する可能性があるものと考えられる。

6.2.1 潜在的紛争の存在

国内実情調査によれば、地方自治体の相談窓口、消費生活センター、商工会議所、法テラス、弁護士会の法律相談センター等の各種相談機関に、法的紛争について多数の相談が持ち込まれていることが認められた（【表1】、【図2】、【図3】）。

もっとも、「紛争を好まない風土等」、「法的解決を躊躇する意識」、「コミュニティ内での紛争の解消」、「法的解決に対する経済的インセンティブのなさ」、「法的解決の時間的・金銭的成本」、「法的アクセスの不十分」といった諸要因が法的紛争を潜在化させる方向に働くことで、法的解決を必要とする紛争が上記のような各種相談機関に持ち込まれることなく、社会内に広く潜在化している実情がうかがわれた。実際に、国内実情調査では、弁護士による法律相談に対する確かなニーズの存在が実感として語られ、また、消費者紛争においては膨大な暗数が存在している旨が指摘されたところである。

以上のような諸事情を踏まえれば、社会内には、各種相談機関に持ち込まれず、ひいては裁判手続にも持ち込まれていない、多数の潜在的な法的紛争が存在しているのが実情と考えられる。

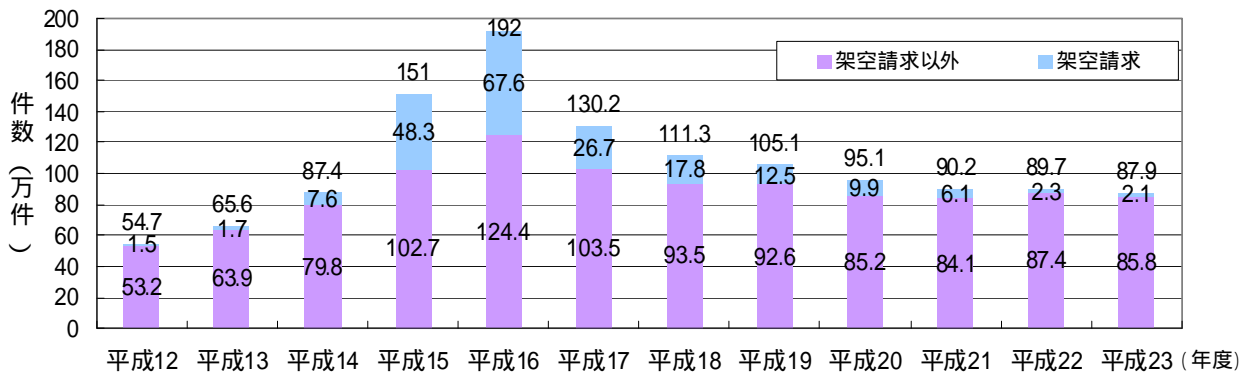
⁴ 本稿では、社会内に発生した法的紛争を司法機関等の紛争解決に関わる機関等が認知することをもって法的紛争の顕在化ととらえている。

【表1】各実情調査先の相談件数(いずれも平成22年度) 各実情調査先での提供資料等による

A市役所(地方部の県庁所在地)		B市役所(地方部の県庁所在地)		E市役所(政令指定都市)	
市政相談	7,735	市政相談	5,266	法律相談	5,314
一般相談	6,413	交通事故相談	47	司法書士相談	642
法律相談	1,230	法律相談	1,051	家庭生活相談	2,962
税務相談	139	登記相談	157	交通事故相談	926
登記相談	190	不動産	144	行政相談	612
交通事故相談	409	その他	2,218	多重債務相談	121
雇用相談	323	合計	8,883	不動産相談	43
その他	210			人権相談	57
合計	16,649			家事手続相談	207
				税相談	175
				合計	11,059

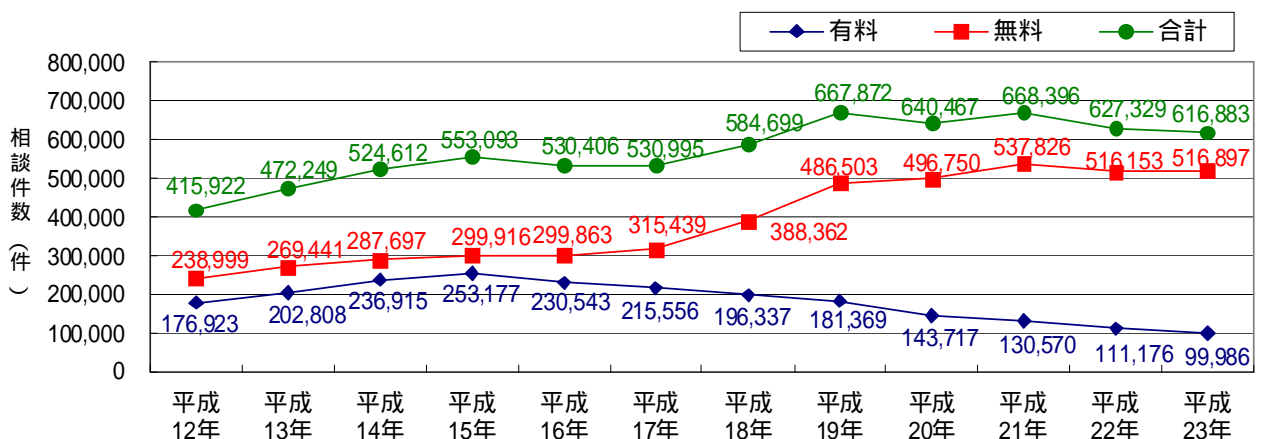
各区役所の相談件数も含む

【図2】消費生活相談の年度別総件数の推移



独立行政法人国民生活センター編「消費生活年報2012」による。

【図3】弁護士会等での法律相談数の推移



日弁連「弁護士白書(2003年版～2012年版)」による。

「無料」は、法テラスの法律相談援助、日弁連交通事故相談センターの相談業務及びその他の無料相談の件数。

法テラス及び交通事故相談センター以外の法律相談件数は、日弁連が弁護士会に対して実施したアンケートによるもの。

その他の無料相談には、弁護士会主催・自治体提携・社会福祉協議会等が含まれるが、弁護士会によってこれらの件数を把握していない会もある。

6.2.2 潜在的紛争を顕在化させる要因

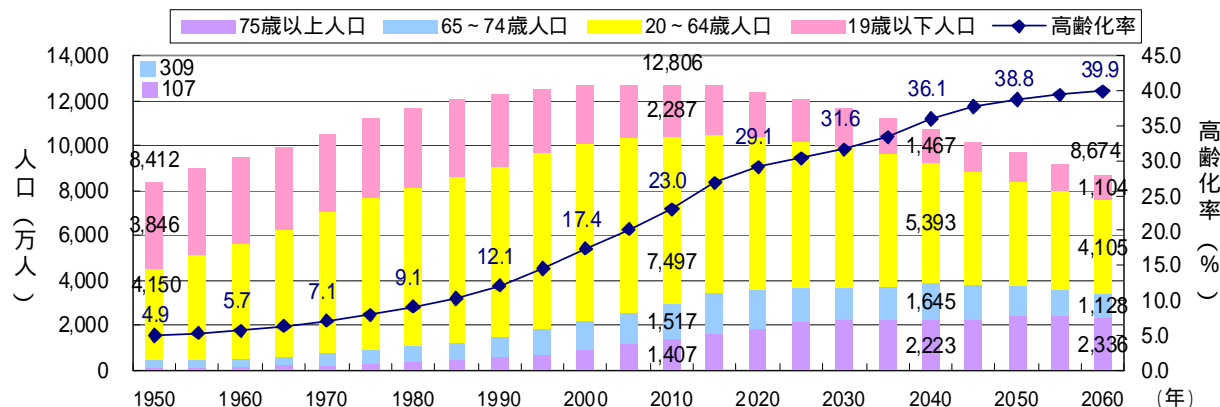
他方、国内実情調査では、以下のとおり、少子高齢化等の進行、家族観及び家族規範の多様化、地域コミュニティの変化等の「社会の変容」、法教育の進展等を背景とした紛争解決に対する「意識等の変化」、弁護士をはじめとする紛争解決機関等への「法的アクセスの容易化」といった要因により、これまで潜在化していた法的紛争が顕在化し、質的にも複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化していくことがうかがわれた。

6.2.2.1 社会の変容

少子高齢化等の進行

社会構造や産業構造が複雑化する現代社会において将来の社会の変容を予測することは極めて困難であるが、急速な少子高齢化の進行は、統計的に見ても確実に見込まれている(【図4】)。そして、高齢化の進行に伴い、死亡者数の増加が見込まれており(【図5】)、当面、遺産紛争の増加は避けられないと考えられる。高齢化の進行によって認知症高齢者の増加や要介護認定率の上昇も見込まれているが(【図6】)、こうした事情は、生前の財産管理をめぐる紛争等を増加・深刻化させる要因になり得ると考えられる。また、相続人の高齢化は、再転相続や代襲相続による紛争の複雑化を招く要因にもなり、少子化・核家族化による世帯の縮小等は、家庭の機能を低下させることで親族間の対立を先鋭化させ、社会の流動化により親族が遠隔地に居住する傾向が強まっていることも、遺産紛争の解決を困難にする要因になり得る。さらに、少子化は離婚事件において子の監護をめぐる紛争を先鋭化させ、高齢化は高齢者の消費者被害や高齢者の財産をめぐる紛争を招くなど、少子高齢化の進行は、法的紛争を顕在化・多様化・先鋭化させる要因になり得るものといえる。

【図4】 高齢化の推移と将来推計

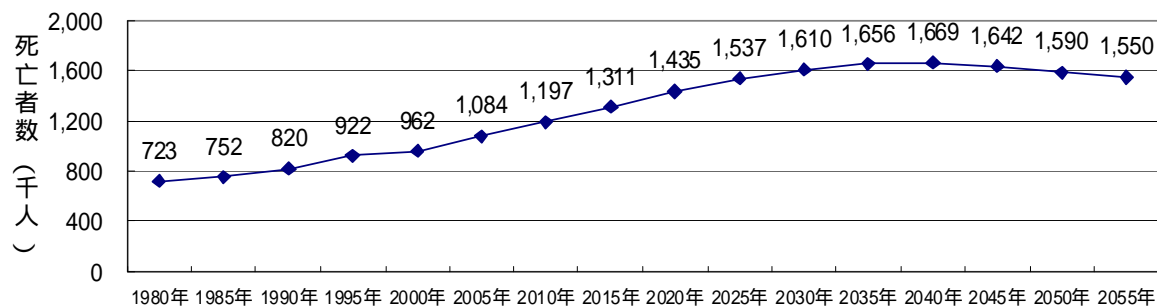


内閣府「平成24年版高齢社会白書」による。

2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果である。

1950年～2010年の総数は年齢不詳を含む。

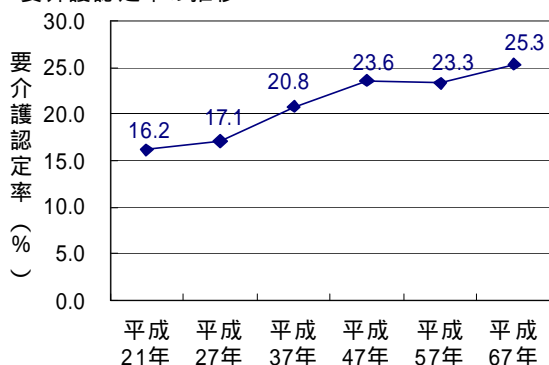
【図5】 死亡者数の推移と将来推計



2010年までは厚生労働省「人口動態統計」による死亡数(いずれも日本人)、2015年以降は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定の推計結果(日本における外国人を含む)による。

【図6】 高齢者人口に占める要介護認定率及び認知症高齢者の割合の推移

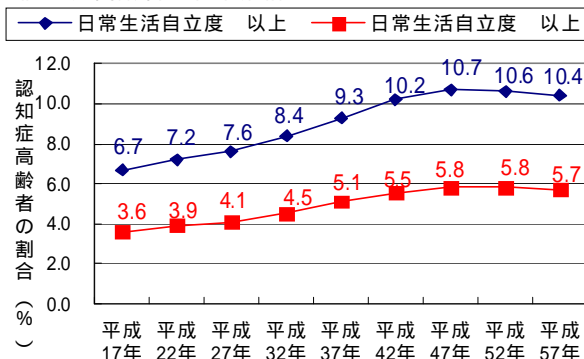
要介護認定率の推移



第43回検証検討会(高齢社会対策等ヒアリング)で聴取者から提供を受けた資料(厚生労働省老健局資料に基づくもの)による。

年齢階級別要介護認定率を一定と仮定して試算したものの。

認知症高齢者の将来推計



第43回検証検討会(高齢社会対策等ヒアリング)で聴取者から提供を受けた資料(高齢者介護研究会報告書(平成15年6月)に基づくもの)による。

要介護認定に用いられる「認知症高齢者の日常生活自立度」においてランク 以上と判断される高齢者数を推計したものであり、必ずしも医学的な認知症の確定診断を経たものではない。

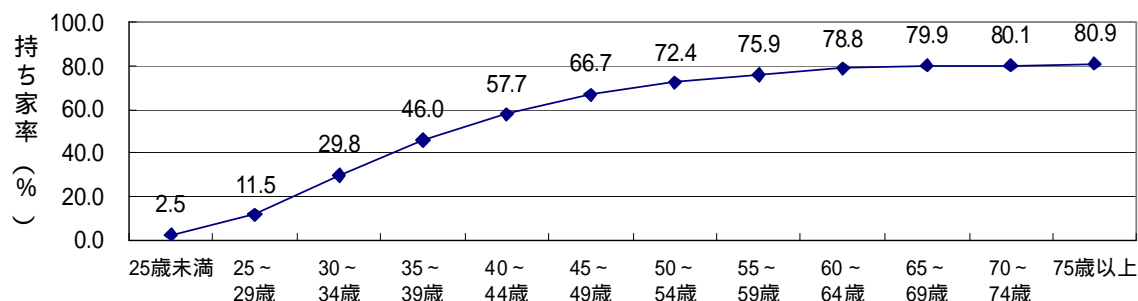
家族観及び家族規範の多様化

家族観や家族規範の多様化という観点からも、例えば親と同居する子と別居する子との間で相続に対する認識の相違や葛藤が生じるなどして、遺産をめぐる紛争が先鋭化する可能性が指摘できる。こうした事情に加え、資産が高齢者に偏在し、かつ、不動産が資産の中心で持ち家率の高い我が国の現状も併せ考えれば（【図7】）、不動産の分割の困難さも相まって、遺産紛争の一層の深刻化が予想される。

さらに、家族観や家族規範の多様化は家庭内の紛争を解決する力を弱め、これまで家庭内で解消されていた紛争が、法的紛争として顕在化しやすくなるものと考えられる。

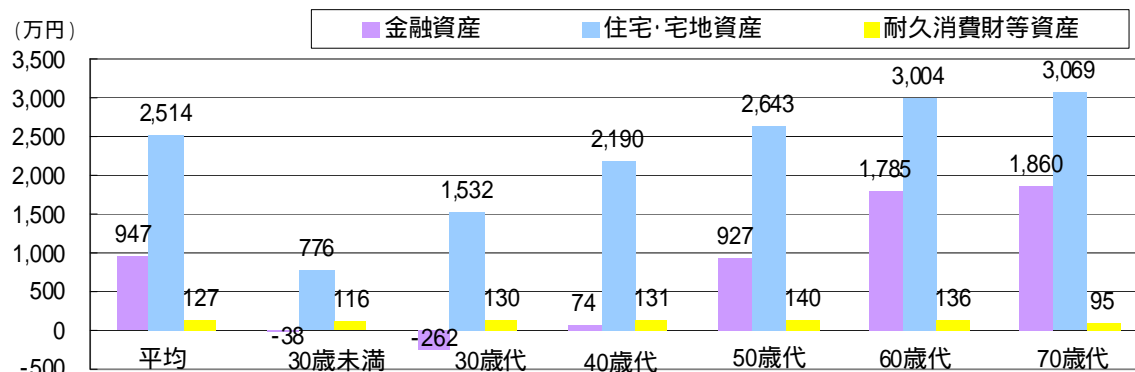
【図7】 資産の状況

持ち家率の世代間分布(平成20年)



総務省統計局「平成20年住宅・土地統計調査」による。
持ち家率は、世帯総数に占める持ち家世帯の割合である。

世帯主の年齢階級別一世帯当たり家計資産(二人以上の世帯,平成21年)



総務省統計局「平成21年全国消費実態調査」による。なお、全国の52,404世帯を対象に調査を実施した。

地域コミュニティの弱まり

国内実情調査では、近時、地域コミュニティの弱まりが、地域の世話役的な人物による紛争の予防ないし解決を難しくしているとの指摘があり、今後、これまでコミュニティ内で解消されていた紛争が、法的紛争として顕在化しやすくなるものと考えられる。

(参考)国際化の進展

近時、社会・経済的な国際化が進んでおり、法曹界においても、外国法事務弁護士⁵が増加するなど、国際化への対応が進められている。こうした社会の国際化が進めば、国際的な紛争が増加し、複雑ないし新規の問題を含んだ紛争が増加するものと考えられよう。なお、国際商事仲裁の利用状況も、世界的に増加傾向にある。

6.2.2.2 意識等の変化

法的解決を躊躇する意識の変化

国内実情調査では、従来から受け継がれている紛争を好まない風土等の薄らぎや、裁判所における法的解決に対する抵抗感の弱まりが指摘されている。また、民事裁判制度に関する意識調査⁶の結果においても、「裁判への躊躇理由」としては金銭的・時間的コストによるものが多いのに対し、相手方との対立を避けたい、世間体が悪い、多くの人に知られたくないといったことを理由とするものは少なく、紛争を法的に解決することを躊躇する意識等は弱まっていることがうかがわれる。

法教育⁷の進展

国内実情調査では、各種機関の広報・啓発活動等による法教育が積極的に行われていることが指摘されたが、そのような法教育の進展も、紛争の法的な解決を求める傾向を強める要因になり得るものといえよう。

(参考)企業の法意識の変化等

企業法務弁護士ヒアリング調査の結果⁸によれば、近時、訴訟を回避しようとする企業の意識に変化が見られるとの指摘もあり、こうしたことも、法的紛争の動向に影響を与えるものと考えられる。また、企業内弁護士(企業の従業員、使用人、役員として職務を遂行している弁護士)は、平成14年5月時点では79人にすぎなかったものが、平成20年6月時点で267人、平成22年7月時点で435人、平成24年6月時点で771人と増加しており、弁護士の活動領域が

⁵ 外国において法律事務を行うことを職務とし、日本の弁護士に相当する資格(外国弁護士となる資格)を有する者で、法務大臣の承認を受けた後、日弁連の外国法事務弁護士名簿に登録された者をいう(日弁連「弁護士白書 2012年版」130頁～133頁(平成24年)参照)。

⁶ 民事訴訟制度研究会編「日本の民事裁判制度に関する意識調査(2011年)報告書」参照。

⁷ 法教育とは、「法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身に付けるための教育」とされているが(法教育研究会「報告書 我が国における法教育の普及・発展を目指して - 新たな時代の自由かつ公正な社会の担い手をはぐむために - 」2頁(平成16年11月4日)参照)、本報告書では、広く一般市民に対する広報・啓発活動も含めて「法教育」という用語を用いている。

⁸ 第3回報告書概況・資料編195頁以下参照。

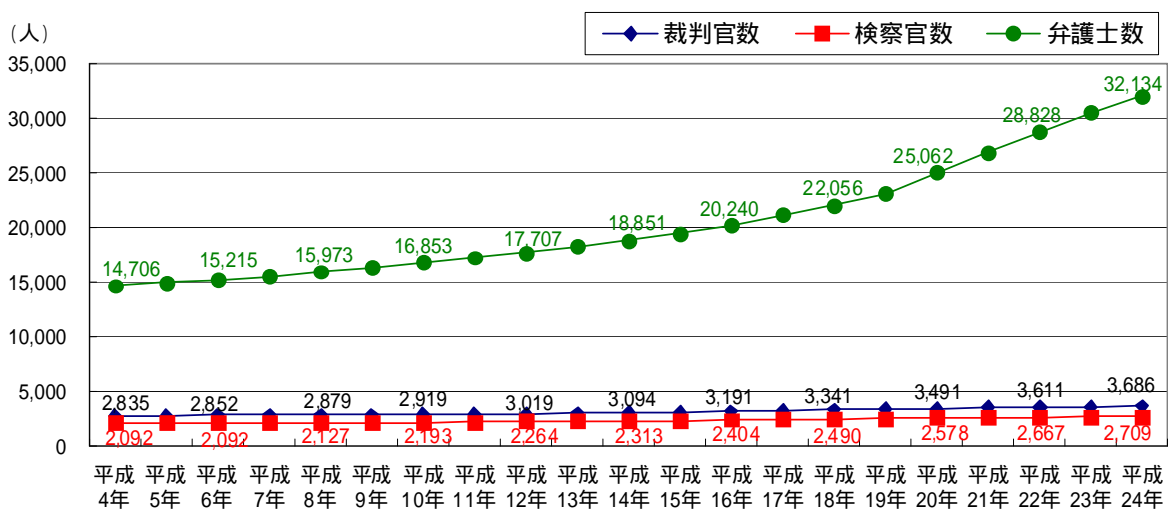
企業にも広がりつつあるといえる⁹。

6.2.2.3 法的アクセスの容易化

法曹人口の増加

法曹人口の増加を背景に(【図8】), 弁護士がより身近な存在となれば, これまで潜在化していた法的解決を要する紛争が, 弁護士相談等を通じて法的紛争として顕在化することになる。なお, 弁護士・弁護士法人以外の法律を扱う登録士業(隣接法律専門職)である弁理士, 公認会計士, 司法書士, 行政書士及び社会保険労務士等の人数も増加傾向にある¹⁰。

【図8】 裁判官数, 検察官数及び弁護士数の推移



裁判官・検察官の定員数は, それぞれ簡裁判事・副検事を含む。
 弁護士数は各年の4月1日現在の数(日弁連調べ)である。

弁護士へのアクセスの充実

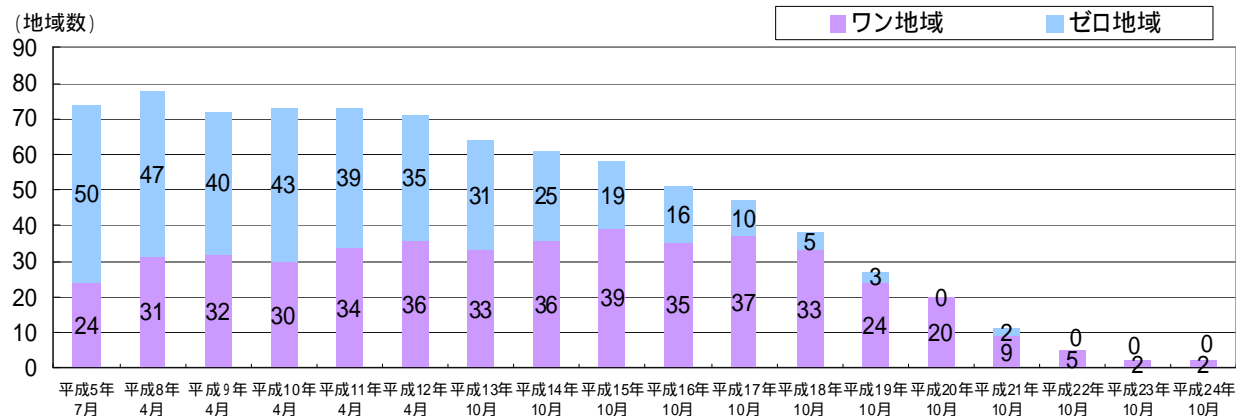
・ 弁護士過疎・偏在解消のための取組

日本弁護士連合会(日弁連)では, 弁護士過疎・偏在解消のための取組を行ってきており, その活動資金に充てるため, 平成11年, 日弁連ひまわり基金が設立され, 全国に公設事務所(ひまわり基金法律事務所)が設置されている。そして, いわゆる「ゼロ・ワン地域」(地方裁判所の支部単位で弁護士登録のない地域又は弁護士登録が1名の地域)の数は減少しており, 平成24年10月時点では, 弁護士ゼロ地域は0箇所, 弁護士ワン地域は2箇所となっている(【図9】)。

⁹ 日弁連「弁護士白書2012年版」185～186頁参照。

¹⁰ 例えば, 司法書士数は, 平成15年には1万7304人であったのに対し, 平成24年には2万0670人にまで増加しており, 公認会計士数は, 平成15年には1万4325人であったのに対し, 平成24年には2万3119人にまで増加している。

【図9】 弁護士ゼロ・ワン地域の推移



日弁連「弁護士白書(2012年版)」による。

- ・ 法律相談センターの活動の充実

全国の弁護士会の法律相談センター等(公設事務所含む)は、平成24年10月1日時点で、376箇所設置されている¹¹。

- ・ 法テラスの活動の充実

法テラスの業務実績は【表10】のとおりであり、法律相談援助の利用実績は増加傾向にある。また、国内実情調査においても、各地の法テラスにおいて、広報・啓発活動等の取組等を通じて法テラスへのアクセスの向上が図られている実情が見て取れたところである。

【表10】 法テラスの業務実績の推移

業務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
情報提供業務						
コールセンター問合せ件数	128,741	220,727	287,897	401,841	370,124	339,334
地方事務所問合せ件数			188,661	247,172	234,614	198,963
民事法律扶助業務						
法律相談援助件数	64,837	147,430	179,546	237,306	256,719	280,389
代理援助件数 当期開始決定分	32,768	68,910	80,442	101,222	110,217	103,751
書類作成援助件数 当期開始決定分	2,024	4,197	5,101	6,769	7,366	6,164
契約弁護士数	8,523 平成19年3月現在	10,318 平成20年3月現在	11,802 平成21年3月現在	13,401 平成22年3月現在	15,037 平成23年3月現在	16,570 平成24年3月現在
契約司法書士数	3,463 平成19年3月現在	4,174 平成20年3月現在	4,670 平成21年3月現在	5,090 平成22年3月現在	5,617 平成23年3月現在	6,065 平成24年3月現在
認知度		22.6% 平成20年2月現在	24.3% 平成21年2月現在	37.3% 平成22年2月現在	38.7% 平成23年1月現在	42.1% 平成23年12月現在

法テラス「平成23年度業務実績報告書」による。

¹¹ 日弁連「弁護士白書 2012年版」256～264頁参照。

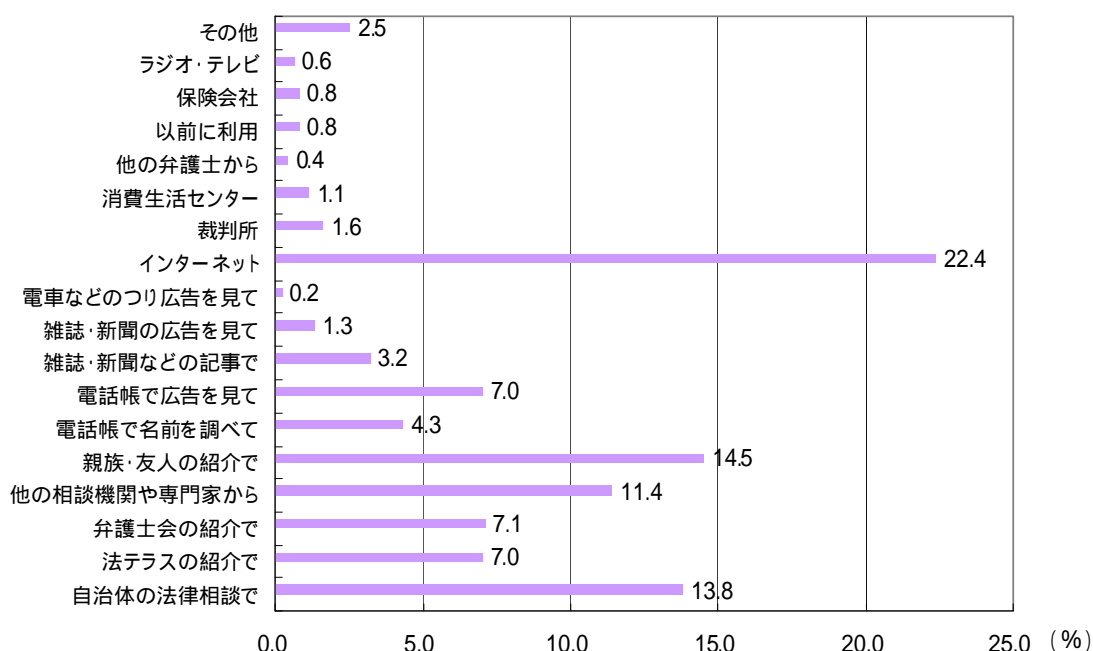
各種相談機関の活動の充実

地方自治体における市民相談窓口や消費生活センター等の各種相談機関は、紛争の法的解決への第一次的なアクセス機関として重要な役割を果たしており、その活動の充実は、法的解決を必要とする紛争の顕在化につながるものと考えられる。

インターネットの普及

近時はインターネットの普及が進んでいるが、インターネットは、紛争当事者が自ら法的知識を獲得する手段としても、各種相談機関へのアクセスの手段としても活用されており、これが法的紛争の動向に与える影響は更に大きくなることが見込まれる（【図11】）。

【図11】 弁護士会の法律相談センターを知った経緯（認知経路）



日弁連弁護士業務総合推進センター「市民の法的ニーズ調査報告書(2008年6月)」による。
法律相談来訪者及び法律事務所来訪者を対象に2007年に実施。
本質問に対する回答数は1263件である。

紛争解決のコスト

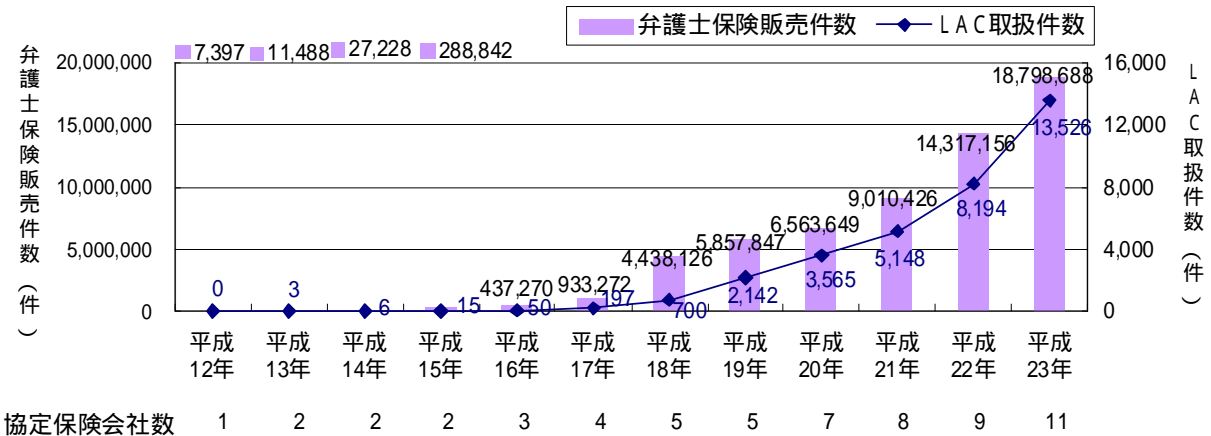
・ 弁護士保険

平成12年に設立された日弁連リーガル・アクセス・センター(LAC)の取組等を通じて弁護士保険¹²の販売及び利用が拡大しており、その動向が注目される（【図12】）。弁護士保険

¹² 損害保険会社が販売する保険の契約者(被保険者)が事故被害に遭い、弁護士に法律相談や交渉等の依頼をした場合、その費用が保険金として支払われる保険をいう。なお、呼称については、弁護士保険のほか、弁護士費用保険、訴訟費用保険、権利保護保険などがあり、自動車保険の付帯特約として販売されるのが通常であることから弁護士費用特約と呼ばれることもあるが、本報告書では「弁護士保険」と表記する。

は、現在のところ、自動車保険の付帯特約として自動車事故の事案を中心に利用されているようであるが、今後、多様な紛争類型で活用されるようになれば、法的紛争の動向に大きな影響を及ぼすことになる。

【図12】 弁護士保険販売件数及びLAC取扱件数の推移



LAC調べによる。

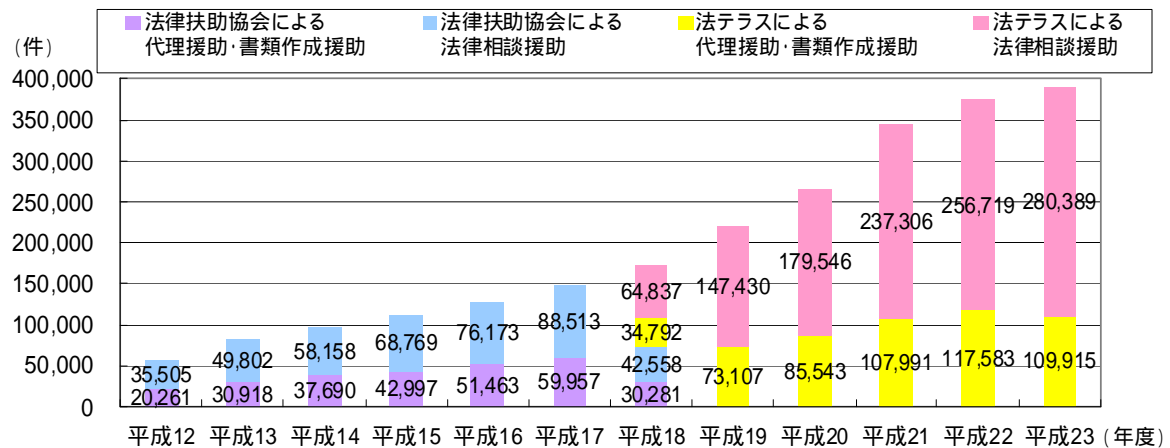
弁護士保険販売件数は日弁連協定会社のみ(一部概算)

LAC取扱件数には、選任済み(依頼者が自身で弁護士を選任した案件)の件数も含まれる。

・ 民事法律扶助

これに加え、民事法律扶助¹³の援助件数も増加傾向にあり、その拡充が進めば、法的紛争の更なる顕在化・増加につながるものと考えられる(【図13】)。

【図13】 民事法律扶助の援助件数の推移



日弁連「弁護士白書(2006年版)」, 法テラス「法テラス白書2009年度版」及び同「平成23年度事業実績報告書」による。

平成18年度は、平成18年4月から9月までの法律扶助協会の援助件数と同年10月から平成19年3月までの法テラスの援助件数である。

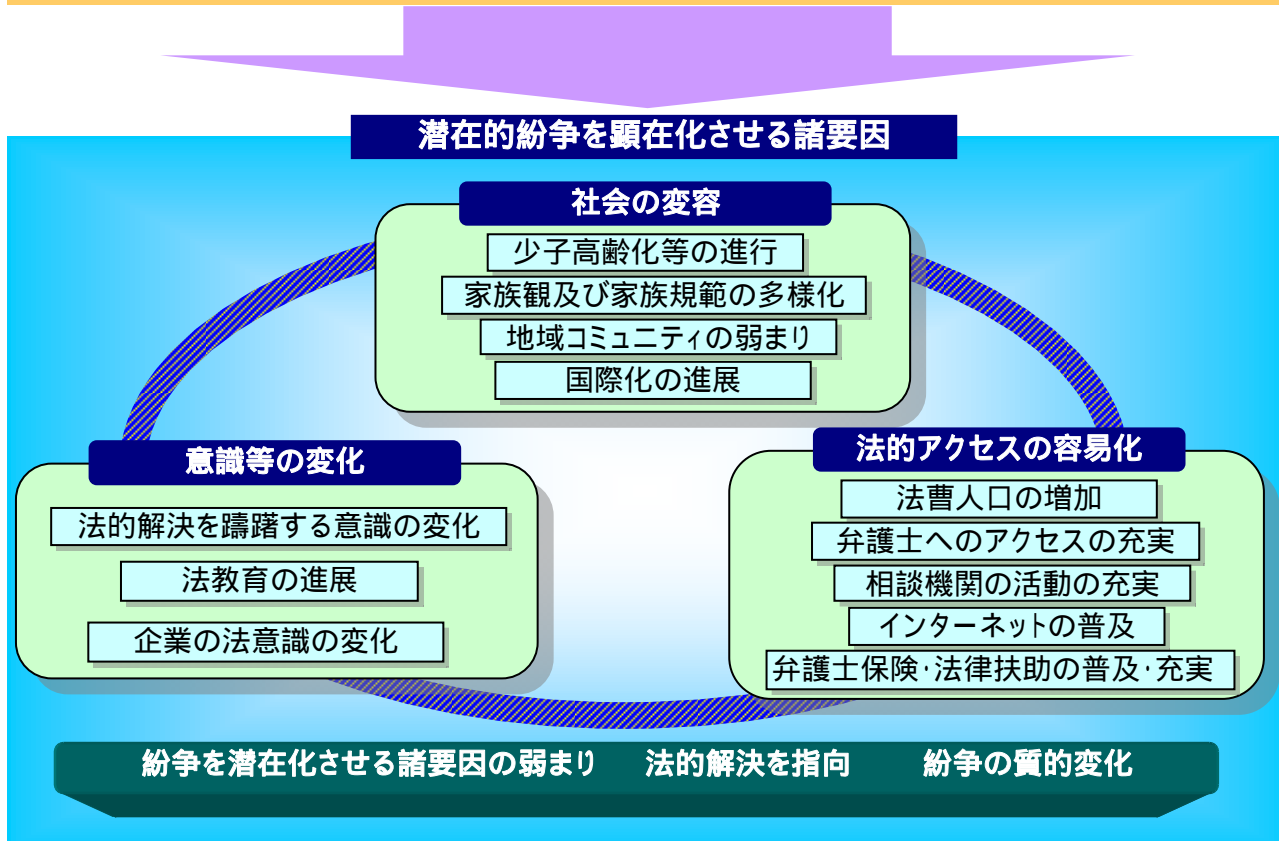
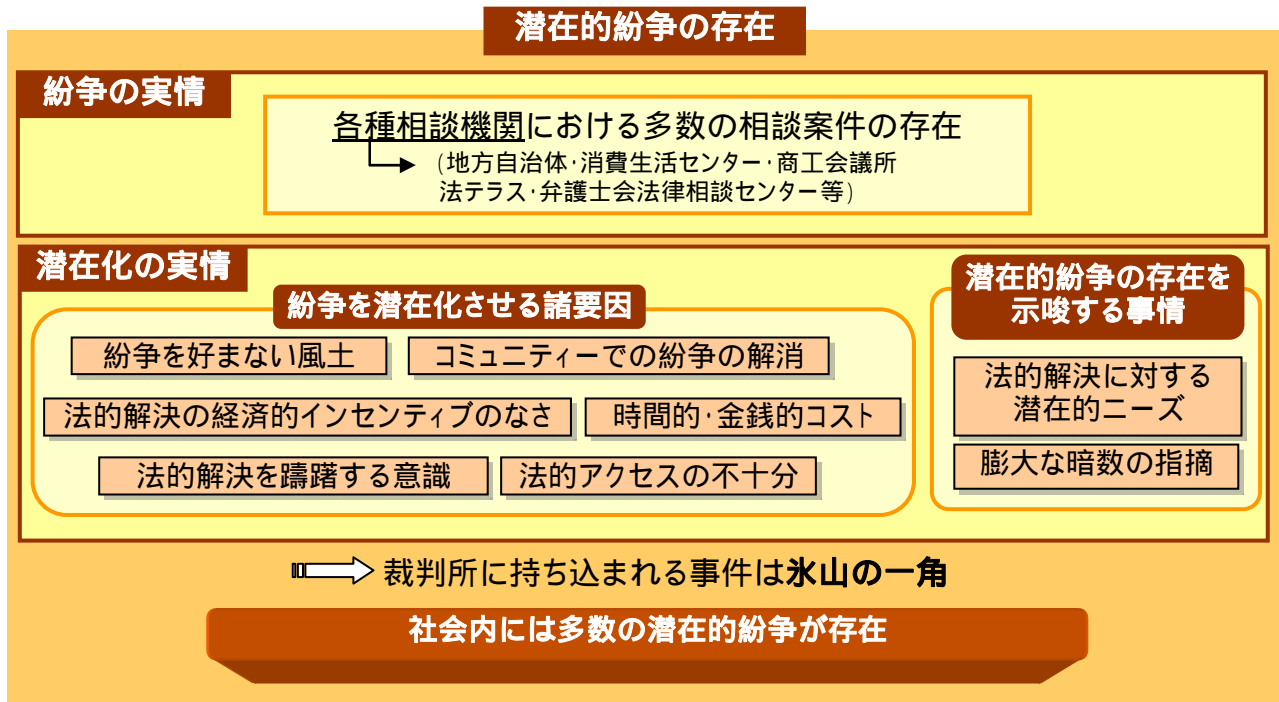
¹³ 我が国では、現在、民事法律扶助として、総合法律支援法に基づき、法テラスにおいて、資力が乏しく民事裁判手続等に必要となる費用を支払うことができない者に対し、無料で法律相談(法律相談援助)や、弁護士または司法書士の費用等の立替え(代理援助、書類作成援助)が行われている。

6.2.3 今後の動向

各種調査の結果を整理・分析すると、法的紛争の顕在化を抑制すると考えられる諸要因は、近時、いずれも弱まる方向で変容し、紛争を増加させる方向で社会の変容が進んでいる実情が見取れる一方で、法的アクセスや紛争解決のコストの状況は、法的紛争の顕在化を容易にし、かつ、紛争の法的解決を促進する方向で変化しているものと考えられる。また、こうした変化は、紛争の質にも影響を及ぼしており、紛争の複雑化・多様化・先鋭化をもたらしているものと思われる。そして、こうした変化は、今後、更に進んでいくことが予想される。

このような検討を踏まえると、今後の法的紛争一般の動向としては、中長期的な視点で見た場合、紛争の量的側面に着目すれば、法的紛争の顕在化・増加が見込まれ、裁判事件の動向にも影響を及ぼす可能性があるものと評価でき、紛争の質的側面に着目すれば、法的紛争がより複雑化・多様化し、事案によっては先鋭化する可能性があるものと評価できよう。

< 6.2 法的紛争一般の動向 >



法的紛争一般の動向・・・
法的紛争の顕在化・増加 法的紛争の複雑化・多様化・先鋭化

6.3 裁判外での紛争処理の全般的状況

増加する紛争をその内容や程度に応じて適正・迅速に解決するためには、ADRや保険を中心とした社会内の紛争解決制度が整備され、裁判所とも適切に役割分担をして社会全体で紛争を処理することが望ましいが、民間・行政型ADR¹⁴については、認証ADRや弁護士会ADRといった一般的なADRの受案件数は民事調停に比べるとまだ少なく、認知度の向上、財政的基盤の確保、信頼性・公平性の確保などの課題も指摘されているが、筆界特定制度や金融ADRなど、専門性が高い分野や行政との関わりが強い分野では、比較的利用が活発なADRも見られており、専門性のある個別の分野ごとに、一定の背景事情の存在を前提に制度整備が進められてきた状況が見て取れる。

また、家事紛争の分野では、民間・行政型ADRは直ちに拡充する状況にはなく、専ら家庭裁判所が紛争解決の中核的な機能を担っているのが現状である。

6.3.1 ADRの状況

6.3.1.1 広義のADRの活動

各種相談機関は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（ADR法）上のADR（狭義のADR）¹⁵には該当しない。しかし、各種相談機関には現実に多数の相談が寄せられており、相談や情報提供等を通じて何らかの形で解決まで至っている事案も多数あることに照らせば、各種相談機関は、広義のADRとして、特に紛争解決の初期プロセスにおいて重要な役割を果たしているといえる。

6.3.1.2 民間・行政型ADR全般の動向

認証ADR全般の状況

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律に基づく法務大臣の認証を受けたADR（認証ADR）の事業者数は100を超えており、民事一般、製造物責任、労働関係、土地の境界、夫婦関係等、多様な紛争が取り扱われている（【表14】）。

もっとも、全受理事件のうち約65%を上位3事業者（証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）、愛知県弁護士会、総合紛争解決センター）が占め、年間の受案件数が0～5件の認証事業者が全体の7割を超えている（【図15】、【図16】）。

¹⁴ 一般に、ADRは、運営者を基準に、裁判所が設置・運営する「司法型ADR」、行政機関が設置・運営する「行政型ADR」、民間の機関が設置・運営する「民間型ADR」に分類される（山本和彦・山田文「ADR仲裁法」18頁（日本評論社、平成20年）参照）。本報告書では、司法型ADR以外のADRを「民間・行政型ADR」と表記する。

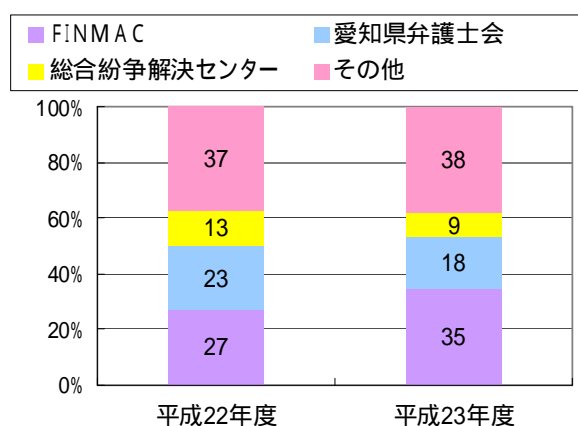
¹⁵ ADR法では、ADRを「訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続」と定義している（ADR法1条括弧書）。

【表14】 認証事業者数及び受理件数の推移

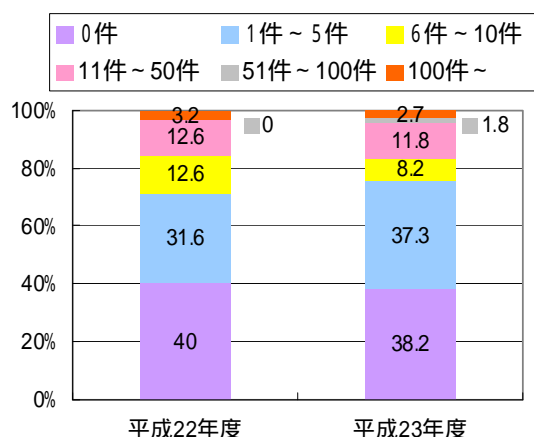
年度	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
申請件数	19	25	34	31	10
受理件数	68	721	887	1,129	1,352
認証事業者数(累計)	10	26	64	96	112

法務省大臣官房司法法制部の資料による。

【図15】 全受理件数に占める上位3事業者の割合 【図16】 受理件数ごとの認証事業者の割合(単年度)



法務省大臣官房司法法制部の資料による。



法務省大臣官房司法法制部の資料による。

弁護士会ADRの概況

平成24年9月1日現在で、全国52の弁護士会のうち、31の弁護士会において34の弁護士会ADR（仲裁センター、紛争解決センター等）が設置されている。弁護士会ADR全体の申立件数は、おおむね年

【表17】 弁護士会が運営するADR機関の状況

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
申立件数	964	1,039	1,085	1,062	988	1,370

間1000件前後で推移し

ている（【表17】）。日弁連ADRセンター「仲裁統計年報(全国版)2011年度(平成23年度)版」による。

筆界特定制度

境界確定訴訟については、時間的・経済的なコストが高い、証拠収集方法が統一されていない、隣人関係が悪化する可能性がある、判決を得ても現地で再現できないなどといった問題点が指摘されていたところ、地図の迅速な整備を実施するため、法務局が筆界の確定に関する法整備が進められ、平成18年に筆界特定登記官が筆界調査委員の職権による調査に基づく意見や申請人や関係人の意見陳述等を踏まえて筆界の位置について判断する筆界特定制度が創設された。同制度の新受件数の推移は【表18】のとおりであり、制度開始当初の予測の2倍以上の申立てがされている。なお、境界確定訴訟の新受件数は、平成10年は761件であったが、平成

19年以降は400件前後で推移して

いる。

【表18】 筆界特定制度の状況

事件動向の推移						
	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
新受	2,790	2,690	2,492	2,579	2,302	2,326
既済	731	2,426	2,758	2,476	2,636	2,351
未済	2,059	2,323	2,057	2,160	1,826	1,801

法務省登記統計年報の2011による。

交通ADR

昭和40年代にモータリゼーションが進展する中、交通事故の激増に伴って、交通紛争も増加したが、訴訟に費用や時間がかかることや、示談屋が横行する等の問題が生じたことを背景として、迅速かつ適正な紛争解決を図る機関の整備・充実に対する要請が高まり、交通紛争についての裁判外紛争解決の仕組みが整備された。

現在では、公益財団法人日弁連交通事故相談センター、公益財団法人交通事故紛争処理センター等で、相談、示談あっせんや審査等の業務が行われているが、いずれも高い事業実績を上げている（【表19】、【表20】）¹⁶。

【表19】 公益財団法人日弁連交通事故相談センターの業務件数の推移

年度	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
相談業務	31,649	33,095	34,215	35,113	34,353	34,848	34,884	34,780	36,616	38,431	38,173	39,274
示談あっせん業務	1,223	1,250	1,455	1,585	1,493	1,459	1,535	1,549	1,786	1,871	1,822	1,687

日弁連「弁護士白書(2005年版～2012年版)」による。

【表20】 公益財団法人交通事故紛争処理センターの相談件数の推移

年度	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
相談件数	6,317	7,301	7,552	7,261	7,136	7,421	7,653	7,798	8,656	8,666	8,514

日弁連「弁護士白書(2012年度版)」による。

公害ADR

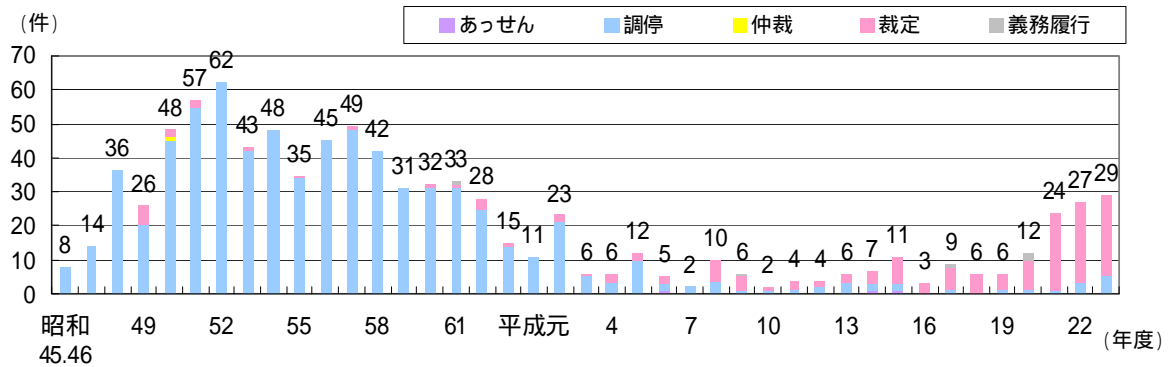
昭和30年代後半頃から、高度経済成長の進展に伴い、大気汚染や水質汚濁等が悪化して、水俣病、四日市ぜんそく、イタイイタイ病等の深刻な公害が発生し、大規模な公害紛争が生じた。このような社会情勢を背景として、司法的解決とは別に、迅速かつ適正な紛争解決を可能とする制度整備に対する要請が高まり、昭和45年から47年にかけて、公害紛争についてあっせん・調停・仲裁ないし裁定を行う機関として、国に公害等調整委員会、都道府県に公害審査会等がそれぞれ設置され、公害紛争処理制度が構築・整備された。

公害等調整委員会における事件数のピークは昭和50年代であるが、近時は裁定を中心に受付件数が増加傾向にある（【図21】）。

¹⁶ なお、一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構では、平成14年度の受付件数が250件、審査件数が152件であったが、平成23年度にはそれぞれ1034件、951件に増加している（一般財団法人自賠責保険・共済紛争処理機構「平成23年

また、全国の地方自治体に公害苦情相談窓口が設置されており、近時は年間8万件程度で推移している（【表22】）。

【図21】 公害等調整委員会に所属した公害紛争事件の受付の状況



総務省「平成23年度公害等調整委員会年次報告」による。
 昭和45,46年度の期間は、昭和45年11月1日～47年3月31日である。
 平成8年度の調停の受付件数には、分離事件が2件含まれている。
 このほか、不知火海沿岸における水保病に係る損害賠償調停申請事件に関連し、慰籍料額等変更申請が平成23年度までに553件係属した。

【表22】 苦情件数の推移

年度	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
苦情件数	97,713	91,770	86,236	81,632	80,095	80,051
うち典型7公害	67,415	64,529	59,703	56,665	54,845	54,453

総務省公害等調整委員会「平成23年度公害苦情調査」による。

PLセンター

多くの国で製造物責任制度が導入される中、我が国でも製品の欠陥に起因する消費者被害への立法的対応の必要性が高まり、平成6年に製造物責任法（PL法）が公布されたことに伴い、各業界団体において製品分野別裁判外紛争処理機関（PLセンター）が創設された。

現在では、公益財団法人自動車製造物責任相談センター、家電製品PLセンター、医薬品PLセンター、消費生活用製品PLセンター、ガス石油機器PLセンターなど、多様な業界型ADRが設置されている（【表23】、【表24】）。

【表23】 公益財団法人自動車製造物責任相談センターにおける相談受付件数の推移

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
総受付件数	2,901	2,621	3,109	3,098	2,957	3,201	3,114	2,528

公益財団法人自動車製造物責任相談センター「平成23年度事業報告書」による。

【表24】 家電製品PLセンターにおける相談受付件数の推移

年度	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23
相談件数	1,517	1,820	1,971	1,925	2,199	1,691	1,677	2,177

「平成23年度家電製品PLセンター事業報告」による。

国民生活センターADR

全国の消費生活センターが受け付けている消費生活相談や、国民生活センター・消費生活センターにおけるあっせん件数が増加し、その内容も社会経済情勢の変化等を反映して多様化・複雑化の様相を呈する中、消費者紛争解決のため、平成20年5月に国民生活センター法が一部改正され、国民生活センターADRの制度整備がされた。現在、一定数の紛争処理（平成23年度の申請件数は150件¹⁷⁾）を行うとともに、約8割の事案で結果概要を公表することで、消費者紛争の予防及び解決において一定の役割を果たしている。

金融ADR

金融商品は、一般に、仕組みが複雑で一定のリスクを内在するものが多いため、様々なトラブルや紛争を招きやすい面もあるが、実際に、消費生活センターでの消費生活相談においても、金融・保険サービスに関する相談が高水準で推移する状況にあった。そのような中、平成12年に金融トラブル連絡調整協議会が設置されるなど、各種取組を通じて金融分野でのADRに一定の発展が見られていたが、平成22年10月には、金融商品取引等の一部を改正する法律の施行により、金融ADR制度が開始された。苦情処理手続及び紛争処理手続の受付件数は、平成23年まで増加傾向にあり、平成24年には減少に転じたものの、相当数の件数が処理されている（【表25】）。

【表25】 金融ADRの苦情処理手続・紛争解決手続受付件数

	平成22年度下半期	平成23年度上半期	平成23年度下半期	平成24年度上半期
苦情処理手続	2,766	3,448	3,645	3,289
紛争解決手続	486	834	1,147	895

金融庁「第44回金融トラブル連絡調整協議会資料」による。

6.3.1.3 司法型ADRの概況

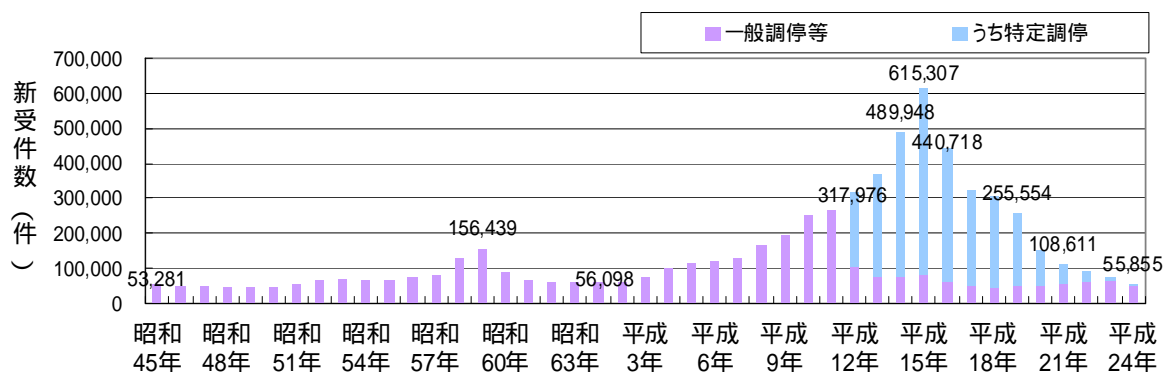
司法型ADRは、民事調停と家事調停の制度がそれぞれ整備されており、簡易・迅速な紛争解決を可能とする制度として大きな役割を果たしている。

民事調停

民事調停については、簡易裁判所における特定調停を除いた民事調停事件の新受付数は、年間4、5万件程度で推移しており、民間・行政型ADRの利用状況（例えば、全認証ADRの平成23年度の受理件数は1352件、全弁護士会ADRの平成23年度の受理件数は1370件）と比較すると、民事調停が紛争処理において果たしている役割は、非常に大きいといえる（【図26】、【表27】）。

¹⁷⁾ 独立行政法人国民生活センター紛争解決委員会「国民生活センターADRの実施状況と結果概要について」参照。

【図26】 地方裁判所及び簡易裁判所における民事調停事件の新受件数の推移



平成12年2月17日に特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律(特定調停法)が施行された。

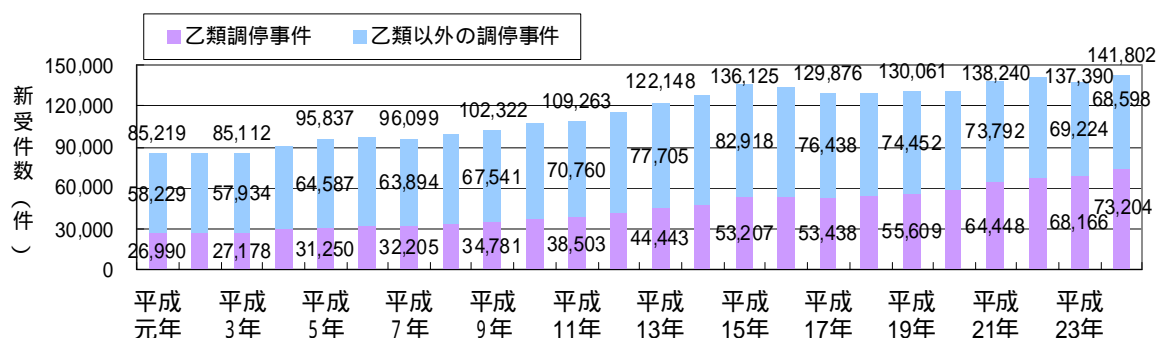
【表27】 簡易裁判所における民事調停事件の新受件数の推移(特定調停事件を除く)

	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24
新受件数	43,261	45,703	45,559	49,733	51,322	51,658	43,135

家事調停

家事調停は、家事紛争を対象とする民間・行政型ADRが直ちに拡充する状況にはない中で、紛争解決の中心として重要な役割を果たしている。家事調停事件(乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計)の新受件数も、おおむね増加傾向にあり、平成24年は過去最高の14万1802件に達した(【図28】)。なお、調停成立率は、おおむね5割程度で推移しており、平成24年は52.5%であるが、調停成立率はこの10年間で5%以上上昇している。

【図28】 家事調停事件の新受件数の推移

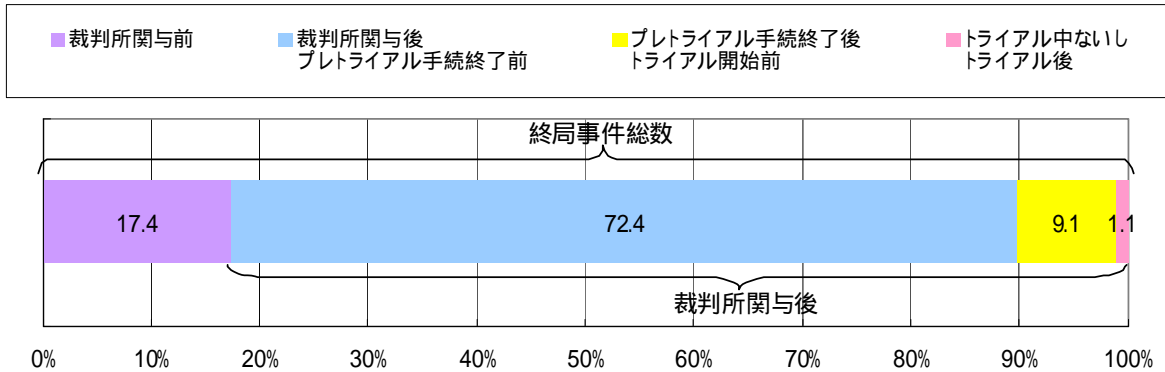


6.3.1.4 諸外国の状況

諸外国の状況を見ると、特にADRが全般的に発展しているアメリカでは、その背景として、トライアル(事実審理)に至るまでにディスカバリー(証拠開示手続)等で多額の費用を要することや、民事陪審の判断の不確実性などが、紛争解決手段としてADRが選択される要因になっていることが指摘できる。連邦地裁(全94地裁)における民事訴訟事件の終局状況(2009年10

月 1 日から 2010 年 9 月 30 日) は【図 29】のとおりであり，全事件のうちトライアルの開始に至った事件の割合は 1.1% にすぎず，大半の事件がトライアルに至る前に ADR 等を通じて終局している。

【図 29】 連邦地裁における民事訴訟の終局時期別の事件割合



The Federal Judicial Center (連邦司法センター) 調べによる。
終局事件総数は，2009年10月1日から2010年9月30日までの全米の94連邦地裁(州裁判所は含まない。)の終局事件数の合計(30万9361件)である。
裁判所関与前とは，訴訟提起後・受訴裁判所による何らかの訴訟行為がされる前のことである。

6.3.2 保険制度の状況

6.3.2.1 賠償責任保険

賠償責任保険は，自動車保険の例からも明らかとおり，保険金を通じた賠償金の支払によって裁判外での紛争解決を促進するものであり，紛争解決のプロセスにおいて大きな役割を果たしている。

例えば，平成 23 年度の損害保険料率算出機構の各自賠償損害調査事務所における自賠償保険損害調査の受付件数は約 132 万件に上り，平成 24 年 3 月末時点の任意自動車保険の普及率は，対人賠償及び対物賠償とも 7 割を超えている（いずれも 73.1%）¹⁸。

もっとも，我が国における損害保険の普及状況をみると，国民一人当たりの損害保険料は，欧米諸国と比較すると低いのが現状であり（【表 30】），上記のような保険の紛争解決機能を踏まえると，今後，自動車保険に限らず，多様な分野で保険が更に浸透することが望まれよう。ただし，賠償責任保険があれば，賠償金の回収リスクを恐れることなく訴訟を提起できることから，保険が結果として訴訟提起を促進する可能性もあり，保険が法的紛争の動向や裁判事件の動向に与える影響については，更に慎重に検討する必要がある。

¹⁸ 統計数値は，損害保険料率算出機構「自動車保険の概況 平成 24 年度」を参照。

[表 30] 主要国の損害保険料比較(平成22年)

	元受収入保険料		対GDP割合		国民1人あたりの保険料	
	金額(百万円)	順位	割合(%)	順位	金額(円)	順位
アメリカ	57,267,424	1	4.5	4	184,598	3
ドイツ	10,843,074	2	3.7	9	130,309	10
日本	10,108,915	3	2.1	33	79,612	20
イギリス	8,347,455	4	2.9	15	92,004	16
フランス	7,606,614	5	3.1	12	108,388	13
オランダ	6,244,168	6	9.2	1	376,061	1
中国	6,215,878	7	1.3	64	4,591	76
カナダ	5,549,321	8	4.1	7	163,745	5
イタリア	4,537,292	9	2.3	26	68,322	24
韓国	3,756,793	10	4.2	6	76,809	22
スイス	2,022,842	15	4.4	5	257,468	2
デンマーク	906,244	20	3.0	14	143,630	6

一般社団法人日本損害保険協会「ファクトブック2012日本の損害保険」による。

6.3.2.2 弁護士保険

法的紛争を顕在化させる要因として弁護士保険の動向が注目されることは既に指摘したとおりであるが、特にドイツでは、各種のリスクに備えて保険に加入する国民性などを背景に、弁護士保険の普及が進んでおり（契約数は、近時、約 2100 万件（ドイツの世帯全体の約 40%）で推移している。）、法的紛争を合理的に解決するための社会インフラともいふべき役割を果たしているともいえる。

我が国においても、今後、L A C の取組をはじめ、弁護士保険の普及が見込まれるところであり、その動向は、法的紛争の動向に大きな影響を与える可能性がある。

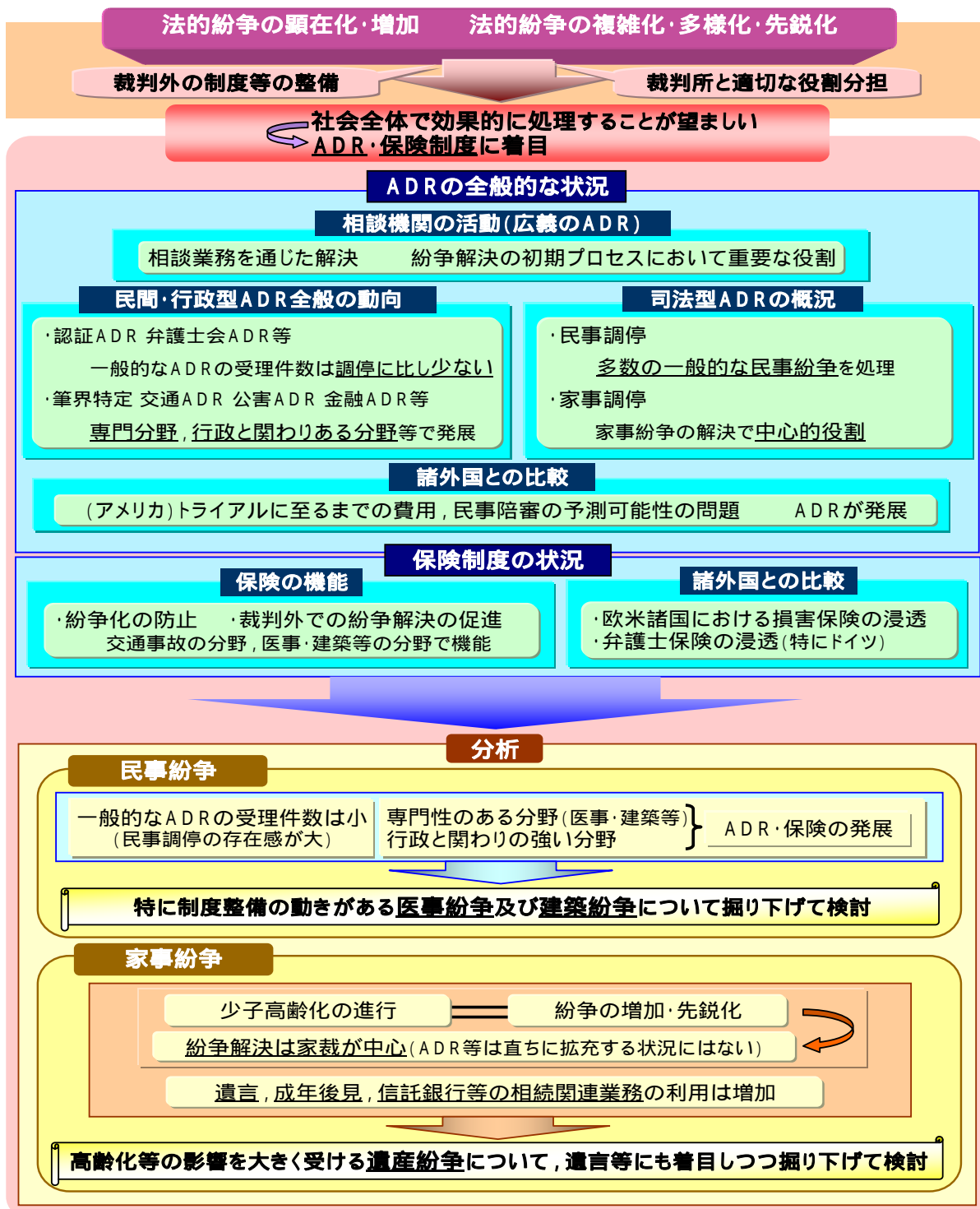
6.3.3 今後の課題及び展望

増加する紛争をその内容や程度に応じて適正・迅速に解決するためには、A D R や保険を中心とした社会内の紛争解決制度が整備され、裁判所と役割分担をしながら機能することが望まれるところ、民事紛争については、一般的なA D R は必ずしも十分に浸透しておらず、司法型A D R である民事調停の役割が大きいのが現状であり、家事紛争についても、少子高齢化の進行や家族観の多様化等の影響により、家庭内の紛争の増加や複雑化・先鋭化が更に進むことが見込まれるにもかかわらず、民間・行政型A D R は、直ちに拡充する状況にはなく、今後も発生した紛争が社会内ないし家庭内で解決されることなく、家庭裁判所に集中することも想定される。

ところで、裁判外で制度等が整備される過程に着目すると、民事紛争については、行政との関わりが強い分野や、専門性の高い個別の分野において、紛争の予防や迅速かつ適切な紛争解決を実現するための課題についての認識が社会内に広がり、裁判所における事件処理の蓄積等と相ま

って当該分野の業界や行政を動かし、行政上の施策の中に紛争解決のシステムが組み込まれるなどして、法整備も含め、裁判外の紛争解決制度が整備されてきたことがうかがわれる。そこで、次の6.4では、裁判外の制度等の整備に至る社会的背景や、裁判所と裁判外の紛争処理機関とのあるべき関係等をより深く分析するため、近時、紛争処理をめぐる状況に変化が見られる医事紛争、建築紛争及び遺産紛争について、更に掘り下げた検討を行うこととする。

< 6.3 裁判外での紛争処理の全般的状況 >



6.4

紛争類型別の検討

6.4.1 医事紛争

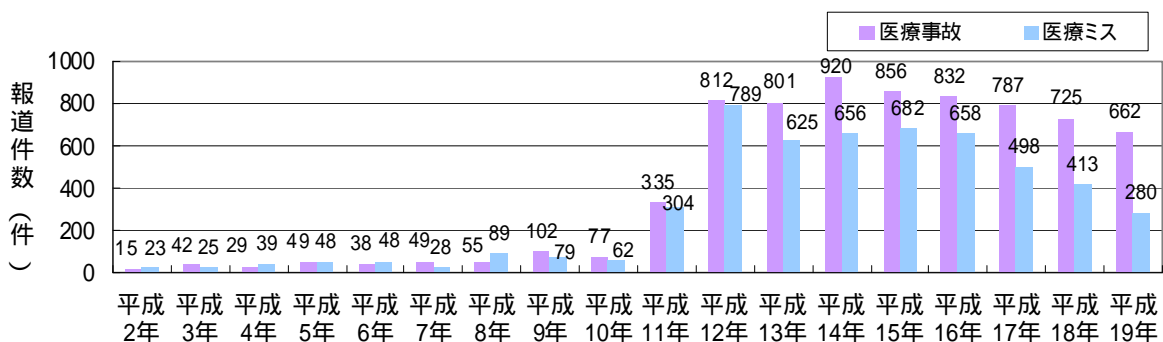
医事紛争については、多数の医事関係訴訟が提起され、重要な紛争類型として認識される中で、社会の耳目を集める医療事故が相次いで発生し、世論が喚起されるなどして医療界や行政を動かすに至ったことを背景に、医療ADRをはじめとする裁判外の制度等の整備が相当程度進められている。また、フランスやドイツでは、我が国の医療ADRとは運営主体や処理の在り方が異なっているが、医事紛争に関するADRが発展しており、我が国においても、医事紛争の動向によっては、医療ADRが更に発展する可能性もあろう。さらに、ADRと裁判との役割分担が果たされ、裁判所においてADRでの事件処理の基準となるような質の高い法的判断を示すといった相互連携の関係が機能することが望まれよう。

これらの制度等の整備は始まって間もない段階であり、制度等の動向と医事関係訴訟の事件動向への影響を引き続き注視する必要がある。

6.4.1.1 制度整備に至る経緯

医事関係訴訟が増加し、専門弁護士の活動も拡充する中、平成11年頃に社会の耳目を集める医療事故が相次いで発生した（【図31】）ことなどを契機として、行政（厚生労働省）が中心となって、医療事故の予防を主な目的とした医療安全体制の整備のための取組が進められた。

【図31】 医療事故及び医療ミスの報道件数の推移



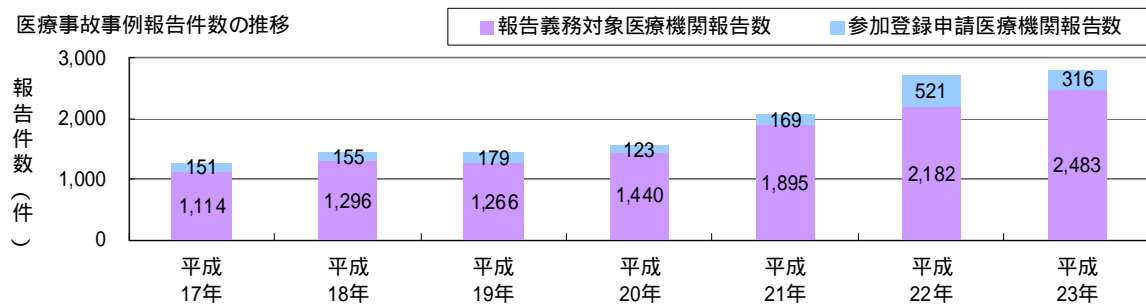
第45回検証検討会（医事ヒアリング）で聴取者から提供を受けた資料（前村聡氏の発表資料に基づくもの）による。日経、朝日、毎日、読売及びNHKの合計値（日経テレコン、文のみ、義語除）である。平成19年の数値は、同年6月までの報道件数に2を乗じて算出した。

6.4.1.2 裁判外の制度等の整備状況

行政による医療安全の推進

上記のような経緯により、厚生労働省を中心に、医療事故情報収集等事業や医療安全体制の整備等、医療事故の予防という観点から様々な取組や制度整備がされた。これらは、直接的には医療事故そのものの予防を目的とするものであるが、これを通じて紛争の予防も図られる関係にあり、この局面においては、行政の取組は相当程度進展したといえる（【図 32】）。

【図 3 2】 医療事故情報収集等事業への報告状況



第45回検証検討会(医事とアライン)で聴取者から提供を受けた資料(公益財団法人日本医療機能評価機構医療事故防止事業部「医療事故情報収集等事業平成17~22年年報」及び「同第25~28回報告書」に基づくもの)による。

医療機関における取組

医療機関においても、医療安全に対する意識が高まっており、報告制度により情報を収集し、リスクマネジメント委員会等による原因分析を行って、原因と対策に関するマニュアルの作成や研修等を通じて職員の周知徹底を図るというサイクルを基本とする医療安全と管理の基本的な枠組みを構築してきた。

また、各医療機関では、医療機関側と患者側とのコミュニケーションの仲立ちをし、十分な話し合いをする職員(医療対話仲介者)を配置する取組がされるなど¹⁹、医療事故ないし医療紛争の予防に関する取組が相当程度進められていることがうかがわれる。

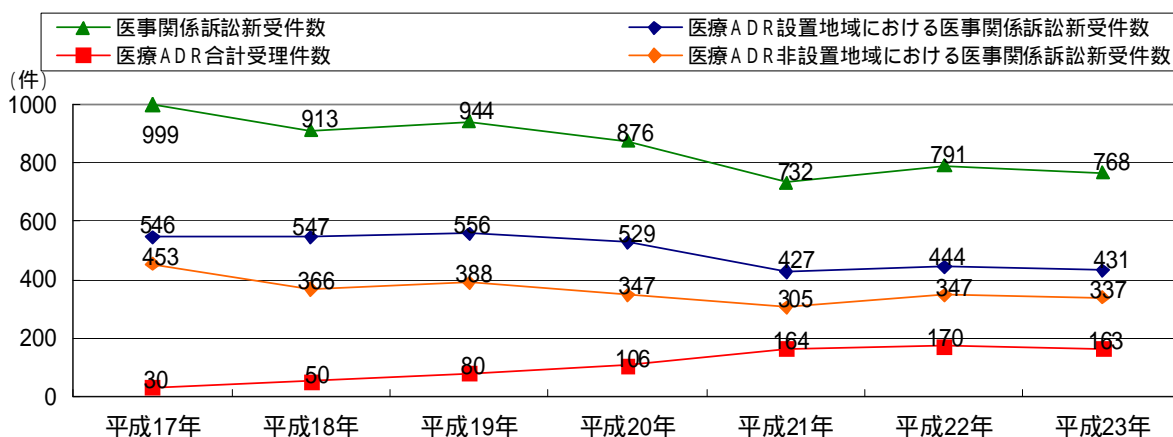
医療ADRの動向

医事紛争の解決という観点からは、医療ADRが各地に設置されており、弁護士会が運営するADRのほか、NPO法人が運営主体になっているものや、県医師会が運営主体となっているものがある。そして、その受理件数は全国的に増加傾向にあり、このことが医事関係訴訟の新受件数の減少につながっているといえるかは不明ではあるが、医事紛争の分野で一定の存在感を持つ程度にまで至っているといえよう(【図 33】)。

¹⁹ 特定機能病院等の医療機関 227 施設に対するアンケート結果(平成 22 年 9 月実施)によれば、回答した 197 施設のうち 50.3 %の施設が、医療対話仲介者を配置しており、41.1%の施設は医療対話仲介者を配置していないが配置の必要性はあると考えているとしている。

医療ADRの普及に向けた取組については、厚生労働省に設置された医療ADR機関、医療界、法曹界、患者団体等の代表者で構成される医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議において議論が進められているものの、各地の関係者の努力に委ねられている側面もあるように思われ、医療ADRの今後の動向と医事関係訴訟の事件動向への影響を引き続き注視する必要がある。

【図33】 医事関係訴訟の新受件数と医療ADRの受案件数の推移



医事関係訴訟の新受件数は地方裁判所と簡易裁判所の新受件数の合計である。

医療ADR受案件数のデータは厚生労働省「第7回医療裁判外紛争解決（ADR）機関連絡調整会議資料3-1」による。

医師賠償責任保険による紛争解決の現状

医事紛争に関する保険制度については、医師賠償責任保険²⁰が医師の間で広く浸透しており、賠償金の支払原資の確保などを通じて、医事紛争の解決にも大きな役割を果たしているものと考えられる。

特に、日本医師会医師賠償責任保険（日医医賠償保険）では、医療行為の有責性について、第三者機関である賠償責任審査会が判定を行い、都道府県医師会や損害保険会社において、判定結果に従った解決が図られる仕組みとなっており、医事紛争の解決に重要な役割を果たしているものと考えられる。

無過失補償制度の現状

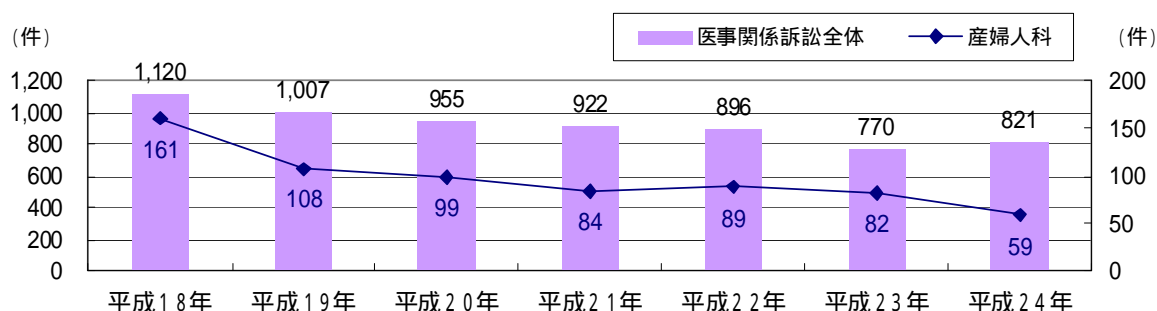
無過失補償制度である産科医療補償制度や医薬品副作用被害救済制度が、それぞれの分野における紛争解決において重要な役割を果たしている。

特に、産科医療補償制度は、産科医療のリスクを社会的に負担するという観点から平成21年

²⁰ 医師賠償責任保険には、病院等の開設者が契約者となり、開設者、管理者が被保険者となる「病院賠償責任保険」と、病院、診療所に勤務する医師が加入する「勤務医賠償責任保険」、日本医師会が契約者であり、そのA会員を被保険者とする「日本医師会医師賠償責任保険」がある。

1月に導入されたものであるが、審査件数は、平成21年1月の制度開始から平成25年4月末時点までの累計で528件、うち補償対象となったものが477件である²¹。産科以外の分野への展開の可能性も含め、今後の動向が注目される。なお、医事関係訴訟全体と産婦人科に関する事件の既済件数は、【図34】のとおりであり、産婦人科に関する既済件数は平成21年から平成23年までは年間80件程度で推移していたが、平成24年は59件に減少している（他方、医事関係訴訟全体の既済件数は増加に転じている。）。

【図34】 医事関係訴訟の既済件数の推移



6.4.1.3 諸外国の状況

フランス、ドイツでは、医事関係訴訟の増加や賠償額の高騰に伴い、医事関係訴訟や保険が機能不全に陥るといった危機的な事態を受け、新たな紛争解決制度が設けられた経緯があり、我が国ともやや類似する制度等の整備過程を指摘することができる。

具体的には、フランスでは、2002年3月に制定された患者の権利及び保健衛生制度の質に関する法律に基づき、医療行為について過失の有無の裁定を行うことを前提に、国費による無過失補償の可能性も認めた行政型ADRの制度が整備され、近時の申立件数は4000件を超えている²²。

上記制度が医事関係訴訟の減少につながっていると直ちに評価することは難しいと思われるが、フランス司法裁判所における医事関係訴訟の新受件数は、上記の行政型ADRの仕組みが整備されて以降、減少傾向にある（【表35】）。

【表35】 司法裁判所における医事関係訴訟の新受件数の推移

管轄	2004年	2006年	2008年	2010年
控訴院(件)	751	667	684	647
大審裁判所(件)	2,006	1,884	1,711	1,569
小審裁判所(件)	115	150	169	167
合計(件)	2,872	2,701	2,564	2,383

「Annuaire statistique de la Justice Édition 2006-2012」による。

ドイツでは、1975年から1978年にかけて、各地の医師会が運営主体となって、医師による鑑定を前提とする民間型（業界型）ADRが整備され、現在も機能している。このうち、ドイツで最初に設立されたバイエルン州医師会鑑定所の申立件数は、近時、年間約1000件程度で推移しているが、ドイツ全国の医師会調停・鑑定所の受理件数

²¹ 公益財団法人日本医療機能評価機構からの情報提供による。

²² ONIAM Rapport d'activité 2011による。

では、合計で年間 1 万 0500 件程度の申立てがされているようであり（2008 年）²³、医事紛争の解決において大きな役割を果たしている。これらの国々の仕組みは、我が国の医療 ADR とは運営主体や処理の在り方が異なっているが、我が国においても、今後の医事紛争の動向によっては、社会の関心が更に高まり、医療 ADR 等の裁判外の制度等が更に発展する可能性がある。

なお、アメリカにおいても、1990 年代中頃に、フランス、ドイツと同様の「医療過誤の危機」（Med. Mal. Crisis）といわれる状況を背景に、医事紛争に関する ADR が発展したが、制度的に ADR 一般が発展する状況にあり、医事紛争についても一般的な ADR の枠組みの下で解決が図られている。

これらの国々の医療 ADR では、我が国の医療 ADR より多数の事案が処理されているが、我が国においても、今後の医事紛争の動向によっては、社会の関心が更に高まるなどして、医療 ADR 等の裁判外の制度等が更に発展する可能性がある。

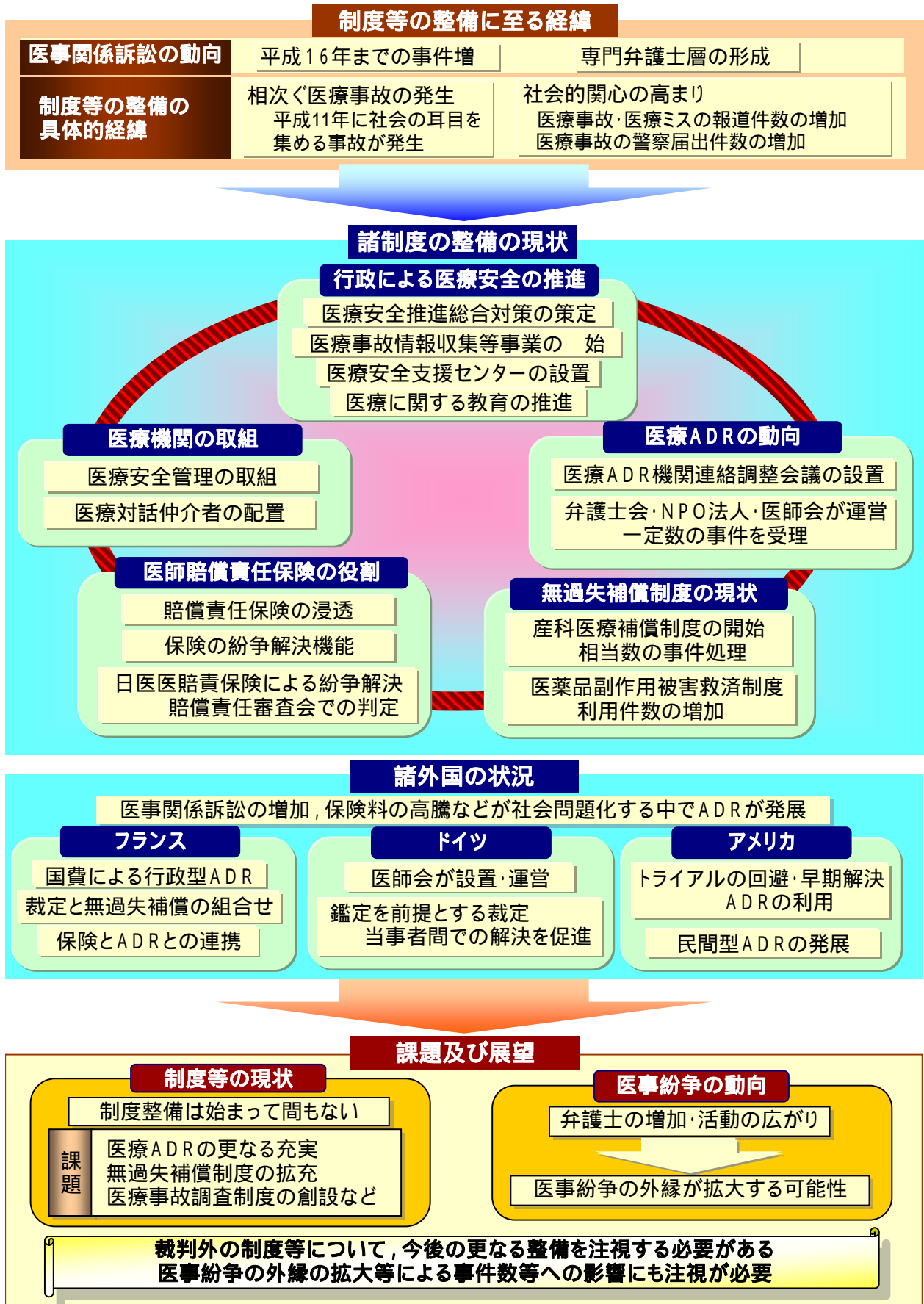
6.4.1.4 今後の課題及び展望

医事紛争については、行政や医療機関での医療安全の取組、医療 ADR による裁判外での紛争解決のための取組、医師賠償責任保険を通じた紛争解決、産科医療補償制度等の無過失補償制度の運用など、裁判外の諸制度の整備が相当程度進められており、医事紛争や医事関係訴訟の動向にも大きな影響を与えているものと考えられる。

これら裁判外の制度等の整備によって、相当程度の数の医療紛争が、訴訟に至るまでに解決される可能性はあるが、これらの制度等の整備は始まって間もない段階であり、無過失補償制度の拡充や医療事故調査制度の創設に向けた検討等も行われているところであるので、裁判外の制度等の動向と医事関係訴訟の事件動向への影響を引き続き注視する必要がある。また、今後、法曹人口の増加等を背景にして医事紛争の外縁が広がることなどにより、医事紛争の顕在化・多様化が進み、医事関係訴訟の新受件数が反転して増加する可能性もあるといえよう。

²³ バイエルン州医師会鑑定所調べによる。

< 6.4.1 医事紛争 >



6.4.2 建築紛争

建築紛争についても、医事紛争と同様に、多数の建築関係訴訟が提起され、重要な紛争類型として認識される中で、社会の耳目を引く欠陥住宅問題が発生し、世論が喚起されるなどして建築業界や行政を動かした結果、住宅の性能表示制度や瑕疵担保責任とその履行を確保するための措置等についての各種法令の制定、建築ADRや瑕疵担保責任保険の整備などが進められている。そして、裁判所が裁判外の制度等の指針となる通用力のある判断を示すことで、こうした保険やADRをはじめとした裁判外の制度等が機能し、裁判所との役割分担もより機能するものと考えられる。

建築関係の保険が普及している諸外国と比較すると、我が国における保険をはじめとした裁判外の制度等の普及は道半ばではあるが、任意保険の普及や建築業界の実務慣行の改善といった課題も含め、今後の動向を注視していく必要がある。

6.4.2.1 制度整備等に至る経緯

建築関係訴訟の増加等によって、建築紛争が重要な類型の法的紛争として認識されるようになる中、社会の耳目を集める欠陥住宅問題が発生し、世論が喚起されたことを契機として、建築紛争の予防や解決のための制度整備への要請が社会内で高まり、これが建築業界や行政を動かすに至ったという、医事紛争と類似の経緯の存在を指摘することができる。

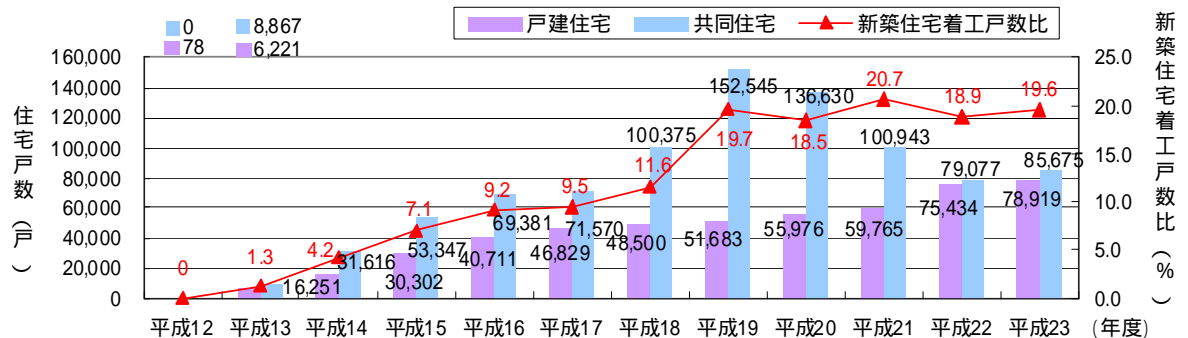
6.4.2.2 制度等の整備の現状

紛争予防の取組

- 住宅性能表示制度の創設

住宅の品質確保の促進等に関する法律（品確法）が平成12年に施行され、請負契約ないし売買契約において示された住宅の性能を確保するため、第三者機関が評価を実施して住宅性能評価書²⁴を交付する住宅性能表示制度が創設された（【図36】）。

【図36】 建設住宅性能評価を受けた住宅戸数の推移



第44回検証検討会（建築ヒアリング）で国土交通省住宅局住宅生産課から提供を受けた資料による。

²⁴ 住宅性能評価書には、設計図書の評価に基づいて交付される「設計住宅性能評価書」と、施工段階の検査及び完成段階での検査を踏まえた評価に基づいて交付される「建設住宅性能評価書」がある。

- ・ 瑕疵担保責任の特例の規定

民法上の瑕疵担保責任の特例として、構造耐力上主要な部分及び雨水の浸入を防止する部分について、新築住宅の供給事業者が、注文者又は買主に引き渡した時から10年間の瑕疵担保責任を負うこととされた。

- ・ 実務慣行の改善

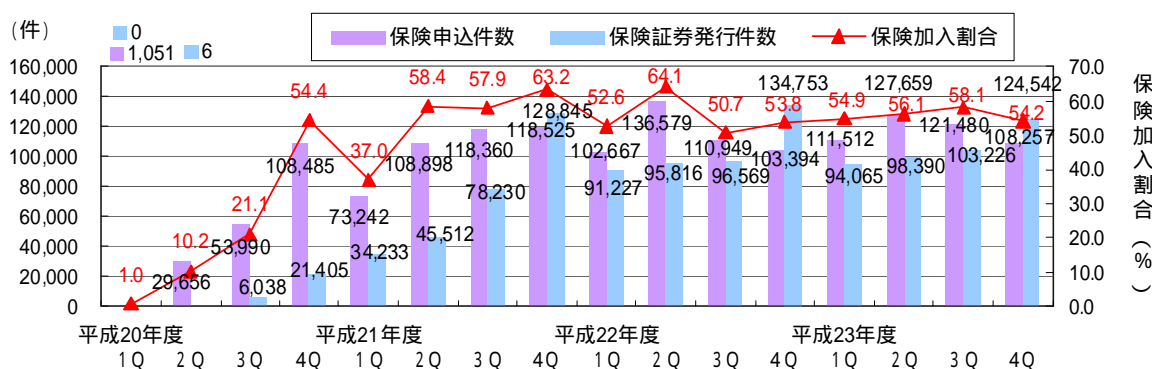
中小規模の事業者、特に零細事業者では契約書や設計図書を作成しない場合があり、こうした建築業界の慣行等の改善に向けた取組も行われているが、建築業界における実務慣行の改善に向けた取組が更に進められることが望まれよう。

瑕疵担保責任保険の状況

- ・ 新築住宅についての法整備

平成17年にいわゆる構造計算書偽装問題が発生し、事業者において瑕疵担保責任の履行に必要な資力が確保されていなければ、被害者の実質的な救済が図れないことが問題となり、特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（瑕疵担保履行法）が平成21年に施行された。これによって、新築住宅の供給事業者に対し、住宅瑕疵担保保証金の供託又は住宅瑕疵担保責任保険への加入が義務付けられることとなり、新築住宅については保険による建築紛争解決の制度が整備された（【図37】）。この住宅瑕疵担保責任保険では、保険加入に際し、保険の引受主体である保険法人において建築士による実地検査が実施されるため、瑕疵の予防も期待される。

【図37】 特定住宅瑕疵担保責任保険の利用状況



第44回検証検討会（建築ヒアリング）で国土交通省住宅局住宅生産課から提供を受けた資料による。

「1Q」、「2Q」は「第1四半期」、「第2四半期」の略である。

保険加入割合は、保険申込件数 / 住宅着工戸数で算出した。

- 中古住宅売買・リフォーム工事に関する保険の整備

近時は、中古住宅の流通シェアが高まりつつあるが、上記の住宅瑕疵担保責任保険の枠組みを新築住宅のみならずリフォーム工事や中古住宅売買にも活用すべく、平成 22 年 4 月頃から、任意保険として、中古住宅売買やリフォーム工事を対象とした瑕疵担保責任保険の商品が販売されている。

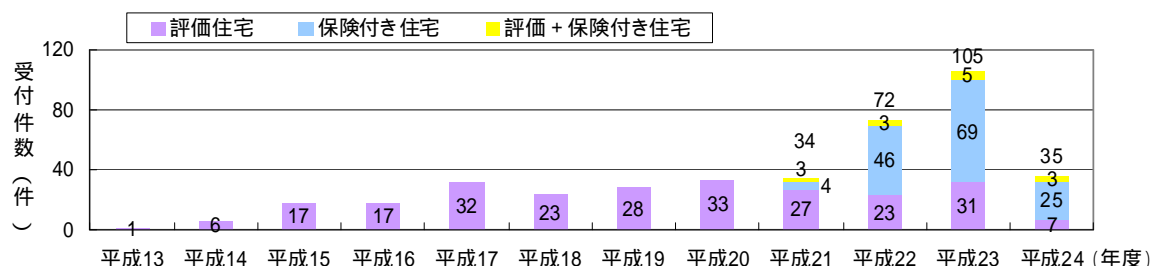
国土交通省が中古住宅流通やリフォーム市場の環境整備等を推進することを目的に平成 24 年 3 月に策定した「中古住宅・リフォームトータルプラン」では、中古住宅売買に関する瑕疵保険については、中古住宅流通量に占める割合を平成 32 年度までに 20% とすること、基本的性能に関する部分のリフォーム工事に関する瑕疵保険については、リフォーム実施件数に占める加入件数の割合を平成 32 年度までに 30% とすることが目標として設定されているが、普及率はいまだ低く、その普及は今後の課題といえる。

裁判外での紛争処理制度の状況

- 建築 A D R

品確法に基づき、指定住宅紛争処理機関に指定された全国の弁護士会に住宅紛争審査会が設置され、建設住宅性能評価書の交付を受けた住宅（評価住宅）を対象に、弁護士及び一級建築士を紛争処理委員として裁判外で紛争のあっせん、調停及び仲裁の業務を行う建築 A D R の運用が開始された。瑕疵担保履行法施行後は、住宅瑕疵担保責任保険を付された住宅（保険付き住宅）についても建築 A D R の対象に加えられた。平成 23 年における建築 A D R の受理件数は 105 件であり、保険付き住宅を中心に増加傾向にある（【図 38】）。

【図 38】 評価住宅及び保険付き住宅に係る住宅紛争処理の受付件数の推移



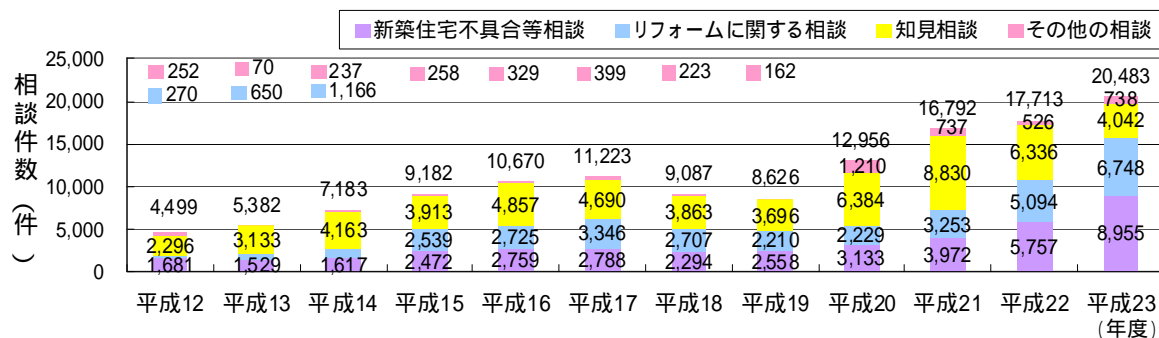
保険制度に関する基礎調査で国土交通省住宅局住宅生産課から提供を受けた資料による。
平成24年度は同年6月30日までの件数である。

- 電話相談及び専門家相談

品確法に基づき紛争処理業務を支援する機関として、住宅紛争処理支援センターが指定され、平成 12 年から無料の電話相談が開始された。また、平成 22 年からは、全国各地の弁護士会において弁護士及び建築士による無料の専門家相談が開始され、上記の電話相談とも連

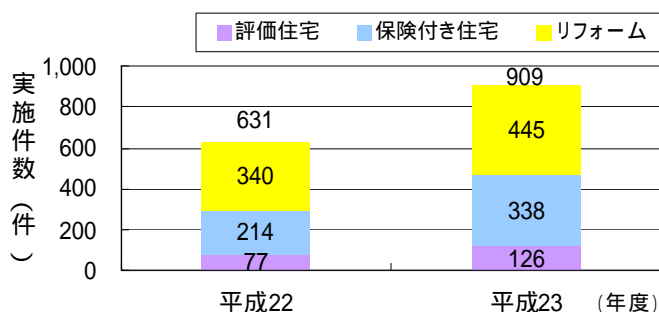
携し、事案に応じて建築ADRの紹介等がされており、電話相談、専門家相談及び建築ADRは、紛争解決プロセスにおいて一連のものとして機能している（【図39】、【図40】）。

【図39】 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの電話相談の状況



保険制度に関する基礎調査で国土交通省住宅局住宅生産課から提供を受けた資料による。
 新築住宅不具合等相談とは、住宅(中古を含む。)に不具合があったり、瑕疵のあることが疑われる相談及び契約トラブルの相談である。
 知見相談とは、住宅に関する技術、法律、知識、情報などの一般的な相談及び検査機関などの照会である。

【図40】 公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターにおける弁護士等による無料専門家相談の状況



保険制度に関する基礎調査で国土交通省住宅局住宅生産課から提供を受けた資料による。

6.4.2.3 諸外国の状況

フランス、ドイツ及びアメリカの各国に共通する特徴としては、住宅寿命が長く、中古住宅を取得して必要に応じてリフォームするというライフスタイルが一般的であることから、古くから、新築住宅に限らず、広く瑕疵担保責任保険が普及しており、施工業者の保険加入を前提に、当事者間での交渉ないし当事者間の合意によって行う任意の調停等により裁判外での紛争解決が図られており、契約書においてあらかじめ紛争解決の方法を定めておくことも多いという点を指摘することができる。

特に、フランスでは、民法上、施主は建築物の引渡しから10年間の瑕疵保証を受けられるとされているが、1978年の法律により、上記瑕疵保証を担保するため、施工業者に対して、瑕疵担保

責任保険への加入が義務付けられるとともに、施主に対しても、修補費用の支払を保証する建造物損害保険への加入が義務付けられており、上記瑕疵保証の対象となるような瑕疵が明らかになった場合には、施主は、自らが加入している保険会社から早期に修補費用の支払を受けることができ、責任の所在等の実質的な紛争解決は、施主と施工業者の双方の保険会社相互間で図られるという興味深い仕組みが採られている。

他方、従来から新築住宅の取得が中心であった我が国では、近時、新築住宅については保険に関する法整備が進められ、また、建築ADRによる紛争解決システムの整備もされたものの、これらはまだ運用開始から間もない段階であり、中古住宅売買やリフォーム工事を対象とした瑕疵担保責任保険の普及率はいまだ低いのが現状である。このように、我が国における保険等を通じた裁判外の制度等の整備は道半ばといえるが、上記の国々では、建築紛争は保険を介在させればさほど困難なく解決される種類の紛争と理解されているように思われ、我が国でも、建築紛争に関する保険の普及は、建築紛争の在り方に大きな影響を与える可能性がある。

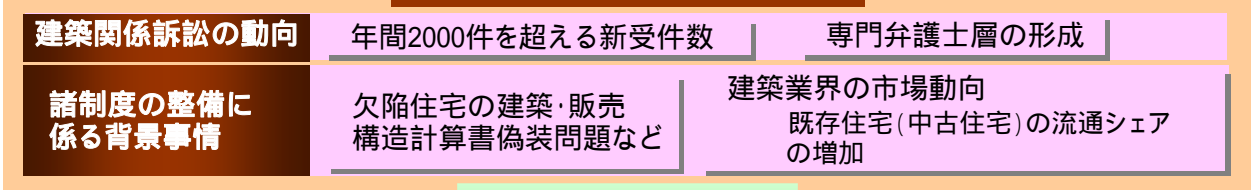
6.4.2.4 今後の課題及び展望

以上のとおり、建築紛争の分野では、紛争の予防ないし解決機能を果たす裁判外の制度等が一定程度整備されてきたといえる。特に、住宅瑕疵担保責任保険では、保険加入に際し、あらかじめ実地検査が行われることによる紛争予防が期待されることに加え、紛争が発生した場合でも、賠償金の原資が保険によって確保されることによる紛争解決の促進も期待されるところである。

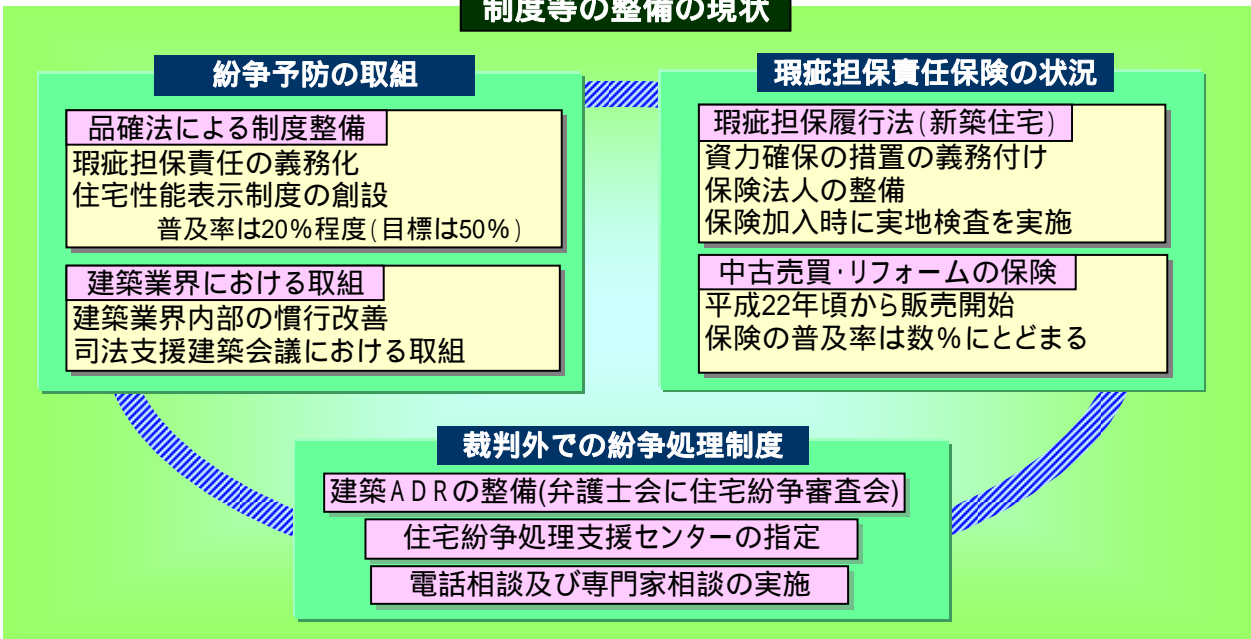
もっとも、裁判外での紛争予防ないし紛争解決システムの整備・構築に向けた取組については、始まったばかりというべき段階であり、任意保険の普及や契約の書面化に対する意識の向上等の実務慣行の改善といった課題も含め、今後の動向を注視していく必要があるものと考えられる。

< 6.4.2 建築紛争 >

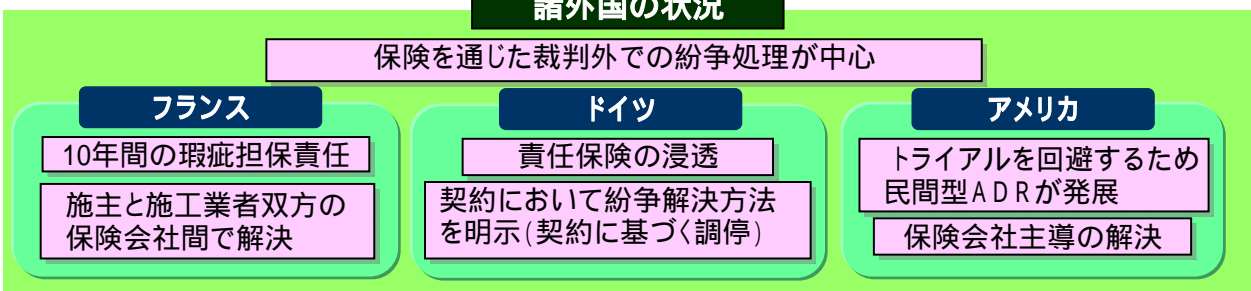
制度等の整備に至る経緯



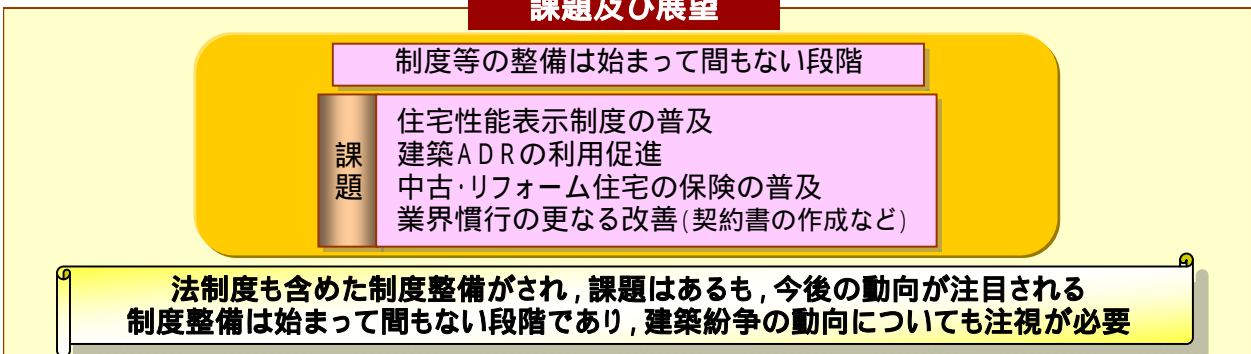
制度等の整備の現状



諸外国の状況



課題及び展望



6.4.3 遺産紛争

高齢化を中心とする社会の変容によって、遺産紛争の増加や、複雑化・先鋭化が一層進むことが見込まれるのであり、遺言等が有効に活用され、紛争の予防ないし複雑化・先鋭化の防止が図られることが望まれるが、遺言等の普及・浸透はいまだ道半ばである。

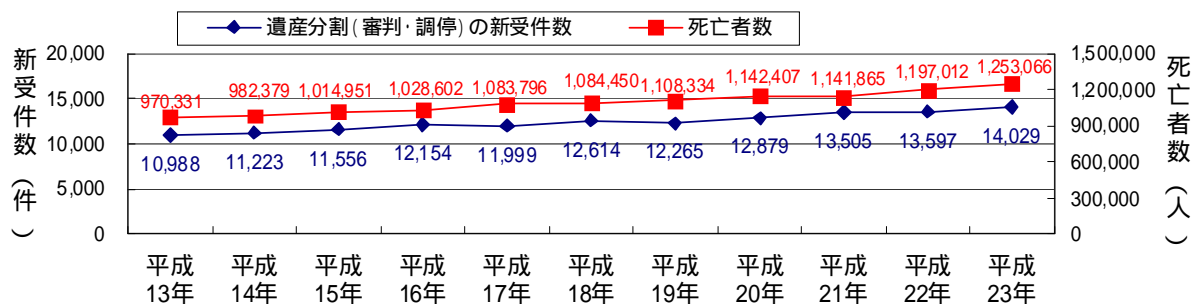
他方、遺産紛争については、諸外国と比較しても、我が国は、制度上、家庭裁判所の負担が重くなる構造になっている上、民間・行政型ADRは直ちに拡充する状況にはなく、遺産紛争の解決を担うのは専ら家事調停を中心とする家庭裁判所の諸手続であるため、今後、家庭裁判所が果たす役割は、ますます大きくなることが予想される。

なお、家庭裁判所では、家事事件手続法が施行されたのを契機に、裁判官が調停にこれまで以上に積極的に関与し、充実した調停運営を目指す取組等を行っているところである。

6.4.3.1 遺産紛争に関する背景事情の影響

高齢化の進行に伴い死亡者数の増加が見込まれており、今後の遺産紛争の増加は避けられないものと考えられるところ、遺産分割事件の新受件数と死亡者数は、同程度の割合で増加傾向を示している（【図41】）。また、認知症高齢者の増加や要介護認定率の上昇、少子化・核家族化による世帯の縮小、高齢者への資産の偏在、家族観や家族規範の多様化といった要因は、いずれも親族間の対立を先鋭化させ、社会の流動化等の要因も、遺産紛争の解決を困難にするものと考えられる。そして、こうした遺産紛争の増加や複雑化・先鋭化をもたらす社会の変容は、今後、ますます進行するものと考えられる。

【図41】 遺産分割事件の新受件数と死亡者数の推移

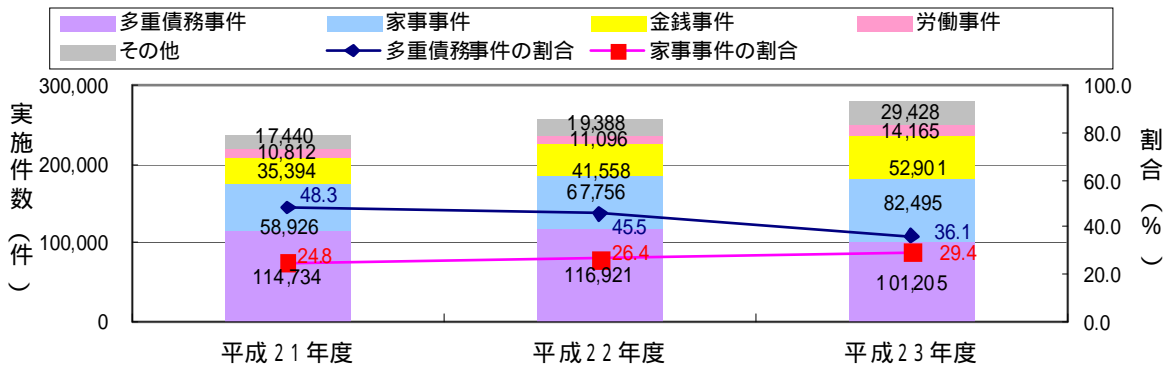


死亡者数は厚生労働省「平成23年人口動態統計」による。

新受件数は、審判事件及び調停事件のいずれかとして係属したものを合計した件数であり、調停不成立により審判事件として係属した事件や、審判申立て後に調停に付して調停事件として係属した事件を含む。

また、弁護士会や法テラスでは、法曹人口の増加も背景としつつ、家事分野での相談業務等の一層の充実に向けた取組がされており、今後、家庭内の問題が法的紛争として顕在化する傾向も強まっていくものと考えられる（【図42】）。

【図42】 法テラスにおける法律相談援助の動向



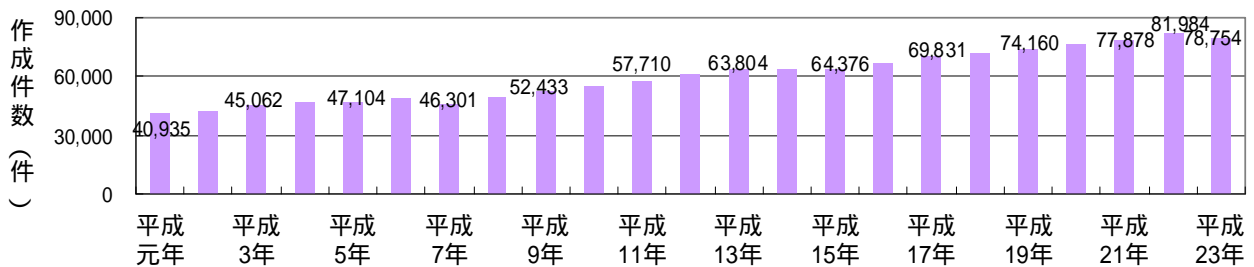
法テラス調べ(平成24年4月9日付け「Press Release」)による(平成23年度は速報値)。

6.4.3.2 裁判外の制度等の整備状況

遺産紛争に関する制度等の状況

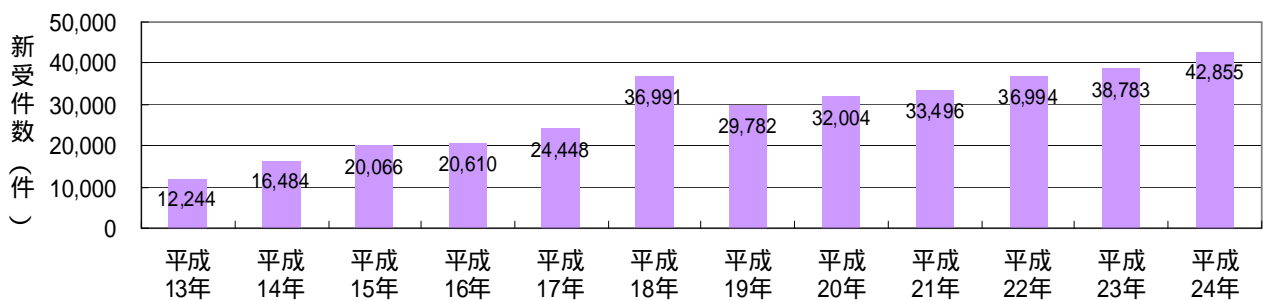
遺言書の検認件数や公正証書の作成件数は増加傾向にあり(【図43】), 成年後見関係事件の新受件数も, 平成24年(4万2855件)は, 平成13年(1万2244件)の約3.5倍に達するなど, 成年後見制度の利用も広がっている(【図44】)。また, 信託銀行等の相続関連業務²⁵の利用も広がりを見せており, 例えば, 遺言書の保管件数(遺言信託業務の件数)は, 遺言の保管のみを行うサービスは近時減少傾向にあるが, 遺言の保管から遺言の執行まで行うサービス(執行付きサービス)は増加傾向にある(【図45】)。

【図43】 遺言公正証書作成件数の推移



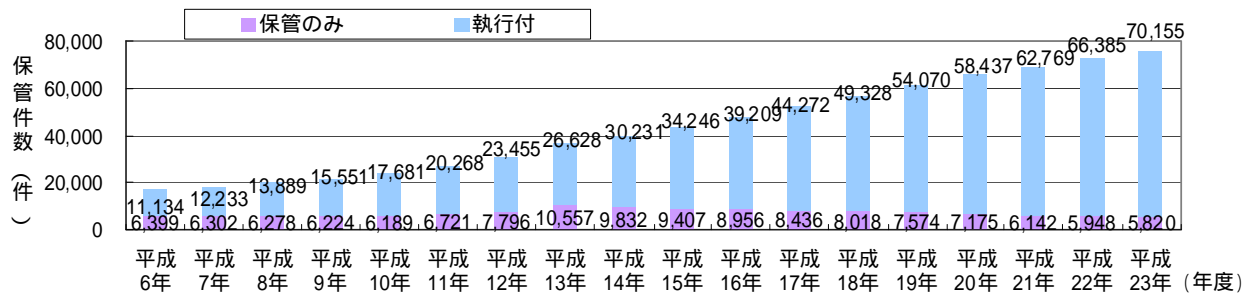
日本公証人連合会(以下「日公連」という。)調べによる。
上記遺言公正証書件数には, 秘密証書遺言の件数は含まない。

【図44】 成年後見関係事件の新受件数の推移



²⁵ いわゆる遺言信託(遺言書の保管や遺言の執行等を内容とする業務)や遺産整理業務(信託銀行等が相続人全員と契約を

【図45】 遺言書の保管件数の推移

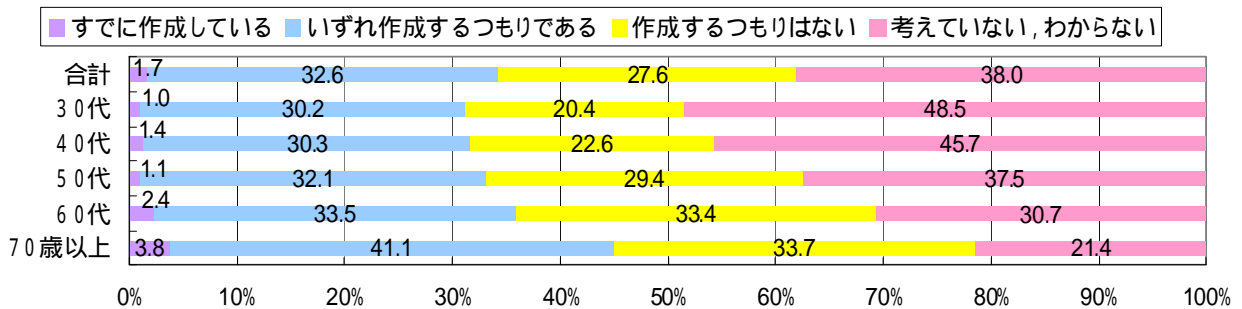


一般社団法人信託協会「信託統計便覧」による。
遺言書の保管件数は年度末現在の件数である。

そして、有効な遺言は遺産紛争の予防ないし複雑化の防止に役立つものと考えられ、判断能力が低下した被相続人について成年後見制度が適切に利用されれば、被相続人の生前の財産管理が透明化されることで遺産紛争の予防ないし複雑化の防止につながるものと考えられる。また、信託銀行等の相続関連業務も、遺産紛争を予防するものといえる。さらに、遺言等が適切に活用されれば、紛争が裁判所に持ち込まれることになっても、審理のポイントが絞られるなどして、迅速な事件処理が促進されるものと考えられるのであり、今後、遺産紛争の増加が見込まれる中で、これらが、遺産紛争の予防や複雑化・先鋭化の防止に重要な役割を果たし、裁判所での適正・迅速な事件処理に資することが期待される。

もっとも、遺言等の利用は増加しているものの、意識調査の結果等では、その浸透や意識の高まりは十分とはいえず（【図46】、【図47】）²⁶、遺産分割事件（調停・審判）の新受件数も死亡者数の増加に従って増加するなど、遺産紛争の予防ないし複雑化・先鋭化の防止の取組はなお途上にあるものといえる。

【図46】 遺言の作成意向(年齢階層別)

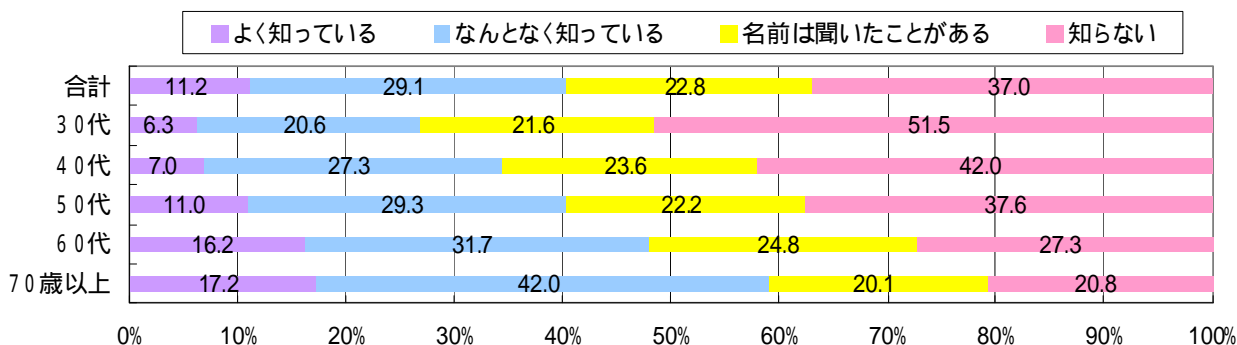


経産省研究報告書による。

結び、財産目録の作成、遺産分割協議書に基づく遺産分割手続等の遺産の整理を代行する業務)等がある。

²⁶ 経済産業省商務情報政策局サービス政策課サービス産業室「安心と信頼のある『ライフエンディング・ステージ』の創出に向けた普及啓発に関する研究会報告書」(平成24年4月)(以下「経産省研究報告書」という。)の意識調査の結果(回答者は国内に居住する30歳以上の男女4181人(平成24年1月14日～1月17日にモニターを活用したWEBアンケート調査を実施))による。

【図47】 任意後見制度の認知度(年齢階層別)



経産省研究報告書による。

行政の取組

社会福祉協議会等の行政機関では、福祉の観点から高齢者の抱える問題を把握する様々な取組がされているが、こうした取組は、遺産紛争を法的に顕在化させ、紛争の予防ないし早期解決につながる契機にもなり得るものと考えられる。

家事調停

家事調停事件（乙類調停事件及び乙類以外の調停事件の合計）の新受件数は、おおむね増加傾向にあり、平成24年は過去最高の14万1802件に達した。

他方、紛争の解決という観点から制度等の状況を見ると、民間・行政型ADRの利用は少なく、司法型ADRである家事調停を中心とする家庭裁判所の諸手続が、少子高齢化を中心とした社会の変容により増加、複雑化・先鋭化が進むことが見込まれる遺産紛争の解決を担っているのが現状であり、今後、家庭裁判所の役割の重要性は一層高まるものと考えられる。

6.4.3.3 諸外国の状況

フランスでは、遺産に不動産が含まれる場合又は遺産総額が5400ユーロを超える場合には相続手続に公証人の関与が必要とされており、公証人が遺産分割について中心的な役割を担い、ほとんどの事案が公証人による裁判外の遺産分割手続によって円満に解決されている。他方、裁判所には、公証人を通じて裁判外で解決ができなかった事案が民事訴訟として持ち込まれることになるが、そこでは遺産分割の前提問題等について判断されるものの、遺産分割事件の判決において各相続人への財産の割当てが命じられることはまれであり、ほとんどの場合は、遺産の分割を命じた上で分割作業を行う公証人とこれを監督する裁判官を指名し、公証人が分割案を作成して裁判官に報告することが命じられており、具体的な分割は公証人に委ねられている。

ドイツにおいても、裁判所では、遺産紛争は民事訴訟の枠組みで処理されており、原告は、自

らが妥当と考える遺産分割計画を作成し、他の相続人や受遺者を被告として、これに同意するように求める訴訟（遺産分割計画への同意訴訟）を提起することになる。原告は、遺産の範囲及び評価をはじめ、遺産分割計画を基礎付ける事実について立証責任を負うが、これらの立証は難しく、民事訴訟で適用される立証責任の負担が当事者間での解決の動機付けともなっているようである。

アメリカでは、裁判所の手続で遺産分割を行う場合、遺言がある場合には、プロベート手続（probate）²⁷、遺言がない場合には、遺産管理手続（administration）と呼ばれる厳格な手続が行われ、柔軟な遺産分割が困難となることから、信託制度が裁判手続を回避する手段として広く利用されている点に特徴がある。

他方、諸外国と比較すると、我が国は、法制度上、家庭裁判所が具体的な遺産の分割方法まで定めることとなっており、その負担が重くなる構造になっているといえよう。

6.4.3.4 今後の課題及び展望

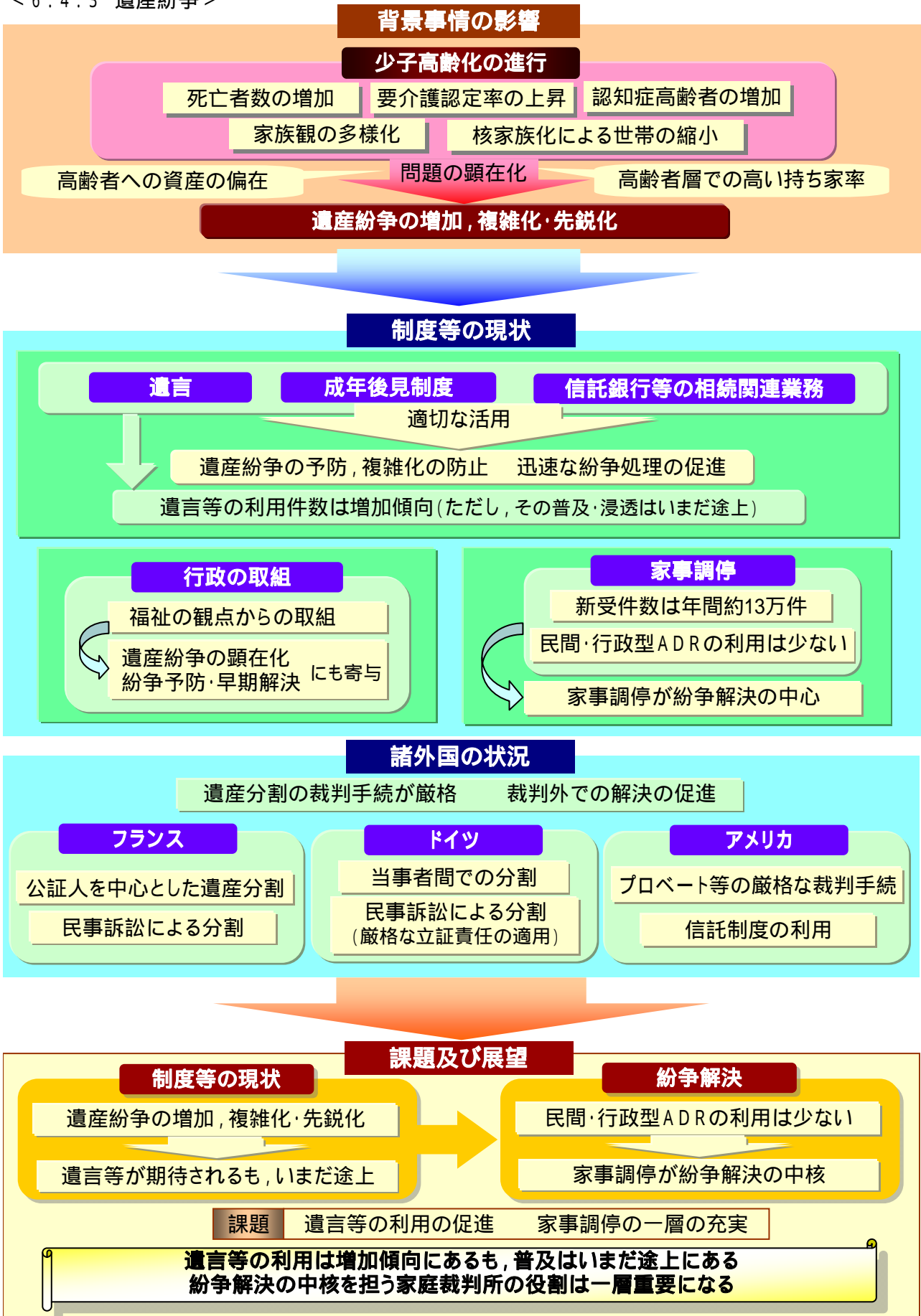
今後、高齢化を中心とする社会の変容によって、遺産紛争の増加や、複雑化・先鋭化が一層進むことが見込まれる。また、高齢化を中心とする社会の変容は、遺産紛争の深刻化をもたらすと考えられ、遺産分割事件は、量的に増加するのみならず、質的にも複雑困難なもの（法的な主張が多岐にわたる事件や証拠が多量な事件など）が増加する可能性もある。

このような状況下では、遺産紛争の予防や複雑化の防止に資する遺言等の諸制度が有効に活用されることが望ましいが、遺言等の普及・浸透はいまだ道半ばであり、民間・行政型ADRの利用が直ちに拡充していく状況にはないことからすると、家庭裁判所が果たす役割は、今後、ますます大きくなるものと考えられる。

家事調停においては、遺産紛争の前提問題や付随問題の一体的な解決や、司法的判断に裏付けられた解決に対する当事者のニーズにも配慮しつつ、より一層充実した手続を実現することも要請されよう。なお、家庭裁判所では、平成25年1月1日に家事事件手続法が施行されたのを契機に、裁判官が調停にこれまで以上に積極的に関与し、充実した調停運営を目指す取組等を行っているところであり、こうした取組を通じて遺産紛争を含めた家事紛争の量的増加、質的な複雑化という傾向に対応できるよう、家庭裁判所の機能の更なる充実強化が必要となるよう。

²⁷ プロベート(probate)は、検認と訳されることが多いが、我が国における検認手続とは異なり、相続関係の手続一般を含む意味で用いられているので、本稿では検認という言葉を用いず「プロベート手続」とする。

< 6.4.3 遺産紛争 >



6.5 まとめ

これまでの検討の総括として、迅速化法が基盤整備法としての性格を有していることを踏まえつつ、今後の裁判所が果たすべき役割について、次のとおり若干の整理・分析を行う。

裁判外の紛争解決制度の現状とその形成過程

顕在化・増加し、あるいは複雑化・多様化・先鋭化することが見込まれる法的紛争を社会全体で適切に処理するには、紛争を予防し又は解決するための裁判外の制度等が機能し、裁判所との間で適切な役割分担を果たすことが望まれるところ、民事紛争に関するADRの状況を見ると、一般的な民事紛争について、民間型ADRは民事調停と比較すると事件数が少ないのが現状であるが、専門性の高い分野や行政との関わりが強い分野などでは、法整備も含めた紛争処理制度の整備が進められている。そして、比較的に利用されている民間・行政型ADRの形成過程について見ると、それらは自然発生的に形成されるのではなく、訴訟件数が増加するなどして当該分野が問題領域として認識される中で、社会の耳目を集めるような事件の発生などを契機に世論が喚起され、また、裁判例の蓄積により紛争処理の一定の基準や処理モデルなどが形成され、その上で、関係者の努力によって具体的な制度が形成されてきたといえる。

また、保険の状況について見ると、近時は建築紛争の分野などでの制度整備が注目されるが、保険が紛争解決に大きな役割を果たしている諸外国の状況からすれば、我が国においても、紛争解決の合理化という観点から更なる保険の普及が期待される。

裁判所の役割

裁判所においては、裁判外の制度等が形成される前提として、社会的な関心が高く、裁判所にとっても新しくかつ影響の大きな判断を求められる紛争について質の高い審理及び判断を行うことが求められ、裁判外の制度等が創設された後も、新たな問題について質の高い判断を示すことで、その運用に資する基準を提供するとともに、裁判外での解決が困難な争訟性の高い事件を適切に解決していくことが求められるのであり、このような形での裁判所と社会内の紛争解決制度との適切な役割分担が期待される。また、今後、潜在的紛争が顕在化することで、生活紛争を中心とした比較的小規模なものも含め、法的紛争の増加が見込まれるところ、一般的な民事紛争に関する民間・行政型ADRが必ずしも十分に浸透していない現状では、裁判所において、紛争の増加への対応が必要であり、比較的小規模な紛争解決ニーズを吸収する手続である民事調停の一層の充実も求められよう。また、家事紛争については、裁判外の制度等が直ちには拡充する状況にはなく、家庭裁判所が紛争解決の中核を担い続けることが見込まれるが、遺産紛争について、その予防ないし複雑化・先鋭化の防止に資する遺言等の普及がまだ途

上にあることなどからすれば、今後、その事件処理の負担が増大していくことは避けられないものといえよう。

以上によれば、第4回報告書では、裁判の一層の適正・充実・迅速化のための必要な制度・運用面の施策と態勢面の施策について一定の取りまとめを行ったところであるが、裁判所においては、通用力のある（同種事案における紛争処理の基準となるような）質の高い判断を迅速に提供するためにも、また、法的に顕在化した紛争が裁判所にも相当数持ち込まれる可能性がある中で、将来の事件動向に対応していくためにも、運用改善の努力を継続することはもとより、裁判所の運用を支える制度面の施策の実現や、弁護士をはじめとする関係者の更なる努力が望まれよう。また、裁判所の基盤整備を含めた態勢面の施策も着実に実現していく必要があると考えられる。

<6.5 まとめ>

